

第四に、弁護士法人がその債務を完済できない場合には、原則として全社員が無限連帯責任を負うこととしておりますが、特定の事件について指定がされた場合には、その事件に関し依頼者に対して負担することとなった弁護士法人の債務については、指定を受けた社員のみが無限連帯責任を負うものとしております。

第五に、弁護士法人は、従たる事務所を設けることができるものとしております。

第六に、弁護士法人は、弁護士と同様、弁護士会及び日本弁護士連合会の会員になるものとし、その指導監督を受けるものとしております。

そのほか、所要の規定の整備を行つております。

以上が、この法律案を提案いたしました理由及びその概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○保利委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○保利委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として法務省大臣官房訟務総括審議官都築弘君、法務省大臣官房司法法制部長房村精一君及び法務省民事局長山崎潮君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○保利委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○保利委員長 次に、お諮りいたします。

本日、最高裁判所中山総務局長及び金策人事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○保利委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○保利委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。枝野幸男君。

○枝野委員 官房副長官にお忙しい中おいでいた

だいておりますので、ちょっと順番が不自然であります。ハンセン病訴訟の問題についてお尋ねをいたします。

確認をしておきますが、現時点では、控訴するかしないか結論は出ていないですね。

○上野内閣官房副長官 まだ出ておりません。

○枝野委員 官房副長官は、十五日ですか、原告とお会いになつておりますか。

○上野内閣官房副長官 二十一日と二十二日でござります。

○枝野委員 そのときに、弁護士の同行を拒否され、介護者、車いすを押す人ということで同行したというふうに伝えられているのですが、事実でしようか。

○上野内閣官房副長官 ちょっと経過を説明させていただきたいと思いますけれども、実は最初にお会いしたのは二十一日、おとといでございました。

これは、朝から参議院の予算委員会が開かれておりまして、官房副長官は、参議院の場合は私がずっと終日出席することになつております。

夕方の四時ごろだと思いますけれども、官房長官から電話がありまして、原告の方を含めて何人の方が官邸の前に見えていて、ちょうど飯島秘書官が対応させていたのですけれども、なかなか対応がスマートでないので、おまえ、予算委員会の最中だけれども、帰ってきて対応しろということとありました。

私が参りまして、少しもめていたのですけれども、お話を伺つてようやく話があれしまして、原告の元患者さんが、とにかく控訴をするとかしないとか決める前に、原告六人にぜひ会うように締約を守つて、お三方とも発言はされませんでした。

しかし、六人ともいろいろな発言をしまして、とにかく努力をしているから、きょうじゅうに決着すればまた御連絡します。きのうは決着しませんでしたので、申しわけないけれどもあしたまでお待ちいただきたいというお電話を差し上げた、それが現状でございます。

○枝野委員 確認したいのですが、今総理に直接お会いいただくための努力をしている、これは間違いないでしょか。

会いするように総理の方にお伝えしましようといふことです。

ただ、当日、その翌日は外交日程を含めずつと一日じゅう詰まつておりますので、二十一日と二十二日は無理ですよ。しかし、きょう総理に申し上げた結果は夜には会長さんに御報告します、こういうことありました。

二日目に、また予算委員会の最中に電話がございまして、今度はどうなつているかということでござりますので、それでは私がお会いしましようということで、十二時半からお会いしました。

そのときに、原告の元患者さんのそういう申し出がありましたので、その方がお会いするといふことで、私は直接交渉したわけではありませんけれども、官邸の方で六人の方と、しかし、お体が不自由な方もおりますので、介護の人を何人かよろしいですかということがあつたようございまして、それは結構でござりますということです、十二時半から六人の方と三人の介護の方とお会いしました。

冒頭、会長さん、曾我野さんから、我々弁護士もきょう来ているのでというお話を承りましたけれども、私が総理の代理に話を聞くということではなくて、総理にお会いするということを伝えるというお約束がありましたので、そのことでありますましたから、患者さんにもそういうことで十二時半から六人の方と三人の介護の方とお会いしました。

これは御理解いただいていると思いますけれども、被告は国でありまして、内閣総理大臣も官房副長官もいずれも国の代理人であります。そういう意味では、専門的知識を持つた人間が代表者、代理人のお会いになるわけでありますから、当然原告側の方も代理人がついてサポートするといふのは当たり前のたうふうに思いますが、そうがつております。

これは御理解いただいたと思いますけれども、被告は国でありまして、内閣総理大臣も官房副長官もいずれも国の代理人であります。そういう意味では、専門的知識を持つた人間が代表者、代理人のお会いになるわけでありますから、当然原告側の方も代理人がついてサポートするといふのは当たり前のたうふうに思いますが、そうがつております。

○上野内閣官房副長官 国の代理人といいますか、国は、こういう場合、国会を含めて法務省でありますから、代理人人ということが当たるかどうかわかりませんけれども、そういう弁護士の方々もというお話は総理にお伝えいたしましたけれども、しかし基本は、これは本当に苦しい御経験をされた元患者さんたちの気持ちを素直に総理に聞いていただくということが基本でありますので、お伝えはしますけれども、その時間の範囲内で、お伝えはしますけれども、その時間の範囲内で、その六人の方、あるいはもう少し述べられるかどうかわかりませんけれども、実現するとなれば、そのことを中心にやつていかなければいけないのではないかと思つておりますけれども、きょうここの御質問があつたことも総理にお伝えをして、これから対応していくかと思います。

○枝野委員 もちろん当事者の方の気持ちを聞いていただくといふことが一番大事なわけでありますけれども、では逆に、その気持ちの問題だけ対応していただけるんだつたらそれでいいのです

すけれども、國の方は当然、法律論とか行政の立場とかということで、そこでお返事になるかどうかは別として、いろいろ判断の材料は言えるわけですから、場合によつては、そうしたことについて当事者にかわって説明をしたり、あるいは総理からもし何かおつしやられたときに受けた話を御本人たちにわかるように伝えたりといふような意味で、当然、これは代理人が同行をし、場合によつては発言をするということは当たり前だとうことでなければセレモニーに終わってしまうと思ひますので、御答弁は結構ですので、ぜひそういった趣旨で総理にもお伝えをいただきたいとうことであります。

では、お忙しいようですから、官房副長官、あらがとうござります。

続いて、この件について法務大臣に一つ確認をさせていただきたいのですが、過日の法務委員会におきまして、十八日でしようか、私がこの件について法務大臣にお聞きをして、国会の意思は事務総長に聞くのか、だれに聞くのかということを念を押しました。どうも、国会の方の議運で、与党の皆さん側から、これは、控訴するかどうかということは事務総長に対して問い合わせが来ていました。どうも、国会の方の議運で、与党の皆さんの側から、これは、控訴するかどうか残つていて、失礼しました。

今御答弁の趣旨はわかるのですけれども、これは私も含めて、被告というか、責任を問われている国会議員、森山大臣も、いわゆるらい予防法が廃止になる前の責任を問われている段階の国会議員でもいらしたわけですから、そういう

ことでお考えになつてあるう法律論、控訴すべきであるという法律論は法律の理屈の世界の上で理解できないわけではありません。しかしながら、議院内閣制で法律家あるいは官僚ではない大臣が行政権を担うということの意味はどういうところにあるのかと言えば、それは理屈の世界の建

前よりももっと大事なことが政治判断として必要なことがある。本件の場合には明らかにそういうケースである。

例えば、過去にも、今の小泉総理の師匠である福田内閣のときでしょか、超法規的措置というのをハイジャック事件か何かのときにやったといふケースもこの国はあります。人命あるいはそれにつながるような話と、うことに、法律の理屈とか行政のいろいろな建前とか以上に、実

体的な当事者の権利、命、こういったものを優先していいのは当然だというふうに思います。

それから、これも答弁は大体想像できるのですが、その後、原告の皆さん動き、いろいろな動向が出ております。現時点では、法務大臣としてこの控訴問題についてどうお考えになつてあるのか。

○森山国務大臣 この件は前にも、別の機会に申し上げましたけれども、私も患者の皆さんにお会いしまして、まことに言葉もないほどショックを受けようとしたというような流れになつたとしたところは、これは法務省にとつても不幸なことだと思います。

私は、法務省のためにも、ここで法務省が頑張って、法律のいろいろな理屈を言つて控訴をさせようとしたというような流れになつたとしたところは、これは法務省にとっても不幸なことだと思います。

○枝野委員 そうすると、この報道は間違いだとうに思ひますし、森山大臣も、女性政策を初めていくことになるということは不幸だと思いますので、それがいかに思ひます。

○森山国務大臣 本件に關しては、私、発言をさせていただきました立場は法務大臣としてということをございますので、もちろん、議員の一人であることは確かでござりますけれども、法務大臣といつましても、それぞれの院の事務総長を通じてお願いしたということでございますので、その後のそれぞの院における取り扱いについては両院で決めていただくということになるのではないか

でしょうか。

○枝野委員 先ほどは失礼しました。衆議院であります。私も、選挙区は埼玉ですが、宇都宮が実家で、森山鉄司先生の代からよく存じ上げているものですから、最初に参議院に出られた印象が残つていて、失礼しました。

今御答弁の趣旨はわかるのですけれども、これが私も含めて、被告というか、責任を問われている国会議員、森山大臣も、いわゆるらい予防法が廃止になる前の責任を問われている段階の国会議員でもいらしたわけですから、そういう

ことでお考えになつてあるう法律論、控訴すべきであるという法律論は法律の理屈の世界の上で理解できないわけではありません。しかしながら、議院内閣制で法律家あるいは官僚ではない大臣が行政権を担うということの意味はどういうところにあるのかと言えば、それは理屈の世界の建

前よりもっと大事なことが政治判断として必要なことがある。本件の場合には明らかにそういうケースである。

例えば、過去にも、今の小泉総理の師匠である福田内閣のときでしょか、超法規的措置というのをハイジャック事件か何かのときにやつたといふケースもこの国はあります。人命あるいはそれにつながるような話と、うことに、法律の理屈とか行政のいろいろな建前とか以上に、実

体的な当事者の権利、命、こういったものを優先していいのは当然だというふうに思います。

五月二十一日付の毎日新聞に「司法改革 財務省が「異議」 財政負担、理由に」ということで、財務省の方が司法制度改革審議会の進めていく制度改編に対して異論をまとめて一部の国会議員に働きかけを始めたというような報道がなされていますが、まさか事実ではございませんよね。

○中野大臣政務官 枝野委員の御質問にお答えをしたいと思います。

司法制度改革に伴いまして必要となる人的資源の拡充につきましては十分配慮すべきものと私ども考えております。財務省いたしまして、さまざまな機会をとらえまして各方面から意見を聴取する、そういうことはござりますけれども、改革に対し異議を唱えるようなことは決してないと

いふことを承知しておりますので、御理解願いたいと思います。

○枝野委員 そうすると、この報道は間違いだとうに思ひます。枝野大臣も、女性政策を初めていくことになるということは不幸だと思いますので、それがいかに思ひます。

○森山国務大臣 本件に關しては、私、発言をさせていただきました立場は法務大臣としてということになると思いますが、当然、省内でこんな変な動きをしている者がいないかどうかとい

ことについての監視はしっかりとしていただきたいし、万が一にもこういう動きをしている財務省の官僚がいらっしゃったら、当然責任を追及したいただきたいと思いますが、よろしいですね。

○中野大臣政務官 今おっしゃるような意味で、人的資源の拡充の問題については十分理解しております。ただ、国民の税金を預かる財務省といまして、改革を進めていく中で見直すべき点があれば、例えば制度とか手続の合理化とか、予算とか定員の面についても、当然これはしっかりと効率的にもやってもらいたい、そういう願いがあることだけはどうか御理解願いたい。しかし、おっしゃったとおり、審議会の意見を尊重するという基本線はきちっと守らせてたいと思います。

○枝野委員 これは司法制度改革審議会をつくったときから話にもつながっていくので、私は、党内からも弁護士会などからいろいろと批判を一部いただいたのですが最後まで反対をいたしまして、こんなものは立法府の仕事で、行政府の仕事じゃないと申し上げたのですが、それでもそれを押し切っておつくりになったということ。しかも内閣におつくりになつた。法務省につくったのではなくて、内閣につくったということは、財政の問題から、経済の問題から、あらゆる問題をトータルに考える審議会として、司法制度改革審議会が内閣に置かれた。それに対して当然内閣としては全体として前向きにとらえて、答申が出てきたそれを実行していくというのが内閣の負っている責任だというふうに思います。

そうした意味からいえば、今の政務官がおつたらば、それは財務省の立場からいろいろあるかもしれません、あくまでもこれは内閣全体の問題としてこの審議会をつくったという経緯からすれば、今のようなお話は一般論としては認めますが、この審議会の答申に對しては少なくとも、私はいろいろこれから申し上げますが、異論

がたくさんあるので、立法府に置かれているんじやないとか、私はいろいろ反対部分がありますが、内閣としては基本的に全体として受けとめてやつていくといふうに私は受けとめていましたので、出てきたものに対してもいろいろと注文を使つて審議会をつくった意味があれませんので、したがつて、その点は理解して財務省としても判断をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中野大臣政務官 委員の御意見については、十分これからも考えてまいりたいと思います。

特に、改革の具体的な内容についてはこれから示されて最終的に決ることを承知しておりますけれども、財務省としてこの改革の推進については十分配慮していくという立場を堅持してこれらも努力したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○枝野委員 今私が申し上げた趣旨は、法務大臣、御理解いただいていると思いまして、この件については、答申に対して、法務省の審議会とか法務省で何か上がりつた案と違つて、当然財務省も言うことを聞いてくれるはずですよねということ前提で内閣内で行動していただけると思いますが、よろしいでしょうか。

○森山国務大臣 おっしゃるとおりでございまして、先ほど御指摘の新聞記事につきましても、昨日閣僚懇談会の席で、塙川財務大臣から、司法制度改革に財務省が消極的であるとの新聞報道は根拠がないということをわざわざ大臣御自身の口から伺いました。財務省としては司法制度改革審議会の最終報告が出れば積極的に取り組んでいきたくとも思つた次第でございます。

当然、これは内閣に設けられた審議会でありましたから、関係各省の意見もそれぞれ尊重しなければいけないでしょけれども、財務省のことに関するものもあるでしょうが、まさに裁判官の人員とかそういうところについては予算措置の部分もたくさんあります。

今、中野政務官がかなり明確に言つていただい

と思うのですが、最高裁とこの司法制度改革審議会との関係は複雑なのですね。先ほど申しましたとおり、立法府の一員としては、これは内閣が勝手に置いたものだというふうに私は受けとめていましたので、出てきたものに対していろいろと注文をつけたいと思っていますが、そういうことも含め、この審議会の答申で裁判所に期待をされる重する立場なんでしょうかね、どうなんですかね。

○中山最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

司法制度改革審議会は、現在、御案内のとおり最終意見の内閣への提出を目指して鋭意検討中、審議中ということで承知しておりますけれども、審議会におきましては、国民各層から選ばれた委員が、それぞれ司法制度改革全般にわたつて、ユーチーとしての立場で、二年間調査検討を行つてまいりました。その間、最高裁判所といたしましても、資料等を提供し、あるいは求めに応じて、裁判を運営する立場でいろいろな意見を申し上げてきたところでございます。そういう意味で、その審議に全面的に協力してきたというふうに考えております。

最終意見では、我が国の司法制度改革全般について幅広い大きな改革の方向性が示されるものと考えておりますけれども、最高裁として、審議会の意見を十分に尊重し、二十一世紀にふさわしい司法の実現に向けて努力してまいりたいと考えているところでございます。

○枝野委員 非常に難しいところなんですよ、これは、三権の話からすれば、内閣でやっている話ですから、関係各省の意見もそれぞれ尊重しなければいけないでしょけれども、財務省のことに関するものもあるでしょうが、まさに裁判官の人員とかそういうところについては予算措置の部分もたくさんあります。

今、中野政務官がかなり明確に言つていただい

たので大丈夫とは思いますが、司法制度改革審議会の答申に基づいて予算請求をする話が、内閣の方で、財務省などが財政の立場からいろいろ出てきたときに、矛盾をする可能性が可能性としてあり得るわけです。最高裁としては、当然司法制度改革審議会の答申を尊重して、場合によっては、二重予算というのですか、そういうことも含めて、この審議会の答申で裁判所に期待をされる予算確保ということに向かつていただけると期待をしたいのですが、よろしいでしょうか。

○中山最高裁判所長官代理者 今お話をありましたがよう、審議会で示された方向性というものを実現していくためには、もとより財政的な側面を含め、関係各方面的御理解と御協力が不可欠であります。裁判所としては、そのため最大限の努力をしている、していきたいということは申し上げたいと思いますが、ただ、その具体化について、現段階でまだ確たることを申し上げるわけにはまいりません。

○枝野委員 中野政務官に最後まで今の話をずっと聞いてきていたいたのは、小泉内閣は、小泉総理である限り内閣をかえないとおっしゃつてるので、我々としてはそう言つていいのかどうかわかりませんが、もしかすると長く財務省をお預かりをいただくことになるかもしない立場なので、ぜひ理解をしていただきたい。

○枝野委員 今の話のとおり、裁判所はちょっと違うところにあるわけですが、裁判所は別に予算の請求権があります。したがつて、法務省との関係では、財務省がいろいろとおっしゃつて、この予算を減らせとかなんとかあるかもしませんが、法務省と違って、裁判所は、三権が分かれていますので、独立して予算を請求する権利もありますし、司法制度改革審議会というのをわざわざ内閣につくつて権威のある重たいものとした趣旨からすれば、それに基づいて裁判所が財務省の言うことを聞かないで予算請求してくるというのがむしろ自然なんだというふうに思つて、財務省としての判断をしていただきたいということを申し上げて、御答弁は結構でございますので、財務省

政務官に対する質問は以上ですので、お時間のあれば退席いただいて結構でございます。ありがとうございます。

さて、弁護士法改正の具体的な中身についてお尋ねをさせていただきます。

今度の改正で、弁護士法人を設立した場合、従たる事務所を置くことができるということになつていますが、従たる事務所には社員たる弁護士を常駐させなければならない、こういふふうになつております。その趣旨はどこにあるのでしょうか。

○横内副大臣 私から御答弁を申し上げます。

委員にとりましては积遅に説法でございますが、現行の弁護士法上は、弁護士さんは、事務所は一つだ、複数の事務所を持つことはできないということになっております。その理由といふのは、弁護士が常駐しない事務所を設けますと、いわゆる非弁活動、弁護士でない者が弁護士のやるべき活動をしてしまは違法行為でありますけれども、そういう非弁活動を助長するおそれがあるというような理由から、弁護士が常駐しない事務所は認めないという前提に現行法上は立っていると

今回の法案では、弁護士法人については従たる事務所を認める、複数の事務所の設置を認めるわけですが、さいますけれども、しかし、今申し上げた法律の趣旨に照らしまして、従たる事務所についても社員弁護士を常駐させるというふうに規定するというふうに規定するといふことがあります。

○枝野委員 非弁の温床になるという話はわからぬではないのですが、社員の弁護士であらうと社員でない弁護士であろうと、弁護士法に基づいた法的責任、あるいは弁護士会の規則に基づく弁護士としての倫理規定が全部かぶつてきてゐるわけでありまして、非弁の温床にならないようになりますということであるならば、その趣旨からは、社員たる弁護士ということの限定をつけることの理由にはならないと思いますが、いかがで

○横内副大臣 委員がおっしゃったような御意見はあると思います。立法の過程でも、かなりその点について日弁連を含めていろいろな議論があつたというふうに聞いております。

ただ、基本としては、弁護士法人の従たる事務

所においても、法人内部での指揮命令を徹底して法人としてのしっかりと監督が行われる必要があるということから、法人の構成員であつて法人業務の運営に責任を持つている社員たる弁護士を常駐させるということにしたものです。

しかし、委員おっしゃるように、社員たる弁護

士でなくたって、いわゆるいそ弁的な使用者でないじやないかということはあるうと思ひます。それは、その地域の実情によるわけでございまして、委員も御存じだと思いますが、今回の法律の三十条の十六のただし書きでございますけれども、その地域の状況によつて、社員弁護士を置く必要がないじやないか、いそ弁的な弁護士でもいいし、あるいは単なる使用者でもいいじやないかというような場合には、地域の弁護士会の許可を得て社員弁護士の常駐義務を免除するという形にしているということをごぞいます。

○枝野委員 例外措置にもこれから行くんですが、その前に、やはりその前のところがよくわからぬないです。つまり、どうして社員じゃなきゃいけないのか。つまり、法人としての運営のことについては当然社員たる弁護士が責任を持つということです。しかし、非弁の温床になるかならないかということが趣旨であるとすれば、社員たる弁護士であろうと社員でない弁護士であろうと、非弁活動を抑止する、防止するということの法的責任を負っているのは全く一緒なわけでありますから、それは社員たる弁護士に限られる理由とは結びつかないと思いますが、どうですか。

○横内副大臣 確かに、非弁活動を抑制するという観点からはそうなんでありますけれども、一方で週に何日か行けばいいようなところがある。ただれども、結局非弁活動を防止したいというこ

とであるならば、いなきに弁護士事務所の看板を掲げて、だれかある程度法的知識を持つた弁護士でない人間がいたりすれば、法律相談をしたいとかいう方にとっては、我々弁護士から見たい話になるのかといえば、もし非弁の温床に

判所から書類が来たら大変な話だと思って弁護士のところへ飛び込んでくるというケースがほとん

どです、一般の方々は。そうすると、たまたま

きょうはいませんという話で、ではその弁護士事務所は弁護士がないから来週来てくださいとかありますたら、そのときには例外として、許可を得て社員でない弁護士を置いたり、あるいは単なる使用者でもいいという形にする、そういう立

て方をしているということをごぞいます。

○枝野委員 では、例外の方から伺いますが、例外を部分的に認めた規定がある。どういう趣旨で例外を認めることにしたんですか。

○横内副大臣 ごく一般的には、やはり全国的に見ますと、地域によっては、常時弁護士さんがいるほど事件数はないけれども、月に何回か弁護士さんが行つてそこでまとめて処理をする、そういうような地域があるだろうというふうに思いました。

そういうようなところでも、やはり国民の司法へのアクセスを一層容易にするために適切な法律

サービスを提供するということから、弁護士法人の従たる事務所が設置されることが望ましいわけ

でありますけれども、常時弁護士がいる必要はない、そういうようなところについては、いわゆる

使用者でもいいではないかということで、そういう

状況では社員弁護士を常駐させる必要がないと

いうことで、地域の弁護士会が周辺における弁護

士の分布状況その他の事情を考慮して許可したときには常駐義務を解除することにしたということ

であります。

○枝野委員 よくわからないんですよ、今のお話

が、つまり、地域によっては常時いなくても、まとめて週に何日か行けばいいようなところがある。ただしかし、そこは弁護士会として一定の監督

いたりというところでは、そのいない日にちに非弁行為が行われる、非弁の温床になるというリスク

は一緒じゃないですか。そこはどうして、要するに、事件数の少ないところでは非弁の温床になら

ず事件数の多いところでは非弁の温床になると

いう理屈が出てくるのか。さっぱり理屈が通らな

いんですね。

○横内副大臣 しかし、地域の状況で、余り事件

数がないというようなところに常時社員弁護士を置くというのはやはりむだもあるし、そういうふ

うな場合には使用者でもいいのではないか。

ただしかし、そこは弁護士会として一定の監督

はするわけですから、したがって、非弁行為が行なわれているようなことであれば、それは弁護士会として一定の監督はするということだと思います。

○枝野委員 弁護士会が非弁行為を監督するのには、例外を認めたケースであらうと例外を認めないケースであらうと、それはどちらでもちゃんと監督するのは一緒なわけですから、理由にならないわけですよ。

それから、確かに、常駐をしていたのでは事件数が少ないので採算が合わないというケースは当然あります。ありますけれども、そういう場合は非弁の温床にならなくて、そうでない場合は非弁の温床になるという理屈にはならないんですね。あくまでもこれは需給調整の規定じゃないですか。

○横内副大臣 弁護士会とも協議の上で議論をしているわけですから、需給調整的な要素が全くないかといえば、それはそういうこともあります。

しかしながら、確かに、常駐をしていたのでは事件数が少ないので採算が合わないというケースは当然あります。ありますけれども、そういう場合は非弁の温床にならなくて、そうでない場合は非弁の温床になるといふ理屈にはならないんですね。あくまでもこれは需給調整の規定じゃないですか。

○枝野委員 基本はやはり、できるだけ従たる事務所が弁護士過疎的な地域でも設置されることが望ましい。しかし、そうはいつても、そこに常時社員弁護士がいなきやならぬというの是非常に効率である。そういう場合には、いそ弁的な弁護士あるいは単なる従業員でもいいじゃないか。

それに対しても、今おしおいたよな非弁活動が行われるような状況があれば、それは地域の弁護士会としてしっかりと監督をしてもらおう、そういう体制が現実的ではないかということでござります。

○枝野委員 いや、こちらが指名しなかつたら、私が求めない限り答えないと約束に通告のとおりですか。

○保利委員長 保利委員長 法務省から補足説明はあります

いて、ちゃんと監督をすれば非弁の温床にならなければ、そういうことであるならば、そうでない地域だってちゃんと監督することについてきちんとすれば、同じように非弁の温床にはならないはずですね。だって監督の仕方は一緒なんですから、弁護士に対する責任を持たせているということであれば、だから、その監督の部分について全く違わないのに、過疎地域だけは認める、そうでないところは認めないという話は完全な需給調整じゃないですか。そんなことが今の規制緩和の時代に許されるとです。だから、その監督の部分について全く違わないのに、過疎地域だけは認める、そうでないところは認めないという話は完全な需給調整じゃないですか。そんなことが今の規制緩和の時代に許されるとです。だから、その監督の部分について全く違わないのに、過疎地域だけは認める、そうでないところは認めないという話は完全な需給調整じゃないですか。そんなことが今の規制緩和の時代に許されるとです。

○横内副大臣 やはり程度問題というのがあります。非常に過密的な地域で、事件数も多い、相談する人間も多いというところでは、やはり非弁活動が行われる確率も非常に高いですから、そういうところはやはりしっかりとしめた社員弁護士を設置してもらわないと困る。しかし、事件数が比較的少ないところでは、もちろん非弁活動が行われる可能性もありますけれども、それはやはり弁護士会の監督によって対応していく。そういう程度に応じた対応をしたいということをございます。

○枝野委員 私も調べてきていないし、通告していないからあれだけれども、本当に弁護士が多いところの方が非弁活動が行われやすいというような立法事実はありますか。むしろ逆ではないでしょうか。弁護士が足りないところほど、弁護士さんに頼りようがない、弁護士がどこにいるかわからないといふところの方が多いと、これは批判ではなくて、やむなく弁護士ではない人が弁護士的な業務を事実上やらざるを得ない。だからこそ今度も、職域の話について少し広げよう、司法書士さんなどにいろいろできるようしようという発想が出てきたんだと私は思うのですね。だから、都市部にだけやらない、過疎地域だけやるというのは、ここはおれたちの競争に關係がないから、出てこられたっておれたちの商売には影響しないからと

いう、明らかに一種の弁護士エゴの世界だと私は思います。

もう一つ、そういう点からすると、当該地域弁護士会の許可という話は非常にナンセンスです。

○横内副大臣 だつて監督の仕方は一緒なんですか。そこで、こんなわけのわからない話がありますか。

が侵されるかどうか、競争相手がふえるかどうか、護士会の監督であつたり、弁護士法などに基づいて弁護士に対する責任を持たせているということであれば。

だから、その監督の部分について全く違わないのに、過疎地域だけは認める、そうでないところは認めないという話は完全な需給調整じゃないですか。護士会の監督であつたり、弁護士法などに基づいて弁護士に対する責任を持たせているということであれば。

から当該弁護士会の許可だと、こんなわけのわ

からない仕組みはやめて、基本的には届け出で從事所を認める、これが筋だと思いますが、

もう一つ、そういう点からすると、当該地域弁護士会の許可という話は非常にナンセンスです。

○横内副大臣 冒頭でも申し上げましたように、確かにそういう考え方もあると思うのです。こ

の立法の過程でもさまざま議論がありました。

議論があつたのですけれども、そういう従たる事務所で弁護士がない事務所も幅広く認めています。

もう一つ、そういう点からすると、当該地域弁護士会の許可という話は非常にナンセンスです。

件が起きました。東京高裁、正確に言うと、東京高裁判事ではなくて、東京高等裁判の判事の職務取り扱いなんですかね、東京高等裁判所判事職務代行というのですか、それが児童買春罪、これは森山大臣と私と一緒につくった法律にひっかかったようありますが、この件について、こういう裁判官が出てきた背景、そういうことについて最高裁はどういうことを考えていますか。

○金葉最高裁判所長官代理人 まず、現職の判事が児童買春という犯罪を犯した疑いで逮捕、勾留されたということはまことにゆゆしき事態でございまして、遺憾のきわみというほかないというふうに考えております。このことによって国民の司法に対する信頼を傷つけたということについて、深くおわびをしたいと思います。

その原因ということでございますが、実は、裁判所の方いたしましては、現在、直接確認しております事実は、児童買春の容疑で逮捕、勾留されているということだけでございまして、新聞報道でいろいろな事実が報道されたということはもちろん承知しておりますけれども、具体的な詳細な事実を直接こちらで確認する資料をまだ入手できておりません。

これから捜査当局に対しまして、捜査の支障にならないような形で、本人との面接等もお許しいただいて、本人の話など聞き、その他の資料もできるだけ入手して事実関係を承知いたしまして、その上で厳正に処置をとっていただきたいというふうに考えております。

原因というふうなことにつきましても、現段階でこうではないかということをちょっと申し上げるだけの材料を持っていないわけございます。

○枝野委員 これは福岡の例の検察庁の情報漏えい事件のときにも申し上げたのですが、日本では立法も行政も残念ながら国民の信頼を大きく失う事件を繰り返してきた中で、司法だけはという信頼感があつたと思うのですが、残念ながら、この福岡の事件、そして今回の児童買春の事件と、その司法に対する信頼を決定的に覆すような事件が

続いております。

○金葉最高裁判所長官代理人 現在、司法制度改革審議会で検討されております新たな法曹養成制度というものは、法科大学院というものを新設いたしまして、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させたプロセスとしての法曹養成制度をつくるものである。こういうふうに承知しております。

法科大学院における具体的な教育内容は今後さらに検討されていくことになると思います

○森山国務大臣 司法制度改革審議会で審議されております法科大学院の構想というのは、先生も御存じだと思いますが、今までの中間報告等によりますと、法曹に必要な専門的資質、能力の習得のみならず、法曹としての責任感や倫理観の涵養、向上を図るということを教育の理念といたしまして、特に今までと違いますと思いましては、法學部以外の学部出身者や社会人など多様なバックグラウンドを有する人材を集めて、そこで充実した教育をしようという構想でございます。

今まで、私も詳細には存じませんが、世間一般に思われております判事あるいは司法、法曹関係者の養成過程というのが、法律の専門家として、非常に難しい司法試験に合格し、その後修習生として法律の勉強をひたすらして、後は仕事も法律

ましかけという感じで、割合に幅が狭いとい

う

ことだけ

は

思

い

ま

し

ょ

う

か、限られた分野の専門家として仕事を

思

い

ま

れ

ども

、いろいろな人が

思

い

ま

る

か

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

○山花委員 民主党的山花郁夫でございます。

弁護士法の質疑に入ります前に、森山大臣にハンセン病の控訴問題についてお伺いしたいと思ひます。

ただいま枝野委員からも少々質問がございましたけれども、違う論点についてちょっとお伺いしたいのですけれども、森山大臣も大変悩まれているというお話をございました。大臣に就任されても大変期待をされているというお話もございましたし、また私自身としても、女性政策などについて、先ほど枝野委員からも、女性政策などについて、大変期待をされているというお話をございましたが、たゞ、イノリティに対する配慮ということをされる方だと思って尊敬をいたしておりますが、たゞ、ちょっとところのところの報道で気になる報道がござります。

と申しますのも、当初は、判決が出て直後ぐらには、厚生労働大臣も控訴についてはちょっと慎重な御意見だったようと思われます。また、けさもいろいろ報道がございましたけれども、そうした中で、これは報道で知る限りなので事実かどうかよくわからないのですが、その後、法務省の方が控訴すべきであるということを強く言つて、どうも控訴するのではないかであるとか、あるいは控訴した上で和解をするのではないかといろいろ報じられておりませんけれども、このあたりの事実について、お答えできる範囲で結構ですので、お願ひいたします。

○森山国務大臣 先ほど枝野議員に申し上げましたとおり、私も、患者の方にお会いしたり、またいろいろな方から御意見を拝聴いたしましたが、本当に悩んでいる最中でござります。政府として、本当に悩んでいる最中でござります。政府としての態度を近日中に決めなければいけないといたしまして、決めなければならない。残念ながら、今ここでどのような結論ということは申し上げることができませんが、一生懸命に検討中とし申し上げられないところでございます。

○山花委員 期間が大変迫っているというお話を

ありますけれども、控訴期限が二十五日というところによりますと、もう本日中にも闇議決定がされるのではないかというお話です。お答えすべき立場ではないとは思いますが、もし本日ということであれば、本当にぜひ控訴しないでいただきたいと思います。

と申しますのも、枝野議員からも先ほどお話がございましたが、法律論として国家賠償法上の違法性の認定のところで、立法不作為、最高裁判の判例によりますと、憲法の一義的な文言に明らかに反して、それでもなおかつ立法を行うというのが容易に想定しがたい場合であるという限定がありますので、今回がそのケースに当たるかどうかというところが恐らく問題になるのではないかと思ひます。

国家賠償法上違法であるかどうかということと、政策的に適切なものか、妥当なものか、そういうことは別のものであると思ひますので、これは要請ということになりますけれども、ぜひとも原告の方たちが安心できるような判断がなされることはお願いしたいと思います。何かございますでしょうか。

○森山国務大臣 山花議員の御意見、十分深く受けとめまして、鋭意協議していきたいと思ひます。

○山花委員 それでは、弁護士法の一部改正の問題に移つていただきたいと思います。

先ほど提案理由説明ということで少々御説明があつたかと思ひますけれども、この法案の最大のポイントといいますのは弁護士事務所が法人化することによるメリットといいますのは一体どういふところにあるのか。趣旨説明によりますと、弁護士業務の基盤の拡大強化ということ、複雑多様化することによるメリットといいますのは一体どういふところにあるのか。一般的に言えば、人數が何人もいて、そして人が多少入れかわりがあっても主体に変更がないといふことになるわけであります。

ところでお尋ねですが、この点、法人化できるといふことによるメリットといいますのは弁護士事務所が確保することができますから、それから三五日として、法人化することによって事務所の大規模化をして、そして優秀な人材が確保できる。事務所が大きくなりますから、優秀な人材を確保することができたり、あるいは法人の名義で財産を取得したり、あるいは借り入れ等をするということによって、業務の基盤が強化できるといふことがメリットといふことがあります。

○山花委員 法人化ということになりますと、一般的に言えば、人數が何人もいて、そして人が多少入れかわりがあっても主体に変更がないといふことになるわけであります。

ところでお尋ねですが、この点、法人化できるといふことによるメリットといいますのは弁護士事務所が確保することができますから、それから三五日として、法人化することによって事務所の大規模化をして、そして優秀な人材が確保できる。事務所が大きくなりますから、それから三五日として、法人化することによって事務所の大規模化をして、そして優秀な人材が確保できるといふことがメリットといふことがあります。

○横内副大臣 私から御答弁させていただきます。

委員も御案内のように、非常に社会が複雑化したり国際化していくことに伴つて、非常に訴訟事務というものが専門化、複雑化、多様化していると

いう状況でございます。

そこで、この弁護士法人制度は、法人組織で法律事務を扱うということによりまして、その法人組織にいろいろな専門的な能力を持った弁護士さんを多数置くことができる、そして専門的な難し

い訴訟についてはそういういろいろな能力を持つ人が一緒になって共同処理をするということができる、そうすることによって、非常に多様化するそういう訴訟あるいは国民の法的需要に的確に対応できるという点がメリットの第一点でござります。

それから二点目は、弁護士さん個人じゃなくて、弁護士法人が依頼者から委任を受けることになりますので、仮に弁護士さんが死んじゃつたりとかあるいは脱退したりといふようなことがあって、その法人が引き続き依頼者からの受任事務を行つたとしても、依頼者にとって、頼めば後は安定的に処理をしてくれる、そういうメリットがあるということです。

それから二点目は、弁護士さん個人じゃなくなりますので、仮に弁護士さんが死んじゃつたりとかあるいは脱退したりといふようなことがあって、その法人が引き続き依頼者からの受任事務を行つたとしても、依頼者にとって、頼めば後は安定的に処理をしてくれる、そういうメリットがあるということです。

それから二点目は、弁護士さん個人じゃなくなりますので、仮に弁護士さんが死んじゃつたりとかあるいは脱退したりといふようなことがあって、その法人が引き続き依頼者からの受任事務を行つたとしても、依頼者にとって、頼めば後は安定的に処理をしてくれる、そういうメリットがあるということです。

それから二点目は、弁護士さん個人じゃなくなりますので、仮に弁護士さんが死んじゃつたりとかあるいは脱退したりといふようなことがあって、その法人が引き続き依頼者からの受任事務を行つたとしても、依頼者にとって、頼めば後は安定的に処理をしてくれる、そういうメリットがあるということです。

この弁護士法の改正によりまして法人化する

ことがでければ、今大変少ないその一つの理由は、例えば個人事務所で弁護士さんが開業されていて、五年、十年、弁護士事務所をあけて、任官をして、またさらに、もう十年もたつて戻ってきたときには仕事があるかとか、そういう懸念があつて非常に任官が少ないということになつていてるのではないかとおもすけれども、これは法人化してということになればそういう可能性もふえてくるのではないかろうかと思ひます。

この弁護士法の改正によりまして法人化することができるかとおもすけれども、これは法人化して、またさらに、もう十年もたつて戻ってきたときには仕事があるかとか、そういう懸念があつて非常に任官が少ないということになつていてるのではないかとおもすけれども、これは法人化してということになればそういう可能性もふえてくるのではないかろうかと思ひます。

この弁護士法の改正によりまして法人化することができるかとおもすけれども、これは法人化して、またさらに、もう十年もたつて戻ってきたときには仕事があるかとか、そういう懸念があつて非常に任官が少ないということになつていてので

議論もございます。やはり在野法曹から、そういう在野の感覚のある人が裁判官になるということについてはいろいろ議論はあるうかと思ひますけれども、大変好ましいことだと思いますが、現在大変少ないわけであります。

れるということがあえてくるであろうということ

が見込まれると思ひます。

○山花委員 そなつて、いけば大変好ましいこと

だと思います。

また、先ほど司法制度改革の話の中で出ており

ましたけれども、これは質問ということではない

のですけれども、枝野委員からも純粹培養とかい

るいろいろなお話がありました。

人口拡大ということについては、いわゆる法律の

専門家になるのは確かにありますが、法律だけとい

うことではなくて、より多くの経験をされた方あ

るいは知識を持つている方が法曹になることが好

ましいと思つております。

この工業の関係でいいますと、文系の資格、理

系の資格というものが割とはつきり分かれておりま

して、例えば弁理士さんというとどうしても理系

の資格であつたり、弁護士さんあるいは司法書士

さんといふと文系のといふ感じになるのですけれ

ども、医療過誤訴訟であるとか、あるいは専門的

な知識が必要になるところが今後もふえてくると

思われます。

そういう意味におきまして、例えば競争試験

でやるというのであれば、いわゆる司法試験

制度改革の議論の中でも詰めていかなければい

けないことだと思いますが、私はかねてより申し

上げていることなんですかけれども、例えば現行の

国家一種の法律職の試験ですと、科目でいいます

と司法試験とほとんど異ならない、訴訟法がある

かないかぐらいの話でありまして、むしろ国際公

法が入っているので広いぐらいのことなんですが

れども、そういう方が、現行でも例えば法制局

に何年かいれば法曹資格がというシステムもありますが、もう少しそういうところを広げるという

ことも検討していくといふのではないかと思つて

おります。

国家一種といふと、別に法律職に限らず、行政

職、経済職がありますし、また理系の技術系の分

野もありますけれども、そういう人たちから法

曹の供給ということとも考えられてよいのではないか

かと思いますが、これは意見として聞いていただ

ければ結構です。

さて、これは後學のためにちょっと伺いたいの

です。弁護士さんというと、ずっと今まで日本

においては個人事務所だったということとか、あ

るいはイメージが先行しているのかかもしれません

けれども、何か法人化というとびんとこないところ

もないではないのですけれども、事務所の法人化を認めているような国とか地域、諸外国の例は

どのようになつていているのでしょうか。

○房村政府参考人 お答えいたします。

諸外国で弁護士事務所の法人化を認めていると

ころはかなりござります。我々にじみのあると

ころでは、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス

という先進諸国はいずれも認められておりま

す。お隣の韓国においても認められております。

そのほかはかなりござります。我々にじみのあると

ころでは、オーストラリア、カナダ、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランドと

国としては、オーストラリア、カナダ、デンマーク

を承知しておりますので、相当数の国で認められ

ています。

ただ同時に、おっしゃるようく、そこで不當な

行為が行われるということは避けなければなりま

せんので、そのため今回の法案では、従たる事務所には、その地域の弁護士会に所属する社員た

る弁護士が常駐することを義務づける。それと同

時に、法人自体もその地域の弁護士会にも加入す

る。そういう意味で、地元における従たる事務所

の活動について、そこに常駐する弁護士それから

事務所双方について、地元の弁護士会において、

適正な行為がなされている、あるいは違法な行為

がなされないような、監督ができるような体制を

とることによって、先生の御指摘のような懸念を

払拭するつもりでございます。

○山花委員 まだ、その議論の中で出されました

懸念としては、似たような話かもしませんけれども、地域におけるプロボノ的な活動をしなく

なつちやうんではないか、法律相談であるとか当

番弁護士などについてもやらなくなつてしまふの

ではないかというような議論もあったかと思いま

すけれども、恐らく回答は同じような、弁護士会の監督でということになるんでしょうかけれども、

そういう理解でよろしいでしょうか。

いかという指摘があつたかと思ひますけれども、こういった指摘についてはどのような所感をお持

ちなのでしょうか。

○山花委員 一応、そういう懸念についてはそ

ういうことを要求しております。

ただ、その地元の弁護士会に所属すると

いうことでありますけれども、この辺りを要

ういうふォローがされているということだと思います。

さて、今回のこの法人化ということなんでありますけれども、弁護士以外でもいろいろ専門職種について法人化がされているもの、されていない

ものがございます。例えば、医師などでは医療法

人という形で法人化されておりますし、公認会計士なんかも監査法人があつたり、あるいは弁理士

でいいますと特許業務法人という形で法人化され

ております。また、税理士については、今まであ

りませんでしたけれども、今国会で法人化とい

うことが、まだ通つておりませんが議論されており

ます。

ただ一方、隣接職種のようなところでも法人化

されていないものも幾つかございます。例えば司

法書士だとか土地家屋調査士などは法人化されて

いないわけありますけれども、なぜされていな

いのか、あるいは今後検討されるのか、その辺

どういう事情でされていないのかということなん

です。

私の意見としては、先ほど法人化のメリットと

いうことで私が質問させていただいた横内副大臣

の御回答の中で、大変メリットがあるのだとい

うお話をあつたわけですから、そういうメ

リットというのは、例えば司法書士さんであつて

も土地家屋調査士であつても同様ではないか

と思うんですが、みんな一遍にそうやって法人化

すればいいではないかという気もするんですが、

いかがでしょうか。

○森山国務大臣 おっしゃるとおりでございま

して、司法書士や土地家屋調査士につきましても、

國民の複雑多様かつ高度なニーズにこたえるとい

うことが必要でありますし、これらの資格者によ

る継続的かつ安定的な業務提供を可能にするとい

う観点から、事務所の法人化を認めるのがいいと

本年度中に関係法案を二

ております。よろしくお願ひします。

○山花委員 その問題については、またその法案が審議される際に議論をさせていただきたいと思います。

つきまして、あるいは弁護士法人につきまして、直接的に指揮監督する主務大臣というものはございませんので、弁護士法人については業務に対しても監督権を有する官庁がいないという意味で、委員の御指摘のとおりと 思います。

○山花委員 それでは、次の別個の論点に移りたいと思います。

今回の弁護士法人ですけれども、社員が一人であっても法人化が認められるという理解でよろしく

いでしょうか。

○山花委員 別に、それに対して反対をするつも
す。

りはないのでありますけれども、ただ、制度の趣旨からすれば、先ほどもお答えいたしましたけいじの、例えば専門化してあることについても數

れども、例えの専門性したる事はござりて、弁護士さんが共同の処理に当たる、それがメリットだというお話をあつたわけですから、立法

の趣旨からすると複数でということの方が自然な
ような気がするんですけども、一人でもいいと

○房村政府参考人 御指摘の点は、立案の過程で
いうのはなぜでしょうか。

いろいろ議論が出たところでござります。
確かに、共同化ということを強調しますと複数の上員を要求するという考え方からいっては、

の社員を要求するといふ方でございましたが、一方、日本の弁護士事務所の実際の形態を見ますと、いわゆる親弁と言われる中心となる弁護士が

一名いて、その下に雇用されている弁護士が数名いるといふわゆる親弁型の事務所が一般的である。

ざいます。こういう事務所でも法人化をしたいといふ要望が強いということと、また、法人化を認

めた場合に、社員は一人ですか、実際の事務所としては、複数の弁護士の方が勤務をする事務所である。また、そういう事務所を法人化した場合に、勤務をされている弁護士の中から、将来的にパートナーとして、社員として加わっていって、まさに社員が複数の事務所になって大型化していく、その端緒にもなり得る。

そぞいのよみが手藝士の方への御要望あるいは

○将来の発展ということ、それから、一人法人でありますので、法人化した場合には、弁護士の方の個人資産と弁護士業務のための資産というものが法的に明確に区分できる、そういうメリットもござりますので、そういうような点を考慮いたしまして、一人法人を認めるということで立案を行つたものでございます。

○山花委員 ちょっと所轄が違うのでお答えいただけるかどうかということなんですねけれども、例えれば、つい最近の法律でありますが、平成十二年の四月に成立してことしに入つてから施行されています弁理士法なんかでは一人法人ということのは認められないんですねけれども、どうしてこういう違いが出てくるんでしょうか。

○房村政府参考人 ちょっとほかの法人については何ともお答えしくいんですが、それはやはり、事務所の形態の違いとかそういう点を考慮して、そういう御判断をされたのではないか。私どもは、今の弁護士の方々の業務の実態を考え、できるだけ使いやすいものをということで今回考えさせていただいたわけです。

○山花委員 先ほど私 森山大臣に、理屈とは別に政策的なということを言つておきながら、ちょっとどこで理屈っぽいことを言うようですかねども、一人法人が認められるとして、その根拠というか、理論的にはどういうことになるのでしょうか。

一般的には、法人というのは複数の人間が存在する、あるいは、財團の場合は別ですけれども、社団性ということが言われるわけです。例えば株式会社でも、一人会社が認められるときには株式譲渡自由の原則というのがあって、潜在的な社団性があるんだというような説明だったと思いますが、ちょっとその株式譲渡の議論とはパラレルに考えられるのかどうか疑問があるのでこれども、いかがでしょうか。

○房村政府参考人 その点はいろいろ議論のあるところだと思います。御指摘のように、株式会社について、実質的に一人であっても、将来的に株

式が譲渡されて複数の者が関与する、そういう意味で申し上げますと、この弁護士法人についても、設立当初一名の弁護士であっても、それは将来的に社員として加わって複数になっていくという可能性を常に持っておりますので、そこは潜在的な社団性がある。

この社団性の考え方というものも、あくまで考え方でありますし、例えば医療法人でも一人法人が認められておりますし、そういうふたそれそれの実態に合わせた構成というものは法律的に十分可能であるというふうに考えて、今回この法案を提出させていただきました。

○山花委員 次、これは確認になりますけれども、弁護士法人の業務範囲ということについてお尋ねいたします。

三条二項の規定がありますので当然なのだと思いますが、弁理士の業務あるいは税理士業務などは、これは弁護士法人の法人としての業務範囲になるということでおろしいでしょうか。

○房村政府参考人 御指摘のとおりでござります。

○山花委員 それでは、その次の質問にいきたいと思いますが、弁護士法人が法人化するに当たりまして、先ほど、非常に専門的な訴訟などについては多數の弁護士さんが共同して処理に当たる、それによってより合理的・効率的な解決が図られるのだというお話がありました。ただ、これは弁護士がという話ですけれども、やはり法律のスタッフがというふうに置きかえても同じことが言えるのではないかと思うわけであります。

先ほど来御答弁の中にも、親弁型とか、そういう言葉が飛び交っておりますけれども、今回の法人事務所とというのは、收支共同型と言われます、収入と支出を共有している形態に法人格を与えるというような、大体そういうイメージかと思います。

ところで、よく弁護士など法曹資格というのとは社会的な事象に対するお医者さんに例えられることがある。

とがあります。病気を治すのがお医者さんであるとすると、何か社会的な紛争という病理に対する処置をするのが法曹であるというふうに言われることがあるのですが、お医者さんの世界では総合病院といふものがあつて、何が原因だかよくわからぬけれども体の調子が悪い、総合病院に行って内科に行つたけれども、ちょっと違うようだ、では、神経科に行つて診てもらう、そして最終的にどこが悪いといふ診断が下つて、病院に対してお金を払うというようなものがあるわけです。

同じように何か社会において争奪が起つたときに、一般の人というのはそんなに、この法務委員会の委員の方のように法律を知っているわけではありませんから、一体どこに行けばいいのかわからぬことが多いと思います。例えば特許の関係であれば、知識があれば、ああ、それは弁理士さんのところねということになりますけれども、どれだけ弁理士という資格を皆さん御存じか。あるいは司法書士とか行政書士とかいつても何をやつているのかわからない方が大変多いわけであります。

そこで、現在でも、事実上、経費共同型と申しますか、言ってみれば、個人事務所が総合してい るような形で、総合法律事務所というような形で 開業している事務所もございます。例えば、弁護 士さんとか司法書士さんとか行政書士さんとか、 案によっては弁理士さんなどがいて、仕事が来 たら、中で仕事を割り振りして、そこで問題の解 決に当たるという事務所でありますけれども、現 行では、收支共同型ということになりますと、弁 護士の独立性ということなんでしょうね。弁護士 法七十二条に恐らくひっかかるてくるのだと思いま すが、これが認められておりません。実際、総 合事務所の方なんかの意見としては、やはりこ の收支共同型の場合にも法人化というものを 認めてほしいという意見があります。

話を聞いてみると、なるほどもつともと思わ れることがあるわけでありまして、例えば、不動 産の関係で相続であるとかそういうことが問題

（厚生省の参考人）先生後指揮のように利用する國民の立場から見ますと、確かに、ある一つの事務所に行つたときに、そこに含まれている問題点をそこの方々が適宜分担してすべて解決してくれる、いわゆるワンストップサービスと呼ばれておりますが、それが望ましいことは間違いございません。そういう観点から、政府の規制改革委員会からも、このワンストップサービスを促進するようという御指摘を受けました。法務省と他省庁と一緒にになって研究をいたしまして、先生が先ほど述べていただきましたように、経費共同型のワンストップサービスであれば現行法の枠内でも十分可能だということで認識が一致いたしまして、それをもつて各省庁で現在そういう専門士業の方々に広報をして、できるだけ國民の利用のためにそういうワンストップサービスの総合事務所とそういうものを活用してほしいというP.Rには努めております。また、そういうことで、現に相当数のそういう総合的事務所もできております。

となつたときには、もちろん弁護士一人ですべて解決できることもあるが、やはり司法書士さんと業務を分担したり、あるいは測量士の人の力をかりたり、そういうことで事務所の中での仕事を分担するのですけれども、ただ、あくまでもこれは個人事務所の集合という形でやつていますから、依頼者の方に報酬なんかを請求するときには、だれだれ先生には二十万払ってください、あの先生には三十万払ってください、あの先生には幾ら幾らというような形になる。もちろん事務所の対応の仕方のよし悪しによるのでしようけれども、依頼者の側からすると、何だかよくわけがわからぬ。場合によつては、この間お金を払つたじゃない。現行法のもとで容認すべきだというのはないですかというようなケースも出てくるということでありまして、收支共同型の事務所というのをできれば今後検討すべきではないかと思います。現行法のもとで容認すべきだというのによつて難しいかと思いますが、検討すべきだと思うのですけれども、この点についていかがお考えでしょうか。

ただ、さらに進んで収支を共同にするということになりますと、それぞれの専門職種の持つていて独立性、特に弁護士の場合には、先生先ほどおっしゃいました弁護士法の非弁護士との業務提携とか、非弁護士によるあっせんを禁止しております弁護士法の規定、こういうもののとの抵触が非常に問題になつてしまります。そういうことから、収支共同型を実行するについてはさらには検討を要するということで、引き続き検討をさせていただくということで規制改革委員会の方にも御報告をして、現段階では経費共同型にとどまつておりますが、おっしゃるようだに、収支共同型をどうするかということは検討課題だらうといふぐあいには認識しております。

同じ問題がござりますので、当面は、それぞれの専門士業がそれぞれの法人化を進めた上で、さらに総合的な法人をどうするかということは、関係各省庁それぞれの課題として検討していく必要があろうかと思つております。

○山花委員　ぜひ積極的に検討を進めていただきたいと思います。

さて、弁護士法七十二条の問題で、ちょっと弁の問題についてお尋ね、また要望があるのでありますけれども、大変難しいところだと思いまが、司法書士とか隣接法律の専門職種であるとか、あるいは企業法務などでもこの七十二条の関係で非常に微妙な問題をはらんでいたりすることもあります。

ところで、ちょっと特にお申し上げたいことがあります。なんですが、隣接の法律専門職種の方は大体、弁護士法というのがあつて、これはやっていい、やっていけない、企業の法務部門についても何となくぐらいはわかっていると思うんですが、最近非常にNPOの活動が活発になってきておりまして、例えば、ある事故の被害者のための救済に当たる人たち、あるいは人権の教養、人権問題についてでは昔からあるかもしれませんけれども、あるいは犯罪の被害者の方の支援を一生懸命やる

人たち、そういうのが今NPO法の施行に伴ってどんどんふえてきています。

ただ、こういう方は本当に善意で活動されているんですが、ある特定の事件とか、事件という言葉を使うとちょっと問題があるかもしれませんけれども、ある特定の事柄について一生懸命活動してきて、そうするとだんだん知識もふえてきますし、こうしたことについては大体こういう処理がなされるんだなということもだんだんわかってしまいます。決してこのことは否定すべきだとは思いませんし、また、かつては裁判外の紛争処理といふのは、例えば日本人の権利意識というものが低いからだと訴訟嫌いとかいうことで、非常に否定的な評価がされていた時期がありますけれども、近時は裁判外での紛争処理ということもある程度評価すべきではないかという議論もあるわけでも、私もそのように考えるんです。ただ、実際、余り顕在化はしていないようすけれども、幾つか耳にしたケースがあるのです。

例えれば、ある問題が起きたとします。犯罪の被害者のケースだとしますが、それについてその教済のNPOのところにいろいろ相談に行く。そうすると、一般的な法律相談ぐらいのレベルなんか、それよりもちょっと具体的に事件について個別の判断をしているのか、大変微妙なケースがあつて、それに対してアドバイスをする。余り言うと問題があるのかもしれませんけれども、例えば、人情ですので、そうやって相談に乗つてもらつたところに、どうもありがとうございましたと頭を下げる以上のことがあつたりということになると、厳密に言うとちょっと問題があるのかなという話を聞かないわけではありません。

なぜ顕在化していないのにこういうケースを耳にするかというと、例えば、今度、加害者の方になると、厳密に言うとちょっと問題があるのかなうとするが、おまえは一体何の権限でやつているんだという話になつたりするわけです。そういうNPOの団体が働きかけて間を取り持とすることであつともめているんですよといって私なんかのところに来ますと、NPOの肩を持ったい

んですが、よく聞いてみると、ちょっと弁護士法に触れるかもなどいうケースもあるんです。

先ほどもちょっと申し上げたかと思いますが、一般の方は、弁護士がどこまでできて、例えば司法書士ならどこまでできるということの認識は恐らくそんなにないと思いますし、わかっている団体はわかっているんでしようけれども、本当に善意でそういうことをやってしまうことがあるわけありますし、この七十二条については一体どこまでのことができるのか。限界的なケースとして大変難しいかと思いますが、そういったことについて明確化したり、あるいはガイドラインをつくることが必要なのはなかなかと思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○房村政府参考人 御指摘のように、弁護士法七十二条というのは非常に規定の仕方が広いものですから、限界がどこかというのはなかなかわかりにくい面もございます。そういうこともありまして、現在、司法制度改革審議会においても、弁護士法七十二条の規制対象となる範囲、態様に関する予測可能性を確保するため、隣接法律専門職種の業務内容との関係も含め、規制内容を何らかの形で明確化すべきである、こういうような議論がなされております。先生の御指摘と全く同じ問題意識ではないかと思います。

私もとしても、この審議会における最終意見を踏まえまして、適切な対応をしてまいりたいと考えております。

○山花委員 済みません、まだ質問通告していたのがあるんですけども、時間が参りましたので終了させていただきます。ありがとうございました。

○保利委員長 次に、植田至紀君。

○植田委員 社会民主党・市民連合の植田至紀です。

きょうは、弁護士法の一部を改正する法律案にかかるわって、私も弁護士になつたことはありませんし、司法試験を受けようなどというような学生生活を送つたこともありませんので、この機会

に、幾つか疑問点につきまして、森山法務大臣を

基本にして御教示を賜ればと思っております。

先ほどの質疑の中でもありましたように、きょうの提案理由説明の中でも、弁護士業務の基礎を拡大強化することにより、複雑多様化する法律事務に的確に対応し、国民の利便性の一層の向上を図ることを目的としているということで、そのメリットは非常によくわかるわけですが、法人化に当たって、まず幾つかの点について、ささやかな疑問もございますので、御教示賜ればと思ひます。

一つは、法人化によって、言ってみれば地方商店みたいなものの開設が可能になりますし、そういう意味で弁護士の過疎地解消には道を開く、そういう意見があることは十分承知しておりますし、そういう意味で活動の専門性、サービスの高度化というのも期待されています。しかし一方、そうしたことを十分理解しつつも、營利至上主義の立場に立っちゃう弁護士企業を生み出さないかということがあります。また、市場支配や弁護士の階層分化を招くおそれはないだろかとか、言つてみれば弁護士業務のビジネス化につながるんじゃないかな、そうした根強い疑問の声、反対の意見も日弁連の中で一部ではあつたというふうに聞いているわけでございます。

そういう意味で、大都市の事務所の寡占化を一層進めてしまうとか、利潤追求型の弁護士をふやしてしまって人権救済活動が損なわれるとか、そういう反対意見等々もあるかと思うんですが、少なくともそういう懸念については否定はできないだろうと思いますので、そういう懸念に対してもう一度ふうにお答えになるのか、御教示いただけますでしょうか。

○森山国務大臣 弁護士さんは、基本的人権を擁護して社会正義を実現するということを使命にしています。弁護士法の第一条に書かれていることでもあります。弁護士のみを社員とする弁護士法人も同じ使命を負っているわけでございます。

弁護士法の制度は、弁護士業務の質の向上であります。

弁護士法の公的活動の容易化などを実現するための基盤となるものでございまして、立法化によって弁護士が従来にも増して多様かつ広域に法的サービスを提供することが可能になるということをございまして、一層の基本的個人権の擁護と社会正義の実現が図られるものというふうに期待している次第でございまして、本質はいささかも変わるものではないと思います。

依頼者の地位の安定強化、弁護士過疎への対応、弁護士の公的活動の容易化などを実現するため

の解散についてちょっとお伺いしたいんですが、法解散についてちょっとお伺いしたいんですけど、法の三十条の二十四で、商法の第五十八条の規定を準用されている。それで、裁判所への解散申し立て権を法務大臣に与えていることについて少し疑問があるわけです。当然、二十四の二項で「あらかじめ、日本弁護士連合会の意見を聴く」ものとする。」という文章は挿入されているわけですねけれども、かといって、これは法務大臣が日弁連の意見に拘束されるということを意味するわけではないだろうと思います。そういう意味で

○植田委員 その一条のまさに弁護士の任務といいますか、それにかかわっては後ほどまたお伺いしたいと思うんです。

法人化にかかわりまして、例えば弁護士法人の解散についてちょっとお伺いしたいんですけど、法の三十条の二十四で、商法の第五十八条规定を準用している。それで、裁判所への解散申し立て権を法務大臣に与えていることについて生じ得る弊害を是正するために、商法第五十八条の規定を準用し、商法上の会社等と同様に、裁判所が、公益を維持するため、法務大臣等の請求により法人の解散を命じることができるということになつております。この裁判所の解散命令は、法人が形骸化しているとか、あるいは法人形態を乱用しているというような場合などに限られておりまして、弁護士業務のあり方自体を問題にするものではなく、弁護士法人の本来の業務遂行を左右するものでもなく、弁護士自治を侵害するものとは考えられません。

なお、法務大臣による解散命令請求については、実際の権限をこれにかかわっては法務大臣が握っているというふうに理解するわけなんです。

また、商法の第五十八条规定を見ますと、法務省が裁判所に解散を申し立てる前にその法人に対しても警告することになつていて法務大臣が警報するところになつていて、法務大臣が日弁連の意見に拘束されるということを意味するわけではありません。そういう意味で、法務省が対象の弁護士法人に対して調査に入るということもあるだろうと思いますけれども、これについては日弁連の意見を聞く必要はないわけですから、そういう意味で、法務省が対象の弁護士法人に対する調査に入るということもあるだろうと思いますけれども、これについては日弁連の意見を聞く必要はないわけ

はどういう御所見なんでしょうか。

○森山国務大臣 弁護士法人は、弁護士と同じく、弁護士会及び日本弁護士連合会、いわゆる日弁連の会員となりまして、それらの指導監督に服務するものというふうになつております。弁護士法人に対する懲戒も、弁護士会及び日弁連のみが行い得るものとされておりまして、従来と同様の弁護士自治が認められているというふうに考えます。

弁護士法人については、その設立の方式を準則主義によるものとしましたことから、これに伴つて生じ得る弊害を是正するために、商法第五十八条の規定を準用し、商法上の会社等と同様に、裁判所が、公益を維持するため、法務大臣等の請求により法人の解散を命じることができるということになつております。この裁判所の解散命令は、法人が形骸化しているとか、あるいは法人形態を乱用しているというような場合などに限られておりまして、弁護士業務のあり方自体を問題にするものではなく、弁護士法人の本来の業務遂行を左右するものでもなく、弁護士自治を侵害するものとは考えられません。

なお、法務大臣による解散命令請求については、あらかじめ日弁連の意見を聞く、これは先生もおっしゃったとおりでございます。

○植田委員 例えれば既に弁理士法人とか監査法人もそうなんですから、弁護士法人だけを別扱いにするのはということはあるうかと思います。そういう意味ではよくわかるのです。

ただ、やはり弁護士の帯びている、まさに冒頭の説明でおっしゃいましたように、一条の中に入ります弁護士の任務ということを考えた場合、やはり普通の会社と社会的役割は異にするのではないか。そういう意味では、弁護士の持っている任務の特殊性といいますか、固有の任務にやはり着目すべきなのではないかというふうに思うわけなんです。そういう意味で、法務大臣の解散権を認めてしまうということは、弁護士自治といつも認めをされ弱体化させるのと違うのだろうかと

私は素朴に思うわけです。

そういう意味で、実際、今でも個人事務所の場合はそういうふうにしているのですから、弁護士会の中での綱紀、懲戒手続で十分できるのではないか、私なんぞは素人目にはそう思うわけですが。法務大臣にそれを認めぬことには何かやあい

立されたというふうに、ちょっととにかく勉強で勉強させていただきました。そういう意味で、弁護士自治というのは、言つてみれば、裁判所にとっての裁判官の独立に匹敵するような重要なことでありますと思うわけです。

また、そういう意味での弁護士の存在、活動といふものが保障されていない社会に民主主義といふものが存在し得るかというと、当然し得ないであらう。少なくとも、民主的な統治体制をとる国

護士自治の意義を十分踏まえて、弁護士の職務の質の向上は自身の自律的機能の強化によるんだと。いうところに、少なくとも中間報告段階では帰善しているんだというふうに認識してこれは読めばいいのでしょうか。

○森山國務大臣　ただいま御説明申し上げたところ
りでございまして、終わりの方で申し上げました
ように、準則主義によつてつくられるものでござ
いますから、やはりそれに基づいた歯どめも必要
であるということでのこのような仕組みになつてい
ると理解しております。

○房村政府参考人　若干追加させていただきます
と、委員の御指摘になりましたように、まず、一
次的には弁護士会の懲戒において措置をされるの
が自然だらうと思つております。

解説請求をするような事由が生じて、る場合と

督、綱紀、憲成手続、また会の運営等々にかかる
わっては、当然そうした意味での実効性の確保、
透明化といふものは必要になってくるわけですが
れども、常に弁護士自治を侵すことなきよう配慮
していくかなければならぬというふうに考えていい
わけです。

そのことを前提にいたしまして、森山大臣の方
から、改めて弁護士自治といふものについての御
認識を簡単にお伺いできればと思ひます。

○森山国務大臣 弁護士が司法制度の一翼を担い
まして、基本的人権を擁護して、社会正義を実現
するという重大な使命を負つておりますことこのか

は保障されないと私は理解をしているわけですが、それとも、何らかの形で弁護士自治というものは保障されていると私は理解をしています。

そういう意味で、弁護士法において、弁護士会に入らなければいかぬという強制加入、それを前提とする自治を認めているということは、まさに弁護士の自律によって日本社会における民主主義をしっかりと確保していくというものだろうと私は理解します。

その意味では、弁護士自治というものは、言つてみれば、弁護士会における特権、既得権益ではなくて、少なくとも、弁護士と国民との共有有材であります。

は、当然懲戒事由にも該当していることが通常でござりますので、そういうことも含めまして、あらかじめ日弁連の意見を聞くということは、日弁連において自主的な判断において取り組まれる機会を提供するという意味もござります。

そういう意味で、でき得る限り弁護士会の自治に配慮した規定としているつもりでございます。

○**楠田委員** 今のお二人の御答弁を総合いたしまして、第一義的には弁護士会の自治というものがまず前提だということ、不都合があるとかないとかというよりは、準則主義なものですからこういう法律の構成になっていますよ。そういう理解をさせていただきたいと思います。

弁護士連合会が十分な自治能力を有するということを前提にして、弁護士に対する指導監督をゆだねているわけでございます。

○植田委員 今、基本認識をお伺いいたしたところですけれども、いずれにいたしましても、弁護士といふものの存在が自律的存在であることは当然そういうふうに期待されているという御趣旨で

産、そういうふうに認識すべきだろうと思ひますし、そういう意味では、少なくとも、具体的に今何度か出ています監督、懲戒権限というものが、言つてみれば、弁護士会が国民から負託を受けたものだというふうに考えていいのかと思うわけですが、その点について、いかがですか。

○森山国務大臣　先生のおっしゃるとおりだと思います。

○植田委員　国民共有的財産ということであれば、当然そこでの議論の中で、弁護士会を国民に開かれたものにするというふうな議論の中で、例えば、かつての行革審の規制改革委員会での、強制加入制度の廃止であるとか、懲戒権を弁護士会

憲政権限、監督権限というものは戦前と今とは違つてきてゐるわけですけれども、戦前の場合には、国家権力のもとに置かれていた。そのため都合が起きてきたと思ひます。そういう意味で、國家権力による弁護士の監督、憲政というその構造を断ち切つたということにおいては、現行の弁護士法といふものは非常に画期的な意義を持つてゐるということをございますから、まさにそこには弁護士法第一条の使命を全うせしめるためにそしめた権限を弁護士会が持つてゐる。その意義については、現段階においても、また今後もその意義というものは変わらないだらうなと私は確認しながらいわけですが、そこは、大臣、いかがでしょ

そこで、特に監督、懲戒権限を中心にいたしまして、弁護士自治にかかわって幾つかちょっと勉強してきましたのでお教えいただきたいのです。

戦後の弁護士制度の特徴というのは、やはりこの弁護士自治の確立にあつたかと思うわけですですが、これは、戦前のありようの反省の上に立つて、いわば在野性であるとか人権擁護性というものを担保するためにこうした自治というものが確

あらうと思ひます。

例えば、それは憲法の三十四条において、捜査官憲によつて身柄拘束されようとしている者に対する弁護人依頼権を保障しているであるとか、三十七条の三項において、刑事被告人に弁護人依頼権を保障している等々といふもののは、やはり弁護士といふものは自律的存在であるということをいふば象徴的に示してゐるものだらうといふに

○植田委員 国民共有の財産ということであれば、当然そこで議論の中で、弁護士会を国民に開かれたものにするというふうな議論の中で、例えば、かつての行革審の規制改革委員会での、強制加入制度の廃止であるとか、懲戒権を弁護士会から取り上げてしまおうじゃないかというようなことも一部で議論があつたやに聞いております。ただ、いずれ六月には最終答申が出るということですが、改革審の中間報告の中では、こうした弁護士の職務の質の向上といふものは弁護士会自身による自律的機能の強化というところに求めていたというふうに私は了解しておりますが、今大臣から何度か御答弁いただいた趣旨、すなわち弁護士

弁護士法第一条の使命を全うせしめるためにそらした権限を弁護士会が持つてゐる。その意義については、現段階においても、また今後もその意義といふものは変わらないだうなと私は確認しかねないわけですが、そこは、大臣、いかがでしょか。
○森山国務大臣　先生がおっしゃるとおりでござります。
○植田委員　次に、今さんざんお伺いした上で、もう一つ二つお伺いしたいわけですがれども、もちろん国民の期待にこたえる司法の実現という意味におきましては、弁護士制度の改革というの司法制度改革の重要な柱の一つだらうというふう

第一類第三号 法務委員會議錄第十一号 平成十三年五月二十三日

清思齋文集

そこで、やはり問題にならざりますのは、一条とのかかわりにおきますけれども、国民の求める弁護士制度改革、弁護士像というのがどういう姿であるべきなのかと、うることにならうかと思つわ

けです。私自身は、当然国民のための司法改革と
いうことである以上、一般国民の権利を擁護して
いく弁護士をどうこしらえていくかというか、養
成していくかとかということになるうかと思うわけ
です。

そこで、中間報告の二十二ページで「一国民が求められる弁護士像」というのが「弁護士制度の改革」の中で記述されております。これについて若干質問もございますので、幾つかここについてもお答えいただきたいわけですが、基本的に、今の答弁にもありますように、一条が確かに前提になっているのです。「社会に溶ける弁護士

曹の一員として「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」、これは一条一項ですね、「との行使に基づき」云々、「頼もしい権利の護り手」であるとともに「信頼し得る正義の担い手」として、高い質の法的サービスを提供すること」は、全くそのとおりだと思います。そして、その「弁護士がこのような役割を果たすためには、今後、その活動領域を大幅に拡大しながら」、それももうだと思います。「統治主体としての国民の社会生活上の諸活動の伴侶」、それもそのとおりだと思います。「企業の経済活動におけるパートナー」、国家・社会の公的部門の担い手など、様々な姿で国民に奉仕することを通じて」というところで少し疑問がわいてきます。

「企業の経済活動におけるパートナー」とかいうふうに書いてあるわけですから、むしろ我々下層の一般国民からしてみれば、企業の経済活動と対立を起こす、言ってみれば企業の経済活動にかかるわってそれが基本的人権の侵害に当たる、また、社会正義に照らしたとき不正義じゃないかといふ

訴訟は、御承知のように、いろいろな形で提起され、ミトーベ、國家社会主義的部門の中でも、て

わでしまはず、國家社会の全般問題の中におりて、も同様のことが言える。

そこで、もちろんこうしたところの役割を弁護士が果たしちゃだめだということではないわけですが

されけれども、どうもこういうふうに並列で書かれてやうと、こういう言い方は余りよくないんですが、社会的弱者、社会的にいろいろな局面で弱い立場に立たされたがちな大多数の国民の人権を守ると、いう観点からすると、そういう弱いものに立たさうつむかえて、今度は「まきこみ」が司

れかぢか方々と大企業や公権力が言つてゐるに同意など扱いを受けているんだよないか、私はひがんで読んでいるわけではないですけれども、素直に読んでみると、こう並列になつているとそういうふうに感じるわけです。

ンセン病の話は私は触れませんけれども、いずれ集中審議がなされるものと信じておりますので触

費者訴訟であるとか行政裁判でいろいろな問題が提起されているわけです。むしろ司法というのは、私は、そうした弱いものに立たされがちな方々が、いかなる力にも屈することなく基本的個人権というものをしっかりと獲得していく、そして社会正義を実現していく、そのためのその原点に立つて活動する弁護士というものが本来必要な立場や、のふと、うとうと思うのですけれども、例えはそうした公害裁判半澤事件でも、なぜか訴えられるとても

も、ここでの中間報告の読み方を含めて、その点について御答弁をお願いできますでしょうか。
○森山国務大臣 先生が今引用なさいました中間報告の、先生がお読みになった文章のすぐ後に続きました、「一層身近で、親しみやすく、頼りがいがあるて信頼できる存在であるべく、」といううがござります。「自らを厳しく鍛え上げていかなければならぬ。」その文章の終わりまで読んでいただければ先生のおっしゃるような趣旨に合っているんではないかと、いうふうに私は理解しております。

○房村政府参考人 先生のおっしゃった、例えば企業とか行政に入る、それはある意味では国民の

企業との行政の不和による争議、いわゆる「官民対立」が問題化するにつれて、ための活動をする場もあり、また場面によつては国民と法的問題をめぐつて対立する場面もござります。しかし、法律家として、企業の中でどう

いう役割を果たすべきかということで申し上げれば、現在においては、その企業内においていかに適法な活動を担保するかということが重要な課題になつていて、会社法の改正等に当たつても、どうやつて企業の正当な活動を確保するかという工夫が必要になってくるうえでございまして、まさ

うが必須なが、これまでのところは、これからの法律家に求められているのは、もちろん企業の中に入った人にとって企業のために活動するということは重要でございますが、それは同時に、企業に適法な活動をしてもらうことによって企業のためになる、そういうことが法律家の使命だらうと思います。

そういう点で、必ずしも置かれた立場によって法律家のいわゆる社会正義の実現あるいは基本的

人権の尊重としあわせをもつた社会をめざす
ではない。そういう基本理念を持つた法律家の
方々が社会のあらゆる場面に入つていて、そな
いう法に従つた社会が実現できるようになると
うことがまさに期待されているのではないか。こ
の審議会においても、そういうことから、あらゆ
る部面で法律家が国民に奉仕することを期待して
いるのではないかというふうに考えておりま
す。

○植田委員 ですから、ここでもきれいな文章でござりますので、私自身さあつと読んでみますと、一瞬疑問もわかないわけですが、要するに、強い者と弱い者が同列に書かれているじゃないですか。一方で、ほかのところでは敗訴者負担なんということも書かれていて、訴訟する側が実際に訴訟を提起するまで、そこまでたどり着くまでであります大変になっちゃうじゃないか。そこにに対する、弱い立場に立たされがちな方々へのまなざしがこの文章ではちょっと、それぞれの人たちをみんな公平に書いてあるがゆえに、むしろ、弁護士

がどういうスタンスに立つのかということの一条の意味をもうちょっとどきつく私としては展開し

そういう意味では、今司法法制部長の方がお話をほしいなというふうに思っているわけでございます。

しになつたように、少なくとも企業や国家社会の公的部門の扱い手としての弁護士がそこで適正な活動をするように、そういう意味では監視役という役割も果たさないかぬということなんですね。そうですよね。もう、うんと結構でござります。

質問の最後は、最高裁にごく簡単にお伺いしたいわけですがけれども、弁護士は社会の医師でなければならないとよく言われますけれども、何ぼ名医であっても、その見立てがよくて処方せんを書いても、葛根湯しかなかつたら肺炎はなかなか治せないと思います。弁護士の数だけふやしても、実

際裁判をするその場の条件というものがやはり適正に機能していなければ機能しないだろうと思うつかです。

そういう意味で、社会の医師といった場合、單にとりあえず弁護士をふやしましようといふうな発想であると大きな間違いを犯すんぢやないか。むしろ、弁護士が十分な活動を行ひ得る条件とするためには、やはり裁判所の物的施設の充実というものは当然必要だと思うわけです。要するに、裁判所の数も減らすのじやなくして、ふやしたらどうですか。この間、地裁や簡裁というのは減

らしてきたじゃないですか。そういう意味では、こうした政策というものはどこかでちょっとぶつた切って、もう一度、地域の人々が利用しやすい、使い勝手のあるありようをやはり追求していくべきだと思います。

ただければうれしいございます。

○中山最高裁判所長官代理者 司法制度改革審議会におきましては、今委員も御指摘ありましたように、国民からの司法へのアクセスというものを、これまで以上にといいますか、より抜本的に容易にするという観点から、法曹人口の大幅な増加といふことが提案されているところでござります。

そして、法曹人口、特に弁護士がふえるということになりますと、当然のことながら事件数もまた大幅にふえてくるだらうと思います。その際に裁判所がそれに対してきちんと対応できませんと、それは絵にかいたもちとすることになるわけでございまして、いろいろな問題もまた波及して起きてくるかと思っております。

裁判所としては、司法制度改革審議会の中で各委員が交わされた議論というものを十分踏まえて、その上で弁護士増に伴う事件動向というものも的確に踏まえて、これまで同様 利用しやすい司法の実現に向けて必要な人的・物的体制の整備に努めてまいりたいと考えているところでござります。

○植田委員 質問通告させていただきました質問は以上でござりますので、時間はありますがあつたので終わります。

○保利委員長 次に、山本明彦君。

○山本(明)委員 自由民主党の山本明彦であります。今司法制度改革がなされようとしておりますけれども、先ほど森山大臣からお話をございました。この目的の一つに、法曹界というのは、法律専門家だけでなく専門職の人にも、いろいろな社会経験をした人にも入ってもらっているいろいろな社会の事案に対応していく、こういうのが目的であるというお話をございました。したがって、法学部出身だけでなく、工学部だと医学部だとかの出身者も法曹人として登用しよう、こういったものが目的の一つ、こういうお話がありました。

私ごとで恐縮でありますけれども、私は工学部

出身でありますけれども、一級建築士であります。私も、もしロースクールができれば早速入学をして建築士出身の法曹人となりたい、今こんな夢を持っています。

この弁護士法の改正といふのは、まさに法律の専門家の皆さん方が英知を絞って考えられた法律でありますから、恐らく完璧なものだ、こんなふうに私は思っておりますけれども、素人の目から質問をさせていただきたいと思います。法律家を目指すこの若者が最初に挫折をしないように、ぜひ御丁寧な答弁をいただければありがたいな、そんなふうに思いますので、よろしくお願ひをいたします。

先ほども質問がございましたけれども、弁護士法に入る前に、今の司法制度改革の件で二、三日前に新聞に記事が載っておりましたが、先ほど、中野財務省政務官が異議を唱えるということはないというふうに断言をしていかれました。この点につきまして、財務省の方が異議を唱えておつていろいろ動いておるというような話をどのように法務当局としては把握をしてみえるのか、御承知であればお伺いをしたいと思ひます。

○森山国務大臣 私も新聞記事を見ましたときは大変驚きましたが、その後に、閣僚懇談会の席で塩川財務大臣の方から、あの記事には全く根拠がない、財務省が司法制度改革に消極的であるなどということは全くないので、むしろ我々は司法制度改革に積極的に協力したいと思っているので、一安心したわけでござります。

細かいことを申しますと、この記事の中にはいろいろ数字を挙げまして、例えば日本の裁判官、検察官は受理件数千件当たりでは米国よりも多いとか出ておりました。しかし、アメリカと日本の司法制度は大変に異なっております。例えば訴訟と示制度に基づく当事者主義の徹底などによりまし

て、大半が和解などで終結しているのがアメリカの事情でござります。また、刑事案件におきましても、司法取引や有罪答弁制度などによりまし

て、大半が事実審理を行わないで有罪判決に至るというようなことがございまして、訴訟事件における裁判官や検察官の負担が大きく違っているわけでござりますので、両国の事件の件数と裁判官や検察官の数と単純に比較するということは適当でないというふうに思っております。

そのほか、いろいろ制度の違うことを抜きにして単純な数字の比較というものは、何につけ余りいただけないものでございますが、ちょっとそういう傾向のある記事でござりますので、私も、あの記事のようなことを財務当局がおつしやるのであれば、大いに反論しなければいけないというふうに思つておりましたけれども、幸い、大臣がきちんととした方針を私におつしやつていただきましたので、その点は心配ないかなというふうに考えております。

いといふうに考えております。いずれにせよ、司法制度改革審議会の答申が最終的に出ますのが来月の中旬でございますが、その意を受けまして、具体化のため努力していくというふうに考えております。

○山本(明)委員 記事の報道というのが事実でない、財務省としても全面的に応援するということを受けまして、具体的なため努力していくことがあります。

今度、弁護士事務所が法人化を初めてされるわけです。弁護士制度というのは、制度ができて百年以上経過をしておるところでありますけれども、ほかの専門職法人ですか、弁理士の特許業務法人は昨年法人化されましたし、公認会計士の監査法人についてはもう昭和四十一年に法人化をされておるところであります。一番歴史の古いと思われる弁護士について今まで法人化されなかつたことの方が私は不思議で仕方がないんですけれども、どうして今まで法人化されなかつたのか、そちら辺の理由をお伺いしたいと思います。弁護士さんというのはプライドが高いんですね。これをひとつよろしくお願いいたします。

○横内副大臣 私から御答弁をさせていただきま

いわけでありますけれども、どうして少ないかと

いうと、話せばわかるというような内容が日本にはあるのではないか。したがつて訴訟まで起こさなくともいい、そりいっただ変い日本人の素質だというふうに私は思いますけれども、新しい司法制度ができる利用しやすくなる、人數があつて起こさなくてもよい訴訟まで起こしてしま

う。弁護士の数があえれば弁護士の営業もよえるようになります。そうするとむだな訴訟がふえる。そうするとむだな裁判官だとむだな検察官も必要になってくる。こんなことになると思ひますので、適正な数というものをぜひ把握していただきたい、このことで、順次質問をさせていただきます。

それでは、弁護士事務所の改正について順次質問をさせていただきます。

弁護士制度といふのは、制度ができて百年以上経過をしておるところでありますけれども、ただ、一つ申し上げたいと思いますのとおり、大変結構なことだというふうに思いますけれども、この数字も、日本とアメリカとは計算基準が違う、そういう意味だというふうに思いますけれども、ただ、一つ申し上げたいと思いますのは、先ほど最高裁の方から、法曹界の人数をふやかすという話がはつきりありましたけれども、たゞややくもに人数をふやすというむだな充実ではなくて、だれでもが納得できる効率的な充実をぜひ図つていただきたいというふうに思います。先ほどの財務省も効率的なという話をしておりましたけれども、やはり、だれでもが納得できる、その数をひとつよろしくお願いいたします。

○横内副大臣 私から御答弁をさせていただきま

す。弁護士事務所の法人化につきましては、大分前からいろいろな議論が弁護士会の中でもあつたようでござります。ただし、法人化をすることによって弁護士業務のビジネス化を招いて弁護士の本質を変容させるのではないか、端的に言うと、余りにも弁護士さんが商売熱心になり過ぎ

て、本来の公益目的みたいなものが失われちゃうんじやないか、そういうふうな慎重意見もあったということで、なかなか今まで法人化するには至らなかつたということでございます。しかし、近年非常に、国際化だとかあるいは複雑多様化、専門化した訴訟がふえてきてる。そういう中で、やはり法人化をしていかなければなかなか対応し切らぬということが広く認識をされるようになってまいりまして、法務省としても、日弁連と協議をして、その協議結果を踏まえて今回の法案を取りまとめたということでございま

す。

○山本(明)委員 今いみじくもビジネス化という話が出来ましたけれども、まさに先ほどの話であります、数があえ過ぎますとビジネス化すると思いまして、そこら辺もぜひよろしくお願いをしたいと思います。

先ほどからも、法人化のメリットは何かという話も出ておりましたけれども、いろいろお話を聞いていました。私は、今回質問するに当たりましてインターネットで調べてみようと思いまして、読売と毎日と東京新聞の三紙だったのでしたけれども、インターネットで弁護士法の改正と弁護士法人という項目で検索をしましたら、一件しかヒットしなかつたのですね。私は、もう少しこの問題も社会的に認知されてるというのですか、もう少し広がつておるのかなと思っておったのですけれども、三紙でも一件しかヒットしなかつたということは、余り注目をされていない。どうして注目されていないかというと、一般の皆さん方に関心があればもっと報道されるわけありますから、それだけ関心がないのかなという感じがいたします。

したがつて、先ほどからメリットの話がありましたが、弁護士側から見たメリットも当然あると思いますけれども、いわゆる依頼者、一般の皆さんから見た点のメリットということについてはどのようにお考えかをお尋ねしたいと思います。

○横内副大臣 依頼者サイドから見たこの弁護士事務所の法人化のメリットというのは、やはり第一点としては、法人化することによっていろいろな専門的な能力を持つた多様な弁護士さんを事務所に置くことができる。そうすることによつて、高度化したり、専門化したりする訴訟に対し

て、それぞれそういういろいろな能力を持つた人が共同して対応することによって、非常に難しい訴訟にも対応することができるのではないか。そして、それぞれそういういろいろな能力を持つた人が共同して対応することによって、非常に難しい訴訟にも対応することができるのではないか。そういう意味で、受任者の依頼者に対するサービスの向上が図られるのではないかというのが一点だと思います。

それからもう一点は、個人の弁護士さんが依頼を受けるという場合には、その弁護士さんが死んだりしてしまいますと、依頼者としてみればもう一回また別の弁護士さんに頼まなきゃいかぬというようなことがあるわけがありますけれども、弁護士法人に依頼をすれば、法人としてその依頼を受けるわけでありますから、たまたま直接担当している弁護士さんが死ぬとかある場合は退職をするとか、そういうことがありますから、たまたま直接担当してすぐ別の弁護士を対応させたり、そういうことで依頼者の地位も安定したものになるというようなことがあります。

○山本(明)委員 ごもつともなお話を今いただきました。

私も本当にごく通俗的な一般人でありますから感じるのですけれども、やはり弁護士さんのところへ行くには何となく行きにくいなというのがまだあるというふうに思います。どうして行きにくいかといいますと、行けば一体幾ら取られるんだろうかという気持ちがますます、大体の人は

かというような気がするわけでありますけれども、その辺について、法務当局、御答弁お願ひします。

○房村政府参考人 法人化をした場合に弁護士費用がどうなるだろうか、下がるだろうかという点

は、確かに関心を持たれるところだと思います。具体的にどうなると予測するのは難しいわけです。が、しかし、法人化をすることによって事務所の業務の基盤が拡大強化される、あるいは事務処理が効率化される、あるいは規模のメリットとか、そういうことによって経費的に少ない経費で同じサービスが提供できるようになるということになれば、費用が下がるということは当然あり得るのではないか。また、そういう方向でぜひ弁護士の方々に努力をしていただきたいというぐあいに考えております。

○山本(明)委員 国民の皆さん方が興味を持たれる、ありがたいと思われるような形でぜひお進めをいただきたいというふうに思います。

先ほども、一人法人でもいいのかというお話をされました。法人化の条件で、人數とか出資金などとか経験年数というのは、これはないといいうことでよろしいわけですね。非常に簡単に法人化ができるということだと思いますけれども、先ほども話がありましたが、やはりどうして一人でもいいのかなというのは疑問に思います。

先ほどもメリットの中で話がありましたが、やはり大型化するということに大変大きなメリットがあると思いますので、私の考えでは、複数にして大型化するインセンティブを考えるためにも、複数が条件ですよといふことの方がそのメリットは生かせるんじゃないかなそんなふうに思いますが、その点は御意見として申し上げておきたいと思います。

か、資産内容の公開のようなものも私は必要ではないかと思うのですけれども、その点はどのようなものになっているのでしょうか。

○房村政府参考人 弁護士法人については、確かに同時に、弁護士法人につきましては、原則と法人がその債務を完済できない場合には、原則としてその法人の社員が無限連帯責任を負うわけになります。そういうことから、商法の合名会社も同じような仕組みになつておりますし、監査法人、特許業務法人もそういう仕組みをとつております。そういう最終的に社員の無限連帯責任によって担保されているという各法人につきましては、資産内容の公開等について、法令上、特段の義務を課しております。

これは、有限責任ですと、本当にその会社の財産しか担保がありませんので、その会社の資産内容の公開というようなことが非常に大きな課題になつてまいりますが、弁護士法人については、そういうことから特段の義務を課しておりません。そのほか、弁護士法人は、社員が弁護士のみに限定され、弁護士会による指導監督に服するというようなこともござりますので、こういう制度であっても特段の弊害は生じないのではないかといふふうに考えております。

○山本(明)委員 問題がなければ結構なことだけありますけれども、簡単に言うとお金が幾らでもいいわけであります、余りにも簡単過ぎるものですから基盤が非常に脆弱だというふうに思いますが、それよりももっと簡単だということありますので、弁護士業というのはやはり社会性も大変あるわけでありますし、それだけの信頼を受けなければならぬわけでありますので、もちろん人的資源というのが一番だと思いませんけれども、たしか社員が二名以上ですかね。そんなふうに思いますが、それよりもっと簡単だということでありますので、弁護士業というのはやはり社会性も大変あるわけでありますし、それだけの信頼を受けなければならぬわけでありますので、もちろん人的資源というのが一番だと思いませんけれども、やはりそついた法人の基盤をしっかりすると、いうことも社会の信頼性を増すためにもぜひ必要

だと思いますので、御検討いただきたいと思います。

今、無限責任という話が出てまいりましたけれども、対外的責任についてお伺いをしたいと思ひます。

まず最初に法人に責任があるのですね。法人で払えるものは全部払う。払い切れない場合は社員が全員で無限の責任を負う。それが指定事件の場合は指定社員が、複数であれば指定社員が複数で責任を負う、こういうことでよろしいわけです。

ほかの専門職法人を調べてみましたら、弁理士にしても、先ほどの公認会計士にしても、今審議中の税理士もそうですが、すべて無限責任制を採用しておるわけですね。ところが、今回の場合は、指定事件の場合は指定社員だけで責任、こういうふうに弁護士法だけ違うわけでありますけれども、特殊性はあると思いますけれども、この違いの理由というのですか、御説明いただきたいと思います。

○房村政府参考人 御指摘のように、今回の法案では、指定社員の制度を設けまして、特定の事件について責任を持つて処理をする社員を指定した場合には、無限連帯責任を負うのもその指定社員に限るという制度にしたわけでございます。

このような制度を採用した理由でございますが、弁護士業務というのは、ある意味で、個々の弁護士の方の、特定のこの事件についての専門的能力、そういうものが非常に重視される場合とか、あるいは、依頼者と弁護士との非常に個人的な信頼関係、こういうものに基づいて処理をお願いするという場合がございます。特に、非常に機微にわたるような事件も扱うわけでございますので、依頼者からしますと、この弁護士の人に処理してもらいたいという場合がございますので、そういう場合には、法人としてその依頼者の希望にこたえて、この事件についてはこの人にすべて任せます。こういう仕組みをとる必要があるのでないかということが出発点でございます。

そういうことで、この事件についてはこの弁護

七

士の方が全責任を持つて処理をするということにいたしますと、通常の事務処理に関しましては、弁護士法人の社員は全員が業務執行権限を持っております。したがいまして、意見が分かれた場合

○山本(明)委員 今、監査法人でも何か逆に無限責任を有限にできないかというような動きがあるようでありますけれども、こういった制度が参考になるのかな、そんな気がしております。

合が多いのではないかと思います。もちろん具體的事象によりますので断言はできませんが、一応そんな考え方でございます。

には全員の中の多数決で決めていくことになるわけですが、特定の依頼者のために、この事件はこの人に全責任をということによればどう、う上組みはまず、つづき、どうし

指定社員の件なんですけれども、指定社員は指定社員だけで責任を負う、しかし、ほかの社員が相談に乗った場合は、影響を与えていませんよと、うような正解としては、限りますが責任を負う

らないかねかなと思うと逃げちゃう、相談を受け
ても。そうなつてくると事務所の中の運営も非常
にぎくしやくしてきますし、どうやって証明をす
るひつかりませんナレドも、某祭大空難し、小間
連

そうすると、ある特定の社員の方が全責任を持つて決めたことについて、その処理に関してたても指定された社員がすべてを決めていくということにせざるを得なくなります。そうなりますと、ほかの社員の人たちはその事件の処理において関与できなくなる。

した。また、この説明をいたしかつて、同じ会社の責任者と意見がぶつかりました。このようないかで、このような条文が書いてありましたけれども、指定社員が、難しい案件があったのでちよつと相談したいな、アドバイスを下さいということでおほかの社員にアドバイスをもらつたというような場合も、そのアドバイスをした人は責任が発生するのかどうか、お伺いしたいと思います。

題だらうな、そんなふうに思いますので、その点は、相談ぐらいは簡単に乘れる運営方法をしっかりと検討しておいてお示しをいただきたい、そんなふうに思うところであります。

次に、従たる事務所を置く場合についてでありますけれども、これは先ほども話がありましたが、この点は、相談ぐらいは簡単に乗れる運営方法をしっかりと検討しておいてお示しをいただきたい、そんなふうに思うところであります。

また、まことに、依頼者に債務を負ってしまったという場合が生じてまいります。そのときに、ほかの社員の人たちは、およそ事件の処理に関与できなかつたのにかかわらず、事件処理に関するして依頼者に生じた債務を弁護士法人が払えなうときには、個人的にも追及されると、いうことに

○房村政府参考人 御指摘のように、指定を受けているない社員が指定の前後を問わず指定事件に係る業務に関与したときは、その関与に当たり注目すべきは、その関与したことの証明した場合を除き、指定社員と同じ責任を負うという条文にしておりま

れども、所属弁護士会は地元に所屬する、中の弁護士も地元の会員である、こういうことでよろしいわけですね。

なつてしまふとしさか醜ではないか。合名会社等が社員全員に無限連帯責任を負わせておりますのは、社員が全員業務執行権限を持つてゐるということがやはり背後にあるのではないか。
そういう意味で、指定社員の制度をとつて、その事件についての業務執行権限をその指定社員、これは別に一名とは限りませんので、グループでやつた場合にはそのグループといふところで、やはり無限連帯責任もその方々に限つていただく必要があるのではないか。特に、弁護士事務所が非常に大型化してまいりまして、それぞれの専門分

これは、「一つには、例えば、財産を一番多く出した社員が、実質的に自分が関与するにかかるわざで、事件の処理に実際に関与した以上はやはり責任をとらねばならない。たゞ、関与した内容が間違っていたり、いかにかかわらず追及されるのもまた酷ですから、関与に当たって注意を怠らなかつたことを証明した場合には責任は負わない、こういう形でござります。

すよね。それと、非常に閉鎖社会のような気がいたします。中へ入ったことはありませんからどんなふうかわかりませんけれども、閉鎖社会といふのは、外務省じやありませんけれども、伏魔殿のようなイメージがあるような気がするわけでありますけれども、往々にして談合が生じやすいといふのは世の常であります。弁護士さんでも談合があるかないか私はよく存じませんけれども、いろいろ打ち合わせは中であるんじやないか、こんなふうに思います。

したがって、今地元の弁護士会に所属するとい

野を持って、この分野はここで処理をするというようなことになりますと、全く違う部門の人たちがいつ何どき巨額の無限連帯責任を負うかわからぬといふことは、なかなか事務所の大型化もできぬ。こういうような事情を考慮いたしまして、弁護士会とも意見交換の上、従来にないこういう指定社員の制度というものを考えてみたわ

関与といふのはどの程度かということでございま
すが、先生のおっしゃつたようないわば指定
された社員が同僚にごく気軽に相談をしたとい
う程度で本当に関与になるのか。それは、やはりそ
の事件の処理に実質的に影響を与えたといふこと
になるのではないかと思つておりますので、単な
る相談程度ではこの関与に当たらないとする見

う話でありましたけれども、もちろん本店のあるところは本店に所属していますよね。逆にそのまままで、地域の弁護士会に所属しないという格好であれば、恐らく地域の弁護士会は困りますよね。自分たちのテリトリーから外れちゃいますし、声が通じませんから困ると思います。困るということがこの閉鎖社会を打破するわけでありますから

ら、一つの考え方として、地元の弁護士会に所属しなくともいい、所属させない、いわゆる本店の弁護士会に所属していればそれで認められるというようなことも検討すべきではないかな、私はそんな気がしております。

地元の弁護士会というのは、逆に、大きいところが入ってくると迷惑を受けるわけがありますから、どうしても中に入れておきたいという気持ちがあると思いますけれども、両方の面から、やはり元の弁護士さんを侵してもいけませんし、いろいろな意味があると思いますけれども、その点もちょっとお考えいただきたいな、そんな気がしておりますところありますけれども、その点について地元の弁護士さんをお願いします。

○房村政府参考人 確かにいろいろな考え方の方はありますか?

私もが考えましたのは、従たる事務所をそこの地域に設置するかどうかというようなことについて地元弁護士会の許可にかかるしめるというよ

うことですと、あるいは先生のおっしゃったような問題が生ずるおそれもあるかと思いますが、今回はそういうことではなくて、基本的に従たる事務所を設置することは自由にできる。ただし、設置した従たる事務所の活動について、本店所在地の弁護士会の監督権限ももちろん及ぶわけですが、これが非常に離れたところにあります、例えば東京にある事務所の支店が札幌にあるというようなことになりますと、なかなか日常的にそこから行動の監督を監督するということが非常に離れていますので、やはりそういう従たる事務所の行動の監督は一番身近で情報を把握やすい地元の弁護士会にゆだねるという趣旨で、地元の弁護士会にも加入していくたくといふことを考えたわけでございます。

○山本(明)委員 住民から信頼をされる弁護士、弁護士会を目指していただきたいと思います。明治時代には弁護士と新聞記者にはうちを貸すなどいう言葉があつたそうでありまして、非常に清く貧しく正しく活動しておられたようあります

で、ぜひその精神がこれからも続くようにお願ひしたいというふうに思います。

今回の法人制は、従たる事務所を置くことができることで、過疎地対策も大きなメリットがあります。私も今中小企業を経営しておりますが、弁護士の先生という方は、先ほどの話じゃございませんけれども、ビジネス化しない方ばかりだと思います

変それが大きなメリットだと思いますけれども、私が今中小企業を経営しておりますが、弁護士の先生という方は、先ほどの話じゃございませんけれども、ビジネス化しない方ばかりだと思います

が、実際に法人を運営していくためには、なかなか支店を出すときに、仕事がないなと思うところには絶対出さないわけでありまして、やはり仕事がありそうなところにしか出さないわけであります

から、そういった意味で、果たして過疎地対策というのがこれによって効果があるのかなという感じがいたしました。

実際どのように考えてみえるかわかりませんけれども、過疎地対策に実なりそうなのか。無弁護士市町村、ゼロワンというのですか、弁護士の余りいない市町村が今どれぐらいあって、答えは出ないかもわかりませんけれども、行く行く目指すところは、無医師村をなくすわけではありません、違うと思いませんけれども、そこら辺はどんな

ふうにお考えか、お尋ねをしたいと思います。

○房村政府参考人 まず最初に、弁護士の方がおられない市町村でございます。全国で三千三百七十一市町村がございます。そのうち弁護士の方が全くいない市町村が約八五%の二千八百七十ヶ所、弁護士の方が一人しかいないものも含めますと全体の九〇%の三千二十三の市町村が該当するということになります。

それは全国津々浦々弁護士の方がいらっしゃるが最も望ましいとは思いますが、これもまたなかなか難しい話でございます。できるだけ地方に弁護士の方にふえていただきたいと思いますし、

この法人化の複数事務所がその一助になれば誤事件なんかの自分の専門外の事件を担当した場合には、日常的な事件をこなしながら専門的の事件勉強をずっとやらなければならないという大変

あるいは、大きな刑事件で百日裁判なんありますが、こういう訴訟を担当すると日常的な事件を犠牲にしなければならないということもあります。また、弁護士任官や、大学の教授になつた先生という方は、先ほどの話じゃございませんけれども、リーガルサービスの低下という問題の原因になつてゐるのではないかなどと思っております。

私は、弁護士事務所の法人化を禁止している現在の法律は、まさに弁護士の資質の向上を阻んでいます。あるいは弁護士の社会貢献を阻んでいる原因だと思います。また、ひいてはリーガルサービ

スの低下という問題の原因になつてゐるというふうに考えております。

私は、弁護士事務所が法人化され、ローフームを構成して、あるときは、弁護士が日常的な業務に煩わされることなく、じっくり腰を据えて判例の研究だとかあるいは専門知識の研さんをしたり、またあるときは、本当に後顧の憂いなく法律事務所から離れて、裁判所あるいは大学、国会で思い切って活躍する、そんな時代の來ることを心より祈っておりますし、そしてまた、今回の弁護士事務所の法人化がその一步であると、いうふうにかたく信じておるところでございま

す。

○保利委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後一時一分開議

○保利委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後零時二分休憩

○保利委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

○山本(明)委員 終わります。

午後零時二分休憩

○保利委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後一時一分開議

○保利委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後零時二分休憩

家でいらっしゃいます。

司法制度改革審議会の中間報告では、二十一世紀の社会において弁護士が果たすべき役割といふものをうたつております。このような使命に基づいて国民に高い質の法的サービスを提供することにある、この役割を果たすために、その活動領域を拡大し、国民に身近で親しみやすく、信頼できる存在とならなければならないと言つております。

弁護士の皆様方につきましては、このようないくつかの使命を十分に踏まえていただきまして、国民の広範かつ多様なニーズ的確に対応していくことが期待されると考えております。

ですが、弁護士事務所の法人化がなぜ今なのかと、いう点についてはいかがでございましょうか。

○横内副大臣 最近の傾向といたしまして、もちろん先生御案内のとおり、経済社会の複雑化、多様化、さらに国際化ということに伴いまして、いろいろ分野での新しい法律問題が発生をし、ますます複雑になってきているという状況でございます。こうした状況に対応して、弁護士さんの業務ができるだけ共同化し、また専門化し、総合化することによって、弁護士さんの執務体制を強化して、お客様に対する法律サービスの質の向上を図っていく必要があるということで、今回弁護士法人制度の立法化をすることにしたのでござ

と、いわゆる外弁といふのですか、アメリカから日本の事務弁護士として、外からの弁護士が日本に大きくなってゐるわけですね。多分そういうもの関連しているのではないかなどと思つたのですが、この点はいかがでございましょうか。

○房村政府参考人 外国からの弁護士の受け入れということで、外国法事務弁護士の制度を設けておりますが、基本的に、諸外国では非常に法人化が進んで、大規模なローフームが主流を占めております。そういうところの出先のような形で外国法事務弁護士の方々も日本に来て法律サービスを提供しておりますが、そういうものとの関係で、日本においても弁護士事務所の法人化を進め、多数の弁護士を集めたり高度な法的サービスが提供できるような体制を整えていく必要がある

にも認識をされてきておりまして、経緯を申し上

さると、平成十二年の三月三十一日に閣議決定されました規制緩和推進三ヵ年計画で、平成十二年度中に法的措置を講ずるというふうに決定をされました。

また、司法制度改革審議会の中間報告、平成十二年十一月二十日の中間報告でございますが、そこでも、閣議決定を踏まえて、平成十二年度中に所要の立法措置が行われることを期待するというふうに言われております。

こういったものを踏んで見て日本を語る二三の会合とかなりの回数にわかつて意見交換をして、今回立法化に至つたものでございます。

社会の意識も弁護士の意識も変わってきたものだ
などということを実は本当に痛感をしておきます。
今でも強い反対はあったわけなんですが、昔は
強い反対が多数を占めていまして、弁護士会が弁
護士を法人化して、我々は商人ではないんだ、こ
ういう意識が非常に強かつたのですね。
そういう意識が時代とともに変わってきましたんだ
なというふうに思います。弁護士の社会貢献、
それからもう一つは、リーガルサービスの問題

と、いわゆる外弁といふのですか、アメリカから日本の事務弁護士として、外からの弁護士が日本に大きくなってゐるわけですね。多分そういうもの関連しているのではないかなどと思つたのですが、この点はいかがでございましょうか。

○房村政府参考人 外国からの弁護士の受け入れということで、外国法事務弁護士の制度を設けておりますが、基本的に、諸外国では非常に法人化が進んで、大規模なローフームが主流を占めております。そういうところの出先のような形で外国法事務弁護士の方々も日本に来て法律サービスを提供しておりますが、そういうものとの関係で、日本においても弁護士事務所の法人化を進め、多数の弁護士を集めたり高度な法的サービスが提供できるような体制を整えていく必要がある

るということが、広く社会的にも認識されるようになります。

○漆原委員 日弁連ではことしの二月の臨時総会で法人化を認めた、こういうふうに聞いておりました。それでもまだ弁護士会の中で強い反対意見がありましたのだということを聞いておるのですが、どう承知されるか、お尋ねしたいと思います。

○森山国務大臣 先ほど来先生がちょっとおつしやつておきましたように、長い間の議論の対象

でござ
ハ
思
したが、
最
近
よ
う
や
く
こ
の
基
本
的
な
方

向には賛成という決定をしていただいたのですけれども、弁護士連合会の中で反対される意見としては、主として、解散命令の制度が設けられてることによりまして、弁護士自治が侵害されるの

ではないかという御心配をされる向きがあつたわけです。またもう一つは、弁護士法人に従事する事務所の開設を認めるところによって、地方においてさまざまな弊害が生ずるのではないかというような御心配もあつたよう聞いております。

これらの御意見につきましては、いずれも真摯に受けとめまして、日弁連との協議をたびたび重ねてまいりました。その結果、共通の理解が得られたまゝして、立案に当たつて必要な措置を講じたわ

○ 漆原委員 そうなんですね。大きな事務所が地方に支店をつくって、営利目的に偏った事件ばかりを扱うようになるのじゃないか。
いわゆる弁護士の士は士なものですから商人じゃないという意識、商人じゃないから基本的人権を守るんだ、こういう意識が強かつたわけですね。今回、それを乗り越えて、こういう法人化、従たる事務所ということになつたわけなんですが、その辺はどんな意見の交換がされた上で、弁護士会の意見を調整されて、弁護士会がこの法案をのむよくなつたのか、その辺はいかがでございましょうか。

○ 森山国務大臣 細かなやりとりのことは私は實は余り詳細には承知しておりませんが、結論としましては

まして、解散命令につきましては、その要件が幾つかありますことか

形見日付等、一言も漏れぬ。」
ら、その判断の慎重を期するとともに、自発的な懸念の機会を与えるなどのために、法務大臣が解散命令の請求をする際には、あらかじめ日弁連の

御意見を聴取するということにいたしました。それから、従たる事務所の問題につきましては、その所在する地域の弁護士会の会員である社員の常駐を義務づけるということにいたしました。とともに、当該弁護士会に法人としても入会していただいて、その監督に服せることに

なったわけでございます。
このように、今回の立案に当たりましては、日
弁連と協議を重ねまして、その御意見を十分に注
意に反映させたものでございます。

○漆原委員 法人化を認めた場合には税法上有利な取り扱いになるのじやないかと、いうふうな声が聞かれるのですが、税法上、今の弁護士業務を法人化した場合に今よりも有利な取り扱いになるのかどうか。この辺はいかがでございましょうか。

○横内副大臣 弁護士法人につきましては法人化が適用されまして、特に税制上の優遇措置が講じられるという予定はないというふうに承知をしております。

○ 横内副大臣 先生には私迦に説法でございま
えないと、いうことでござります。
○ 漆原委員 先ほど来問題になつておりますが、
認められる、これはどんな理由によるのか。
認められないといふこの関係で、特に弁理士だけ有利な取り扱いをしているのぢやないかと、
批評もあるのですが、この点についてはいかが
ございましょうか。

けれども、我が国の弁護士事務所の多くは、一人の経営弁護士、いわゆる親弁型のものと、その下に雇われている勤務弁護士、いそ弁という形で構成される親弁型の事務所が非常に多いということをご存じます。そういう親弁型の事務所についても弁護士業務の一層の共同化を図る必要がありますし、また、経営をしている親弁の弁護士さんも、個人の資産と事務所の資産を区別して合理的な経営をするという必要がございます。そんなことで、弁護士さんの中でもこの法人化の要望が非常に強い、というふうに聞いております。

そこで、こういった弁護士の業務遂行の実情を考慮して、社員一人の親弁の弁護士の法人の設立も認めるということにいたしまして、個人と事務所の資産の区別を図る、そうすることによって合理的な経営をしていくことができるわけでござります。

の共同化の基盤として一人法人というのが有用ではないかという観点もありましたし、また、実態として弁護士の方々の要望も非常に強かつたというようなこともありまして、今回、日弁連との意見交換をした上で、一人事務所についても法人化を認めるという方向で法案を考えたものでござります。

リットもあるうかと思ひます。その点は、弁護士の方の担当している事件が比較的長期間を要する事務が多いというような特色を考慮したものとほなつております。

○漆原委員 それでは、各論についてお尋ねしますが、社員の資格を弁護士に限定していますね。この弁護士に限定した理由をお尋ねしたいと思います。

○房村政府参考人 弁護士法人は、弁護士業務を行ふことを目的としております。弁護士業務につきましては、現行弁護士法において、弁護士以外にはこれを取り扱えない、また、弁護士が弁護士以外の者と業務提携をしたり、事件の周旋を受けたりしてはいけない、こういうようななさざまなまな制約がございます。そういうことから、仮に弁護士法人の社員に弁護士以外の者がなることを認めますと、社員として当然業務執行権限を持ちます

今回、弁護士法人を認めるに当たりましては、本来の弁護士業務である法律的事務以外に、やはり法人としてそういう管財人をするとか後見人をするというようなことも有用な機能だらうと思いますので、そのようなものを省令で指定して、弁護士法人にこれを遂行していただきたいと考えております。

そのほか、修習生とか弁護士業務を補助する者の研修、教育とかセミナー、そういう弁護士業務にとって有用だと思われるようなものを検討してまいりたいと考えております。

○漆原委員 三十条の六、訴訟関係事務の取り扱い、訴訟関係事務については自然人である本人しか依頼を受けられない、こうなっていますね。これはどういう理由なのか。それからもう一つ、訴訟委任状だと弁護士選任届というものは、だれがだれに出すのか、これをお尋ねします。

また設立した後、いそで雇われている弁護士さんでも、有能な人がいれば、その人を經營弁護士として、社員弁護士として共同化をしていくことでも可能でございまして、そういうことで業務提供基盤の拡大強化を図っていくことにいたします。

○房村政府参考人　弁理士は他省厅の所管に属することになりますし、また弁理士の業務の実態に即して御判断されたものと思っておりますので、そちらについてはコメントを差し控えさせていただきます。

弁護士の場合につきましては、先ほど来申し上げているようなこととか、それから、仮に一人の

ので、その業務執行権の行使を止めさせて下さい。質的に弁護士でない者が弁護士業務を行なうということを認める、あるいは弁護士と弁護士でない者の業務提携を認めると同じような事態を招くおそれがある。そういうことから、弁護士業務を行なう法人の業務執行権を持つている社員は弁護士に限るということにいたしました。

のですけれども、今副大臣がおっしゃったから使
いますが、今おっしゃったのは、その親弁という
形態の事務所の経理上の都合をおっしゃったので
すね。経理上の都合だけなんでしょうか。それは
かはないのでしょうか。

○房村政府参考人 基本的には、できるだけ複数
事務所を日本において発展させていただきたいと
思っているわけであります。そのときに、個人經
営の形で行つておりますと、共同事務所形態に移
していく過程が、個人と個人との契約で、その事
務所資産をどうするかとか、そういうものを一つ
一つ決めていかなければならぬ。その点、法人化
をして、そこに新たに社員として入つていくと
いうことであれば、もう少しやりやすくなるので
はないか。そういうような将来的な弁護士事務所は

弁護士の方に事件を依頼しているときに、その弁護士の方が例えば死亡してしまいますと、委任事務がそこで完全に中断してしまって、後の事件処理をどういうべきかにしていくのかということがなかなか問題が多い。しかも訴訟事件については残念ながらかなりの年数を要するということございますので、そういう危険も無視できません。

○漆原委員 業務の範囲でございますが、三十条の五で、三条の業務のはか、法務省令で定める業務というふうに業務の範囲を拡大しておるわけなのです、が、法務省令で定める業務の内容についてお尋ねしたいと思います。

○房村政府参考人 現在の弁護士の方々の行っております業務を見ますと、もちろん法律事務の処理という本来の業務が中心でございますが、そのほか、例えば各種の管財人あるいは財産管理人、後見人、後見監督人であるとか遺言執行者であるとか、そういう、多かれ少なかれ法律的知識があると非常にその業務が容易に遂行できるが、しかるべくしも法律業務として弁護士の業務範囲に属さないといふようなものも多く取り扱っております。

訴訟代理人あるいは刑事訴訟法における弁護士の方を前提とした条文になつております。したがいまして、理論的に法人が訴訟代理人とか弁護人において、一切なり得ないかといふと、これは法律的な構成によつてはそういうことも可能かもしませんが、やはり何といつても、資格を要求したり、いろいろな点で、自然人である弁護士を念頭に置いて規定が中心になつておりますので、法人が事件をやる場合にも、法廷に行つて実際に活動するのには自然人たる弁護士に限るということにいたしました。

しかしながら、事件の処理について責任を負うのは法人であるという意味で法人が受任主体であつて、しかしながら、その業務遂行に当たつて

リットもあらうかと思ひます。その点は、弁護士の方の担当している事件が比較的長期間を要する事務が多いというような特色を考慮したものとほ
よつてゐります。

今回、弁護士法人を認めるに当たりましては、本来の弁護士業務である法律的事務以外に、やはり法人としてそういう管財人をするとか後見人をするといふようなことも有用な機能だらうと思ひ

○添原委員 それでは、各論についてお尋ねします。
すが、社員の資格を弁護士に限定していませんね。
この弁護士に限定した理由をお尋ねしたいと思いま
す。

ますので、そのようなものを省令で指定して、弁護士法人にこれを遂行していただきたいと考えております。

は自然人たる弁護士がこれを行ふことと、いうことにいたしました。したがいまして、裁判所に提出いたします委任状であるとか弁護人選任届について、自然人たる弁護士を表示いたしまして、依頼者から直接その委任状等を出していただくという形にならうかと思つております。

○漆原委員 実際に、弁護を引き受ける場合に、法人と依頼者の関係、もう一つは、担当の弁護士、まあ社員でも構いませんが、担当の弁護士と依頼者の関係、もう一つは、法人と社員たる弁護士の関係、三つの観点で法律関係が出てくると思うのですが、このおののの法律関係はどんなふうになるのでしょうか。

質問については法務当局に御答弁いただきたいと存じます。

司法サービス、法的サービスが国際化し、グローバルである、それを提供する者はグローバルな場で活動しなきやならない、これは現世界経済を見れば自明のこととございまして、しかしながら、我が國弁護士は国内のタコツボに潜つておるような状態でございます。この法律は、このようないくつかの問題を抱いております。

な国内の閉塞状態にある意味では覆いを払つて、我が國の弁護士が国際場で法的サービスを提供する基盤をつくるものであると高く評価するものでございます。

質問の前提として、世界各国の、主にアメリカ等の法的サービスを国際的に提供する弁護士事務所と我が國の現在の弁護士事務所の規模の違いをこの際お尋ねしてから具体的な質問を始めたいと思います。およよその数字で結構ですから、御答弁いただきますようお願いします。

○房村政府参考人 雑誌に掲載されております所属弁護士数による世界の法律事務所ランキングといふものがございますが、これを見ますと、二〇〇〇年一月の時点でございますが、世界最大の法律事務所はアメリカのベーカー・アンド・マッキンジーで、弁護士が二千六百二十五名おります。それから第二位が、クリフォード・チャンスといふイギリスのローフームですが、二千六百名。四十位までずっと載っておりますが、四十位がオーストラリアの事務所で五百八十八名。

当然のことながら、ここまで日本の法律事務所は入っておりません。現時点で、日本の法律事務所で最大のところの所属弁護士数は百一十八名とあります。

○西村委員 今の数字を聞きますと、このような国際的に世界第二位の規模を持つて活動する我が国において、弁護士の世界、法的サービスを自由業として提供する者の世界がまるで黒船が来る以前の江戸時代のような閉塞状態にあるということがわかるわけでございます。

アメリカのローフームは、企業戦略のみならぬ

ず国家戦略においてアメリカ政策を左右し、共和

ローフームから国務長官ぐらいは送り出せると

いう体制のもとにありますと聞いております。

大臣、今我が國の弁護士事務所の規模はかくの

ごとしであり、我が國企業が必要とするグローバルの中で到底対応できないわけでございます。

○森山国務大臣 今私も、世界の大きなローフームの抱えている弁護士さんの数、全くけた違います。

この法律の改正によりまして弁護士事務所の法人化ということができましたと、国内の弁護士事務所の規模を拡大し、多様な法的需要にこたえていくための基盤整備になるのではないかと思ひます。日本がいかに今までそのことに認識不足であったかということを改めて痛感したような次第でございます。

この法律の改正によりまして弁護士事務所の法人化ということができましたと、国内の弁護士事務所の規模を拡大し、多様な法的需要にこたえていくことは非常に重要なことであるというふうに思ひます。

司法制度改革審議会におきましても、弁護士の専門化、国際化を初めとする弁護士業務の質の向上とその執務体制の強化などの項目について最終意見の取りまとめに向けた審議が行われていてることでございまして、実り多い最終意見ができましたことを期待している次第でございます。

○西村委員 この法律で国際的な活動にたえ得るが、大臣が先ほどおっしゃったような司法制度改革審議会の最終意見も踏まえながら、国際性、専門性がある弁護士育成の強化について同時に努めいただきたいと存じます。御要望申しておきます。

それでは、以下、条文に基づいて、今まで御質問がなかつた点を主に御質問いたします。法務當

局にお答えいただきたいと存じます。

まず、医療法人、監査法人等は、業務の内容に沿った名称をつけております。弁護士だけが弁護士法人という名称でございますが、これについて

は、何かそちらであらねばならなかつたということがございましょうか。

○房村政府参考人 確かにそのものすばり弁護士

法人といふ名称にいたしましたが、その過程で

は、例えば法務法人であるとか法律事務法人と

か、幾つか検討はいたしましたが、たゞ

だ、法務法人といいますと、法務というのもなかなか幅が広うございまして、法務省もいろいろ抱

えておりますが、これも法務でございます。そ

うことで、やはりその法人の行う業務は弁護士

の方々の行う業務ということで、そのものすば

り、法人の主たる業務を名称にもそのまま採用し

て弁護士法人とするのが最もわかりやすいのでは

ないか、こういうぐあいに考えて弁護士法人といふ名称にいたしました。

○西村委員 この立法の趣旨が先ほど大臣答弁に

あつたような趣旨でございますから、日本の弁護

士が意欲的なならば、この法律が成立した直後に法

人設立の動きが開始されるということが大いに期

待されるのでしおが、法務当局は、今の時点

で、この法律成立とともに日本にどれぐらいの

ローフームが設立していくだろうかという見通

しは持つておられますか。

○房村政府参考人 私どもとしてはできるだけ多

く利用していただきたいと思っておりますが、日

弁連が弁護士事務所の法人化のときにアンケート

を実施いたしまして、弁護士が複数所属する法律事務所すべてにアンケートを発送いたしまして、

大体九百五十の回答を得ております。その九百五

十的回答のうち、法人化する、あるいは法人化を

検討するという方が約七百六十ございますので、複数の弁護士の方々がいらっしゃる法律事務所

は、その大半が法人化を検討したいという御意向

ももわかりませんが、この数からいって、相当多くの事務所が法人化をしていただけるのではない

かというぐあいに考えております。

○西村委員 次に、監督の問題に行きますけれども、弁護士といいますか、現在は、法曹といふものに対する不祥事が相次ぎましたので、国民的に

は、非常にだらしないという思いがなされている

と思うのです。

この中で、弁護士自治ということでおいて、今まで懲戒は弁護士会内部で行つております。これは実態は個々ばらばらで、私もすべての弁護士会のこと

は把握しませんけれども、例えば、昨年の選挙のときには落選させたい議員のリスト運動というの

がございまして、現実にこの運動と連動して、候補者予定の弁護士に対して懲戒申し立てをして、それを懲戒の時点で新聞発表してしまって、そし

て選舉運動に資するという動きもあるわけです

ね。このような現実を踏まえながら、懲戒制度については司法制度改革審議会においても取り上げられ

ると思うのですが、それを踏まえながら、法人の選舉運動に資するという動きもあるわけですね。

このように法務省は、この非弁活動を公然と行うことにつ

めることは、この非弁活動を公然と行うことにつ

ながりかねないのではないかという懸念がござい

ますが、これに対する対処方法については、当局

はどのような配慮をしておられますか。

○房村政府参考人 弁護士法人の社員を弁護士に監督についてちょっとお伺いします。

非弁活動というのがございまして、法人化を認めるとは、この非弁活動を公然と行うことにつ

めることは、この非弁活動を公然と行うことにつ

ながりかねないのではないかという懸念がござい

ますが、これに対する対処方法については、当局

はどのような配慮をしておられますか。

○房村政府参考人 弁護士法人の社員を弁護士に限つたという点がまず第一でございます。法人の

中で業務執行権限を持つ者に弁護士以外の者が

入ってくるということを認めることは、まさに委員の御指摘のような非弁提携を事実上合法化する

ことにつながりかねない、そういう懸念から、今回、資格者を弁護士に限つた法人ということにしております。

次に、弁護士法人になったときに、使用者等を

利用して事実上の非弁提携を行おそれがあるの

ではないか。それは理論的にはあり得るわけであ

りますが、これは個人の弁護士が使用者を使って非弁を行うという場合と本質的には同じ状況でございません。

ざいますので、これは当然、法人化を認めた後も、弁護士法人についても罰則をもつてそのような非弁提携が禁止されておりますので、弁護士会の監督を適切にしたいだけで、そのような非弁行為が発生することを防いでいただけと、やいに私どもとしては期待しているところでござります。

○西村委員 次に、主たる事務所の所在地、従たる事務所の所在地、管轄弁護士会が違う場合、懲戒の処分が一致すればそれはいいわけですが、各々ばらばらにやって、私もよう知らないということでお一致しない場合、懲戒すべし、また懲戒すべしで一致しない場合、懲戒すべし、また懲戒すべしで一致しないために、懲戒の種類が分かれたりする場合はどうしたらいでしようかということをございます。

○房村政府参考人 御指摘のように、主たる事務所と従たる事務所がある場合に、その弁護士法人は双方の弁護士会に入ることになります。主たる事務所の弁護士会は当然その事務所全体の活動について監督をし、処分をする権限を有しております。また、従たる事務所の所在地の弁護士会は従たる事務所の活動についてそういう処分をする権限を有している。したがって、場合によりますと、主たる事務所の監督をしているところが従たる事務所と主たる事務所の双方の違反行為について処分を検討する。したがって、従たる事務所の活動も主たる事務所所在地の弁護士会の懲戒の対象として取り上げられる、同時に、従たる事務所の所在地の弁護士会も独自に従たる事務所の所在地の活動を違反として取り上げるという事態が生じ得ます。

その場合にどうなるかといいますと、これは弁護士会同士で当然連絡をとり合って、例えば双方の矛盾を生じないようないいようなことはもちろん期待されではありますですが、法律的にはそれぞれ独自に懲戒権を行使し得るということになつております。したがって、その双方の処分が一致すれば問題はないわけありますが、片方は処分をする、片方が軽い、あるいは、片方は処分をする、片方

は処分をしないという場合も起こり得ます。結果的には、法律上はそれぞれ独立した懲戒処分となることがありますので、重い方がある意味では適用されます。

○西村委員 次に、弁護士法人が除名処分とか解雇命令を受けた場合、弁護士法人は不祥事を起こして清算段階に入っていくわけですが、清算中の弁護士法人は弁護士業務を行なうことができるのか否か。行なうことができるとなれば、悪質だから解散を命ぜられた弁護士法人が業務を継続することになりますが、この弊害についてはいかなる対処をもつて臨まれておりますか。

○房村政府参考人 御指摘のように、除名または解雇命令を受けると解散をいたします。そうすると清算手続に入るわけです。ただし、清算結了に至るまでは、清算の目的の範囲内で弁護士法人は存続をするという扱いにしております。そして、現に例えば訴訟事件が係属している場合には、それが現務の結了までの間は清算法人としてできるという形になります。

したがいまして、もしそのまま従来の弁護士がその業務ができるということになりますと御懸念のよくなな事態が生ずるわけあります。それに備えまして、このような場合の清算については裁判所によって清算人が選任される、そしてその弁護士法人が受任していた事件については清算人がの社員である弁護士がその事件の処理を行うといふことはないような措置を講じております。そうなりますと、弁護士法人の社員は業務執行権限、代表権限を失うということで弊害が生じないといふことになります。

○西村委員 次に、社員の資格についてお聞きしますが、弁護士の活動領域の拡大というのは司法制度改革審議会でも取り上げられていることでございます。

現在の弁護士法三十条二項は、常勤勤務を要する公務員を兼務する場合には、その間弁護士の職務は行つてはならないと規定されているわけでござりますが、弁護士法の社員が常勤公務員を兼務する場合、これは社員をやめなければならぬのか。となれば、活動領域拡大の障害にもなつてゐるのではないか、こういうことを期待しております。

○西村委員 次に、弁護士法人が除名処分とか解雇命令を受けた場合、弁護士法人は不祥事を起こして清算段階に入していくわけですが、清算中の弁護士法人は弁護士業務を行なうことができるのか否か。行なうことができるとなれば、悪質だから解散を命ぜられた弁護士法人が業務を継続することになりますが、この弊害についてはいかなる対処をもつて臨まれておりますか。

○房村政府参考人 御指摘のように、現行法の弁護士法三十条二項では、常勤勤務を要する公職を兼ねるときは弁護士の職務を行つてはならないと規定されています。しかし、今回の法案では、そのような常勤勤務を要する公務員となつたことを弁護士法人の社員の欠格事由としてはおりませんので、脱退をするという必要はございません。

ただ、その弁護士の活動を行つてはならないという三十条二項はかかりますので、どこまでの活動ができるかということはその解釈の問題になりますが、脱退は要求しておりません。

○西村委員 次に、監査法人や税理士法人とは異なって、弁護士法人の場合は、社員が個人として事件を受任することもできるようになりますけれども、全面的に禁止しなかつた理由はいかがなめですか。

○房村政府参考人 弁護士の方々の取り扱う業務というのは非常に多岐にわたっておりますので、中には、非常に高度の専門性を要するもので、この人でなければというようなものもございますし、また、依頼者との個人的信頼関係で、どうしてもこの人にお願いしたいというようなこともあります。

したがつて、もちろん法人として受任してそういうことを可能にするために指定社員の制度も設けたわけでございますが、それで必ずしもすべての場合に対応できるとは限りませんので、そういう場合には、本質的に個人として受け付けてはいけないということは、法人と利益相反をしてはいけないということを認めますと、当然、Aという法人とBという法人の社員になりますと、AとBは弁護士法人同士ですから競業関係、いわば競争相手。その双方に社員として入るということは、恒常的に利益相反の状況が生じますし、また、業務の質を低下させる懸念もございます。

○西村委員 指定制度については先ほど触れられていたようですから、取り扱えない事件について

一問ほどお尋ねいたします。

利益相反等の関係で弁護士法人が取り扱うこと
ができない事件、三十条の十七ですけれども、こ
れについて基本的な考え方をお伺いいたします。

○房村政府参考人 御指摘のように、三十条の十七で、事務所として業務を取り扱ってはいけない事件というものがござります。

これは、基本的に弁護士についてもこのような取り扱ってはいけない事件が定められておりま

だめだという考え方もありましょうし、あるいは、全社員について生じたらダメだということころまで要求するか、そのどこで線を引くかということがどううと思つております。

委員御指摘のように、厳しく考えて、社員のうちの一人についてでもこのような取り扱えない事由がある場合には法人としても取り扱つてはいけないというもの一つの考え方だとは思つております。

現瞬間での、国の代表者である法務大臣としての、小泉総理や坂口厚生労働大臣及び衆参両院との調整の状況はどんな状況であるのでしょうか、御報告願います。

か、細かい話じゃないです、その結論部分についての三者のそれぞれの意見がけさの調整段階ではどうだったのか、具体的に御答弁願います。

○森山国務大臣 結論だけとおっしゃいまして、それが前提だといったまますと、先ほど申し上げましたように、今この時点で結論を申し上げる段階にはなっておりません。

○木島委員 それはいいのですよ。それは聞きましたよ。だから、調整の上結論を出すというわけですから、それぞれ立場があつて、意見があつた

がちょっとございました。それは短い時間でもございましたので不十分でございましたが、重ねて、けさ厚生労働大臣さらに官房長官も入っていただきて意見交換をいたしました。

なお、朝は時間に追われておりまして十分でございませんでしたし、またさらには検討をしなければいけないということで、きょうのうちにもま

たもう一度協議しましょうということになつて、現在のところ、まだ結論は出ておりませんが、おっしゃいますように、日も大変迫つておりますので、非常に私どもも気持ちは切迫したところでござ

ざいます。しかし、さらに総理のお考えも伺わなければいけないということもあり、残念ながら、おっしゃ

○木島委員 さまざまな報道が入り乱れておりま
すとおり、今のところ、これという具体的な
結論を申し上げる段階ではございません。

そこで、改めて調整、協議の中身について立ち入って端的にお聞きをいたします。

けさ、官房長官も入って厚生労働大臣と調整意見交換をしたとおっしゃいました。控訴すべきか否かの一点についての質問です。その場で、法務大臣によるなほどううら態度を表明されたのです。

ですが、また福田官房長官はその問題についてどういふ意見だったのですか、また官房長官の意図は総理の意を受けての意見だったのかどうか、あわせお伺いいたします。ついでに、坂口厚生労働大臣の控訴の要否に関する意見はどうだったの

互いに交換しまして官房長官に報告したという方が正確ではないかと思いますが、そのような状況でございますので、今先生のおっしゃるような内容について、そのとき、具体的に私からはつきりとしたことを申し上げたわけでもございませんし、今そのことを先生に御報告するということは差し控えさせていただきたいと思います。

○木島委員 今の答弁は納得できません。確かに、いろいろ論点はあるでしょう。しかし、すべての論点を取りまとめて、最後の結論は、控訴が否か必要かの一点なんですよ。立場は違うことだつてあるかもしれませんねですよ。言えるのじゃないですか。言うべきじゃないのですか。それが少なくとも国会と国民とそしてとりわけ当事者である原告団の皆さんへの誠意というものじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○森山国務大臣 おっしゃるとおり、私も原告の皆さんにもお目にかかるべくお話を聞きました。

それで、一方において法律的な問題も検討

しなければいけない、その両方の間に立たれて

といいますか、その両方をともに総合的に考えな

ければいけない。法務省だけでも非常にいろいろ

と調整をしなければならないことがございます

し、さらに厚生労働省のお立場というのもあ

り、最終的には、政府の態度というのは総理大臣

のお考へによって決定されるべきものと思いま

ので、大変申しわけございませんけれども、ここ

で今そのことを申し上げるのは御勘弁いただきた

いと存じます。

○木島委員 この問題は国会の意思も問われてい

るのですね。衆議院の意思はどうなのか、参議院

の意思はどうなのか、そっちの方はどうなってい

ますか。

○森山国務大臣 両院に、それぞれ事務総長を通じまして、どのような御意見であるかということを問い合わせたわけでございますが、参議院の方

はお答えを留保されるとおっしゃったと思いま

す、言葉の一言一句は違っているかもしれないけれども。それから、衆議院の方は御回答はなさ

らないとおっしゃったのではなかつたかと思いま

す。

いずれも、現在のところ、これという具体的な

お返事をちょうだいしておりません。

○木島委員 そういう衆議院の現状について答

弁していただければ、それが事実かどうかすぐ検

証できるのですよ。今の大臣の答弁は全然違いま

す。

最新の状況を言いますと、衆議院は、けさ議院

運営委員会をやりましたよ。そして、衆議院とし

ての意思をとり合わせて結論を得べく、あしたの

午前中の議運まで、与野党各会派、協議を必死に

なって続けようというの、きょう今の、現時点

での衆議院の議院運営委員会の状況ですよ。回答

をやらないなんという態度じゃ断じてないです

よ。

参議院の意思も全然違いますよ。留保されると

おっしゃったと法務大臣はお聞きになつてますよ

うあります、そうじゃないですよ。参議院の

議院運営委員会は、まさにこの時間、各会派が一

致した結論が出るかどうか、大変な議論に入つて

いるのですよ、現時点です。そういう状況ですよ。

どうしてそんな認識なんですか。

○森山国務大臣 大変申しわけございません。昨

日まで聞いておりましたことを申し上げたのでございましたが、けさ以来ずっとこの委員会に入つて

おりましたものですから、ほかの情報に通じませ

んで、大変失礼いたしました。

○木島委員 私も衆議院議員ですから、衆議院の

ことだけについて質問いたします。

私は、きょう質問に立つ直前に、議院運営委員

会、理事会、理事懇談会に出席している我が党の

児玉議員から状況を聞いてきました。あしたの午

前中、衆議院議院運営委員会で協議をすると。そ

れまでは結論は出ていないわけです。一致させる

べく協議を続けよう。

それで、大臣に改めて念を押しておきたいんで

すが、当事者の一員である衆議院としてのまと

まったく思ひが、予断を許しませんけれども、法務

大臣の手元に届くまでは、衆議院としての意思を無視して、結論が出ていない段階で控訴してしま

う、そういう手続をしてしまったら、私は、法務

大臣として、国会の意思を踏みつけたというこ

とになって許されないと思うんですが、少なくと

も、議運での結論が出るまではそういう控訴をな

さるなんということはしませんでしようね。(発

言する者あり) 雑音に惑わされないで、法務大臣

としての答弁を求めます。権限法に基づく答弁を

願います。

○森山国務大臣 私も、今先生から伺つて、いろ

いろな動きが具体的に行われつゝあるということ

を承知いたしましたので、それぞれの院の動きが

できるだけ早くまとめていただけるようにといふ

ふうに願つております。

○木島委員 それぞれの院の動きができるだけ早

くまとめていただけるようにと思ってるといふ

ことは、院のまとまつた意思が伝えられるまでは

軽々な行動はしないということだと、当然論理上

そうなりますから、そう受けとめます。

今、けさのマスクもそうありますが、控訴

して和解の協議に入るという方向が政府・与党の

部内で強まつてているという報道がしきりと流され

ております。しかし、私は、こういう方向 자체

それが正しい報道かどうかさっぱりわかりません

が、何重にも許せない態度だと思います。

第一に、控訴するということは、熊本地裁判決

を不服とする、これを否定する、そしてこれを覆

したい、覆そうとする立場に立つことを意味する

んです。当然です、控訴ということは。

そこで、私は、法務大臣は、原告らや患者や元

患者の皆さんのが判決をどのようなものとして受け

とめているのか、お考へになつてゐるのかどうか

お聞きしたいと思うんです。なぜ原告らは控訴し

ないでほしいと訴えているのか、叫んでゐるのか

考へていただきたいと思うんです。

実は、ハンセン病訴訟全国原告団協議会の曾我

野一美会長は、判決言い渡しの日、みずからかみ

しめるように全国約四千四百人の療養所入所者に

呼びかけているという記事が翌五月十二日の毎日新聞に出ておりました。「私たち人間だったんだ

だ」という言葉であります。

それから同じ毎日新聞の記事にはこういう報道

敬愛園(鹿児島県)の玉城シゲさん(82)は「強

制中絶で奪われた」我が子のかたき討ちとの思

いで原告になつた。そしてその後にこういう言

葉が報道されているんです。「六十年続いた暗い

トンネルに、やつと明かりが見えた」と笑顔で

語つた。そうしますと、彼女は二十歳のときに

強制収容されたんでしょうね。妊娠もしたんじよ

う。しかし、強制中絶されたんでしきょう。「六十

年続いた暗いトンネルに、やつと明かりが見え

た」と笑顔で語つた」と。

これは一、二の例にすぎませんが、私は、原告

らにとつては、この熊本地裁判決というのは、損

害賠償請求権の証文ではないと思うんです。この

判決というのは、原告らにとつては、まさに人間

回復宣言、そういうものじゃないかと思うんです

よ。

原告らが、まさにこの玉城さんがそうでしょ

う、人間として生きるすべてを奪い尽くされた

奪い尽くした国が控訴することによつて、再びこ

れから、八十なんですかから余生短いでしょ、原

告らの人間として生きるよりもころを奪うことにな

るなんじやないか。この判決を否定し、覆そうと

するというのが控訴の意味ですから。これは、幾

らだれが何を考えようとも、人道上からも許せな

いんじゃないかと思うんです。この判決をどういう意味を持つものとして受け

とめているのか、お考へになつてゐるのかどうか

お聞きしたいと思うんです。なぜ原告らは控訴し

ないでほしいと訴えているのか、叫んでゐるのか

考へていただきたいと思うんです。

本当にどうなつづく私は痛感いたしました

何と言葉で申し上げたらよろしいでしょか、

本当に胸がつぶれるようなショックを感じたわけ

でございます。そんなことがあったのかと改めて非常に驚き、ショックを受けたわけでございますけれども、人道的には本当に、考えられないようなことがあったとすれば大変なことだ、おっしゃるとおりだと思います。

しかし、これを法律のテーブルにのせまして、法律の面から考えなければならないというのがこれの難しいところでございまして、その両方のはざまに立たされて、大変今悩んでいるのが私の心境でございますので、お察しいただきたいと思います。

○木島委員

今大臣から、原告がどういう思いをもつてこの判決を受けとめているか、答弁をいたしました。思は同じだということを実感いたしました。

今、この判決があった後、全国各地で次々と裁判提起者がふえてきている。この判決を受けた原告は、熊本での判決の原告は百二十七人であります。三つの裁判の原告合計数七百三人であります。今次々と新しい訴え提起者がふえていているのも、やはりこの判決を受けて、私は、人間として認めてもらいたい、認めてもらえる、長い人生の上で初めて光明が見えたということに確信を持ってこういう行動に立ち上がってきたいるんじゃないかと思うんです。もし控訴するとなれば、その思いをみんなつぶしてしまうことになります。それは幾ら何でも許されないんじゃないかと思うんです。

今、ただ一方、法律のテーブルにのせなきやいかぬ、それが難しいんだという答弁もありました。巷間報道されている控訴して和解するという話ですが、私は、この問題で、第二に、控訴して和解するというが、そんな保証一体どこにあるんかということを言いたいんです。

東京での判決、岡山での判決はこれからあります。裁判を起こせない患者、元患者、既に死亡してしまった皆さん、すべてを含む、いわゆる和解をどのような方法でいつやるのか、責任ある提起など、全くマスコミの報道を読んでも出てくる

ものじゃないのです。そんなこと今の時点でできるものじゃありませんよ。何一つそういう責任ある提起などない。和解などという言葉を現時点で使うということは、原告らと国民をだますまやかの言葉にすぎないのでないかと私は思われる

ではありませんが、まさか森山法務大臣はそんな立場ではないと信じますが、どうですか。

○森山国務大臣

いろいろの報道が憶測を書いておりますけれども、報道に書かれておりますことは、全く私どもが決めたことでもなければ、検討しておりますけれども、新聞の記事はそういうものとしてお考えいただきたいと存じます。

○木島委員 それでは、先ほど、法律のテーブルにのせる、そちらが難しいんだとおっしゃいました。まさにそこが法務大臣としての所掌の範囲の分野かもしれません。そこで、具体的にお聞きします。

○木島委員

それで、新聞の記事はそういうものとしてお考えいただきたいと存じます。

今、この判決があった後、全国で次々と裁判提起者がふえてきている。この判決を受けた原告は、熊本での判決の原告は百二十七人であります。三つの裁判の原告合計数七百三人であります。今次々と新しい訴え提起者がふえていているのも、やはりこの判決を受けて、私は、人間として認めてもらいたい、認めてもらえる、長い人生の上で初めて光明が見えたということに確信を持ってこういう行動に立ち上がってきたいるんじゃないかと思うんです。もし控訴するとなれば、その思いをみんなつぶしてしまうことになります。それは幾ら何でも許されないんじゃないかと思うんです。

今、ただ一方、法律のテーブルにのせなきやいかぬ、それが難しいんだといふ答弁もありました。巷間報道されている控訴して和解するという話ですが、私は、この問題で、第二に、控訴して和解するというが、そんな保証一体どこにあるんかということを言いたいんです。

東京での判決、岡山での判決はこれからあります。裁判を起こせない患者、元患者、既に死亡してしまった皆さん、すべてを含む、いわゆる和解をどのような方法でいつやるのか、責任ある提起など、全くマスコミの報道を読んでも出てくる

だから、法務大臣として現時点で、もうあさつてが期限ですよ、法務省の考えを取りまとめているのでしょうか。そして大臣としての意思がそれに加わるのでしょう。最終的には、法務大臣森山眞弓という人格でほかの省庁あるいは総理とも折衝するのでしょうか。国会サイドとも折衝をこれからするのでしょうか。だから、権限法に基づく国の代表者たる法務大臣森山眞弓氏がどういうスタンスでいるのか、やはり言うべきじゃないですか。

先ほど、法律のテーブルにのせる、それとの比較考量でしょうか、それが難しいんだとおっしゃいましたから、なおさらのことです。今、控訴する必要があるとを考えているのか、控訴してはならぬと考へているのか、どちらにスタンスを置いているのかということはやはり言うべきですよ。

○森山国務大臣

大変申しわけございませんけれども、今それを申し上げることは差し控えさせていただきます。まだ本当に決まっていないのでございます。

○木島委員 一切答弁しないというのは、あらゆる情報を国民に提供するという、小泉内閣がそういう立場だと、私は全く美化するつもりはありませんが、今の答弁は非常に不誠実だと思います。では、一点だけ。こういう論もあるのですね。この判決を確定させてしまうと、これからも国を敗告とする裁判が容易に起こされてしまふ、国会の責任や行政府の責任が容易に追及されてしまふ。一つやりたいのですよ、それは、原告は命がけでやっていますから、私は命がけでここで質問しているのですから、どこが問題なのかを一つ一つやっていますから、命がけでやつてくださいよ。ないのなら、問題ないと答弁してくださいよ。

○森山国務大臣

具体的な問題点について今ここで申し上げることはできませんし、仮にとおっしゃいますと、仮の話というのはここではお話しにくいと思います。

○木島委員 いや、だから、私も仮の話はしたくないんです。またマスコミが変な報道しますからね。会が間違ったときに国民から裁判を起こされたら大変だ、だから控訴するんだという考え方こそが、そういう考え方こそがいわゆる社会防衛といふ名のものに、九十年にわたってハンセン病患者

を強制収容し、強制隔離し、強制労働をし、断種し、中絶し、世界に全く例のないような、本当にすさまじいばかりの人権侵害を一世紀近くにわたり続けてきた論理だった。だから、そんな論理の延長線上で、これを控訴させてしまったら、國が裁判を起こされるから大変だなんという論理に断じて立つてはならぬと思うのですが、法務大臣の御所見を。

○森山国務大臣 新聞に出ておりましたことは、新聞が書かれたことでございますから、私どもと直接何の関係もございませんし、今先生が非常に熱を込めて弁じられました木島先生の御意見は、しっかりと拝聴させていただきました。

○木島委員

では、私、最後に質問します。権限法によれば、だれが何と言おうと控訴する手続をする当事者は法務大臣である森山眞弓氏であります。それで、これから、きょうもあしたもあさつてもいろいろな糾余曲折があるかもしれません。そこで、法務大臣として、小泉総理が何と言おうと、どんな態度をとろうと、あるいは厚生労働大臣がどんな態度をとろうと、原告の人間としての尊厳を取り戻すために、人権の回復のために、法務大臣として断固として控訴の判決は押さない、森山眞弓という署名はしない、そういう立場を、二十五日の夜の十二時まで貫き通してほしい。貫き通せば控訴はできないのですから。控訴しようとと思ったら、総理大臣は法務大臣を罷免しなきや、かりそめにも小泉総理が控訴する意で、法務大臣たるあなたが控訴しないと頑張れば、あなたの首を切らなければ小泉さんは控訴できないのですから。職を賭して控訴しないという立場で、日本の、そして二十一世紀の人権を守つてもらいたいと思うのですが、そういう覚悟のほどをここで最後に答弁いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○森山国務大臣

木島先生の御意見はしっかりと拝聴させていただきました。

○木島委員 いや、だから、私も仮の話はしたくないんです。またマスコミが変な報道しますからね。会が間違ったときに国民から裁判を起こされたら大変だ、だから控訴するんだという考え方こそが、そういう考え方こそがいわゆる社会防衛といふ名のものに、九十年にわたってハンセン病患者

○保利委員長

これにて本案に対する質疑は終局

いたしました。

○保利委員長 これより討論に入るのであります
が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決
に入れます。

内閣提出、弁護士法の一部を改正する法律案につて採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○保利委員長 起立總員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お詫びいたします。
ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○保利委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○保利委員長 次に、本日付託になりました内閣提出、中間法人法案を議題といたします。

趣旨の説明を聽取いたします。森山法務大臣。

中間法人法案

〔本号末尾に掲載〕

○森山国務大臣 中間法人法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

現行法上、公益、すなわち、不特定かつ多数の者の利益の実現を目的とする社団または財團は、民法第三十四条の規定に基づき、主務官庁の許可を得て公益法人となることができます。また、営利を目的とする社団は、商法または有限会社法の規定に従い、株式会社、有限会社等の當利法人となることができます。しかし、公益も當利も目的としない中間的な団体については、法人格の取得

を可能とする一般的な法制度がなく、その必要性が指摘されましりました。

また、公益法人制度のあり方との関係でも、実質的には公益も當利も目的としない団体が公益法人として法人格を付与されている現状にあるといふ認識を前提として、そのような現状の改善のために、公益も當利も目的としない団体に法人格を付与するための制度を創設する必要があると指摘されましたまいりました。

そこで、この法律案は、これらの指摘を踏まえ、公益も當利も目的としない団体について、準則主義による法人格の取得を可能とするため的一般的な法人制度を新たに設けようとするものであります。

この法律案の要点は、次のとおりであります。
第一に、中間法人としての法人格付与の対象とする団体は「社員と共に通する利益を図ることを目的とし、かつ、剰余金を社員に分配することを目的としない社団」とし、そのような団体が設立の登記をすることによって法人格を取得することができるものとしております。

第二に、中間法人の種類については、社員が法人の債権者に対して責任を負わない有限責任中間法人と、社員が法人の債権者に対して責任を負う無限責任中間法人の二つの類型を設けることにしております。

第三に、中間法人においては、當利法人におけると異なり、出資をすることを社員となるための要件とはせず、社員は、法人に対して剰余金の分配を請求する権利等を有しないものとしております。

第四に、有限責任中間法人においては、社員総会は法定の事項及び定款で定めた事項に限り決議することができ、理事が法人の業務の決定及び執行に当たるものとし、監事が法人の業務を監査することとしております。また、法人に一定の財産的基盤を備えさせるために基金制度を採用し、最低基金総額を三百万円としております。そのほか、設立、社員の地位、管理運営、解散、清算等

について所要の規定を設けることとしておりますが、この規定は、第三の点を除いて、おおむね有ります。

限会社に準じたものとしております。
第五に、無限責任中間法人においては、原則として、法人の業務は社員の過半数により決し、各社員が業務の執行に当たるものとしております。

そのほか、設立、社員の地位、管理運営、解散、清算等について所要の規定を設けることとしておりますが、その規定は、第三の点を除いて、おおむね合名会社に準じたものとしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。
何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決ください。

弁護士法の一部を改正する法律案
弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

午後二時三十三分散会

さいますようお願ひいたします。

○保利委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十三分散会

弁護士法の一部を改正する法律案
弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 弁護士の権利及び義務(第二十条—第三十条)」を
(第二十条—第三十条)
条の二—第三十条の二十七)に改める。

第二十五条中「左に」を「次に」、「但し、第三号を「ただし、第三号及び第九号」に改め、同条第一号中「事件」を「事件」に改め、同条第二号中「基く」を「基づく」に、「もの」を「もの」に改め、同条第三号から第五号までの規定中「事件」を「事件」に改め、同条に次の四号を加える。

六 第三十条の二第 一項に規定する法人の社員又は使用人である弁護士としてその業務に從事していた期間内に、その法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であつて、自らこれに関与したもの

七 第三十条の二第一項に規定する法人の社員又は使用人である弁護士としてその業務に從事していた期間内に、その法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法

八 第三十条の二第一項に規定する法人の社員又は使用人である弁護士としてその業務に從事していた期間内に、その法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法

九 第三十条の二第一項に規定する法人の社員又は使用人である場合に、その法人が受任している事件(当該弁護士が自ら関与しているものに限る。)の相手方からの依頼による他の事件

十 第四章の次に次の二章を加える。
第四章の二 弁護士法人
(設立等)

十一 第三十条の二 弁護士は、この章の定めるところにより、第三条に規定する業務を行うことを目的とする法人(以下「弁護士法人」という。)を設立することができます。

第十三条の三 弁護士法人は、その名称中に弁護士法人という文字を使用しなければならない。
(社員の資格)
第十三条の四 弁護士法人の社員は、弁護士でなければならない。

2 次に掲げる者は、社員となることができない。

一 第五十六条又は第六十条の規定により業務の停止の懲戒を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

二 第五十六条又は第六十条の規定により弁護士法人が除名され、又は弁護士法人の業務の停止の懲戒を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日内にその社員であつた者でその処分を受けた日から三年(弁護士法人の業務の停止の懲戒を受けた場合にあつては、当該業務の停止の期間)を経過しないもの

(業務の範囲)

第三十条の五 弁護士法人は、第三条に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、法令等に基づき弁護士が行うことができるものとして法務省令で定める業務の全部又は一部を行なうことができる。

(訴訟関係事務の取扱い)

第三十条の六 弁護士法人は、次に掲げる事務については、依頼者からその社員又は使用人である弁護士(以下「社員等」という。)に行わせる事務の委託を受けるものとする。この場合において、当該弁護士法人は、依頼者に、当該弁護士法人の社員等のうちからその代理人、弁護人、付添人又は補佐人を選任させなければならぬ。

一 裁判所における事件(刑事に関するものを除く。)の手続についての代理又は補佐

二 刑事に関する事件の手続についての代理、活動、少年の保護事件における付添人としての活動又は逃亡犯人引渡し審査請求事件における補佐

三 弁護士法人は、前項に規定する事務についても、社員等がその業務の執行に関し注意を怠らなかつたことを証明しなければ、依頼者に対する損害賠償の責めを免れることはできない。

(登記)

第三十条の七 弁護士法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

三者に對抗することができない。

第三十条の八 弁護士法人を設立するには、その社員にならうとする弁護士が、定款を定めなければならない。

第三十条の九 弁護士法人を設立するには、その社員にならうとする弁護士が、定款を定めなければならない。

第三十条の十 弁護士法人は、成立したときは、成る所の所在地において設立の登記をするによつて成立する。

第三十条の十一 弁護士法人は、定款を変更したときは、変更の日から二週間以内に、登記簿の謄本及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。

第三十条の十二 弁護士法人の社員は、定款で別

段の定めがある場合を除き、すべて業務を執する権利を有し、義務を負う。

(法人の代表)

第三十条の十三 弁護士法人の業務を執行する社員は、各自弁護士法人を代表する。

2 前項の規定は、社員が弁護士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したと表すべき社員を定めることを妨げない。

第三十条の十四 弁護士法人は、特定の事件について、業務を担当する社員を指定することができる。

2 前項の規定による指定がされた事件(以下「指定事件」という。)については、指定を受けた社員(以下「指定社員」という。)のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。

3 指定事件については、前条の規定にかかる定事件(以下「指定事件」という。)については、指定を受けた社員(以下「指定社員」という。)のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。

4 指定事件の依頼者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

5 依頼者は、その依頼に係る事件について、弁護士法人に対して、相当の期間を定め、その期間内に第一項の規定による指定をするかどうかを明らかにすることを求めることができる。この場合において、弁護士法人が、その期間内に前項の通知をしないときは、弁護士法人は、その後において、指定をすることができない。ただし、依頼者の同意を得て指定をすることを妨げない。

6 指定事件について、委任事務の結了前に指定社員が欠けたときは、弁護士法人は、新たな指定をしなければならない。その指定がされなかつたときは、全社員を指定したものとみなす。

7 社員が一人の弁護士法人が、事件の依頼を受けたときは、その社員を指定したものとみなす。

債務を完済することができないときは、各社員は、連帯してその弁済の責めに任ずる。

2 弁護士法人の財産に対する強制執行がその効力を奏しなかつたときも、前項と同様とする。

3 前項の規定は、社員が弁護士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときには、適用しない。

4 前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合(同条第六項又は第七項の規定により指定したものとみなされる場合を含む。)において、指定事件に關し依頼者に対して負担することとなつた弁護士法人の債務をその弁護士法人の財産をもつて完済することができないときは、第一項の規定にかかるらず、指定社員(指定社員であつた者)を含む。以下この条において同じ。)が、連帯してその弁済の責めに任ずる。ただし、脱退した指定社員が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合は、この限りでない。

5 前項の場合において、指定事件に關し依頼者に生じた債権に基づく弁護士法人の財産に対する強制執行がその効力を奏しなかつたときは、指定社員が、弁護士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除き、同項と同様とする。

6 第四項の場合において、指定を受けない社員が指定の前後を問わず指定事件に係る業務に關与したときは、当該社員は、その關与に当たり注意を怠らなかつたことを証明した場合を除き、指定社員が前二項の規定により負う責任と同一の責任を負う。弁護士法人を脱退した後も同様とする。

7 商法第九十三条の規定は、弁護士法人の社員の脱退について準用する。ただし、同条第一項及び第二項の規定は、第四項の場合において、指定事件に關し依頼者に対して負担することとなつた弁護士法人の債務については、準用しない。

(社員の責任)

第三十条の十五 弁護士法人の財産をもつてその

(社員の常駐)

第三十条の十六 弁護士法人は、その法律事務所に、当該法律事務所の所在する地域の弁護士会（その地域に二個以上の弁護士会があるときは、当該弁護士法人の所属弁護士会。以下この条において同じ。）の会員である社員を常駐させなければならない。ただし、従たる法律事務所の所在する地域の弁護士会が、当該法律事務所の周辺における弁護士の分布状況その他事情を考慮して常駐しないことを許可したときは、この限りでない。

（特定の事件についての業務の制限）

第三十条の十七 弁護士法人は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行つてはならない。ただし、第三号に規定する事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件

四 社員等が相手方から受任している事件

五 第二十五条第一号から第七号までに掲げる事件として社員の半数以上の者が職務を行つてはならないこととされる事件

（他の弁護士法人への加入の禁止等）

第三十条の十八 弁護士法人の社員は、他の弁護士法人の社員となつてはならない。

（弁護士法人の社員等の汚職行為の禁止）

第三十条の十九 弁護士法人の社員等は、その弁護士法人が受任している事件に関し、相手方から利益の供与を受け、又はその供与の要求若し

くは約束をしてはならない。

（弁護士法人的の義務等の規定の準用）

第三十条の二十 第二十条第一項及び第二項、第

二十一条、第二十二条、第二十三条の二、第二

十四条並びに第二十七条から第二十九条までの規定は、弁護士法人について準用する。

（法定脱退）

第三十条の二十一 弁護士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

一 定款に定める理由の発生

二 総社員の同意

三 死亡

四 第六条第一号又は第三号から第五号までの規

定する处分を受けたとき又は第十三条第一項の規定による登録取消が確定したとき。

五 第十一条の規定による登録取消の請求をし

たとき。

六 第五十七条第一項第二号から第四号までに

規定する処分を受けたとき又は第十三号第一項の規定による登録取消が確定したとき。

七 第三十条の二十七第五項において準用する商法第八十六条第一項の規定による除名

（解散）

第三十条の二十二 弁護士法人は、次に掲げる理

由によつて解散する。

一 定款に定める理由の発生

二 総社員の同意

三 他の弁護士法人との合併

四 破産

五 解散を命じる裁判

六 第五十六条又は第六十条の規定による除名

七 社員の欠亡

（民法の準用等）

第三十条の二十七 民法（明治二十九年法律第十九号）第五十条、第五十五条、第八十一条及び第八十二条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十一条、第三百二十六条第一項、第三百三十四条から第六条、第三百二十九条第一項、第三百三十五条ノ八、第三百三十五条ノ五まで、第三百三十五条ノ八、第三百三十五条ノ二、第三百三十七条、第三百三十八条及び第三百三十八条ノ三の規定は、弁護士法人について準用する。この場合において、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

（解散を命じる裁判）

第三十条の二十四 商法第五十八条规定及び第三百九十九条の規定は、弁護士法人の解散について準用する。この場合において、同法第五

三十六条ノ二において準用する同法第三十五条ノ二十五第二項中「会社ノ業務ヲ監督スル官

府」とあるのは、「日本弁護士連合会」と読み替えるものとする。

（清算）

第三十条の二十五 弁護士法人の清算人は、弁護士でなければならない。

2 清算人は、清算が終了したときは、清算結果の登記後やかに、登記簿の謄本を添えて、そ

の旨を当該弁護士法人の所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。

（合併）

第三十条の二十六 弁護士法人は、総社員の同意があるときは、他の弁護士法人と合併することができる。

2 合併は、合併後存続する弁護士法人又は合併によつて設立した弁護士法人が、その主たる法

律事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

3 弁護士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記簿の謄本（合併によつて設立した弁護士法人にあつては、登記簿の謄本及び定款の写し）を添えて、その旨を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。

（民法の準用等）

第三十条の二十七 民法（明治二十九年法律第十九号）第五十条、第五十五条、第八十一条及び第八十二条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十一条、第三百二十六条第一項、第三百三十五条ノ八、第三百三十五条ノ二、第三百三十七条、第三百三十八条及び第三百三十八条ノ三の規定は、弁護士法人の合併について準用する。

（弁護士法人的の義務等の規定の準用）

第三十条の二十 第二十条第一項及び第二項、第

二十一条、第二十二条、第二十三条の二、第二

十四条並びに第二十七条から第二十九条までの規定は、弁護士法人について準用する。

（法定脱退）

第三十条の二十一 弁護士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

一 定款に定める理由の発生

二 総社員の同意

三 他の弁護士法人との合併

四 破産

五 解散を命じる裁判

六 第五十六条又は第六十条の規定による除名

七 社員の欠亡

（民法の準用等）

第三十条の二十七 民法（明治二十九年法律第十九号）第五十条、第五十五条、第八十一条及び第八十二条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十

一条、第三百二十六条第一項、第三百三十五条ノ八、第三百三十五条ノ二、第三百三十七条、第三百三十八条及び第三百三十八条ノ三の規定は、弁護士法人の合併について準用する。

（清算）

第三十条の二十五 弁護士法人の清算人は、弁護士でなければならない。

2 清算人は、清算が終了したときは、清算結果の登記後やかに、登記簿の謄本を添えて、そ

の旨を当該弁護士法人の所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。

（民法の準用等）

第三十条の二十 第二十条第一項及び第二項、第

二十一条、第二十二条、第二十三条の二、第二

十四条並びに第二十七条から第二十九条までの規定は、弁護士法人の合併について準用する。

（法定脱退）

第三十条の二十一 弁護士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

一 定款に定める理由の発生

二 総社員の同意

三 他の弁護士法人との合併

四 破産

五 解散を命じる裁判

六 第五十六条又は第六十条の規定による除名

七 社員の欠亡

（民法の準用等）

第三十条の二十七 民法（明治二十九年法律第十九号）第五十条、第五十五条、第八十一条及び第八十二条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十

一条、第三百二十六条第一項、第三百三十五条ノ八、第三百三十五条ノ二、第三百三十七条、第三百三十八条及び第三百三十八条ノ三の規定は、弁護士法人の合併について準用する。

（清算）

第三十条の二十五 弁護士法人の清算人は、弁護士でなければならない。

2 清算人は、清算が終了したときは、清算結果の登記後やかに、登記簿の謄本を添えて、そ

の旨を当該弁護士法人の所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。

（民法の準用等）

第三十条の二十 第二十条第一項及び第二項、第

二十一条、第二十二条、第二十三条の二、第二

十四条並びに第二十七条から第二十九条までの規定は、弁護士法人の合併について準用する。

（法定脱退）

第三十条の二十一 弁護士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

一 定款に定める理由の発生

二 総社員の同意

三 他の弁護士法人との合併

四 破産

五 解散を命じる裁判

六 第五十六条又は第六十条の規定による除名

七 社員の欠亡

（民法の準用等）

第三十条の二十七 民法（明治二十九年法律第十九号）第五十条、第五十五条、第八十一条及び第八十二条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十

一条、第三百二十六条第一項、第三百三十五条ノ八、第三百三十五条ノ二、第三百三十七条、第三百三十八条及び第三百三十八条ノ三の規定は、弁護士法人の合併について準用する。

（清算）

第三十条の二十五 弁護士法人の清算人は、弁護士でなければならない。

2 清算人は、清算が終了したときは、清算結果の登記後やかに、登記簿の謄本を添えて、そ

の旨を当該弁護士法人の所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。

（民法の準用等）

第三十条の二十 第二十条第一項及び第二項、第

二十一条、第二十二条、第二十三条の二、第二

十四条並びに第二十七条から第二十九条までの規定は、弁護士法人の合併について準用する。

（法定脱退）

第三十条の二十一 弁護士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

一 定款に定める理由の発生

二 総社員の同意

三 他の弁護士法人との合併

四 破産

五 解散を命じる裁判

六 第五十六条又は第六十条の規定による除名

七 社員の欠亡

（民法の準用等）

第三十条の二十七 民法（明治二十九年法律第十九号）第五十条、第五十五条、第八十一条及び第八十二条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十

一条、第三百二十六条第一項、第三百三十五条ノ八、第三百三十五条ノ二、第三百三十七条、第三百三十八条及び第三百三十八条ノ三の規定は、弁護士法人の合併について準用する。

（清算）

第三十条の二十五 弁護士法人の清算人は、弁護士でなければならない。

2 清算人は、清算が終了したときは、清算結果の登記後やかに、登記簿の謄本を添えて、そ

の旨を当該弁護士法人の所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。

（民法の準用等）

第三十条の二十 第二十条第一項及び第二項、第

二十一条、第二十二条、第二十三条の二、第二

十四条並びに第二十七条から第二十九条までの規定は、弁護士法人の合併について準用する。

（法定脱退）

第三十条の二十一 弁護士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

一 定款に定める理由の発生

二 総社員の同意

三 他の弁護士法人との合併

四 破産

五 解散を命じる裁判

六 第五十六条又は第六十条の規定による除名

七 社員の欠亡

（民法の準用等）

第三十条の二十七 民法（明治二十九年法律第十九号）第五十条、第五十五条、第八十一条及び第八十二条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十

一条、第三百二十六条第一項、第三百三十五条ノ八、第三百三十五条ノ二、第三百三十七条、第三百三十八条及び第三百三十八条ノ三の規定は、弁護士法人の合併について準用する。

（清算）

第三十条の二十五 弁護士法人の清算人は、弁護士でなければならない。

2 清算人は、清算が終了したときは、清算結果の登記後やかに、登記簿の謄本を添えて、そ

の旨を当該弁護士法人の所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。

（民法の準用等）

第三十条の二十 第二十条第一項及び第二項、第

二十一条、第二十二条、第二十三条の二、第二

十四条並びに第二十七条から第二十九条までの規定は、弁護士法人の合併について準用する。

（法定脱退）

第三十条の二十一 弁護士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

一 定款に定める理由の発生

二 総社員の同意

三 他の弁護士法人との合併

四 破産

五 解散を命じる裁判

六 第五十六条又は第六十条の規定による除名

七 社員の欠亡

（民法の準用等）

第三十条の二十七 民法（明治二十九年法律第十九号）第五十条、第五十五条、第八十一条及び第八十二条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十

一条、第三百二十六条第一項、第三百三十五条ノ八、第三百三十五条ノ二、第三百三十七条、第三百三十八条及び第三百三十八条ノ三の規定は、弁護士法人の合併について準用する。

（清算）

第三十条の二十五 弁護士法人の清算人は、弁護士でなければならない。

2 清算人は、清算が終了したときは、清算結果の登記後やかに、登記簿の謄本を添えて、そ

の旨を当該弁護士法人の所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。

（民法の準用等）

第三十条の二十 第二十条第一項及び第二項、第

二十一条、第二十二条、第二十三条の二、第二

十四条並びに第二十七条から第二十九条までの規定は、弁護士法人の合併について準用する。

（法定脱退）

第三十条の二十一 弁護士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

一 定款に定める理由の発生

二 総社員の同意

三 他の弁護士法人との合併

四 破産

五 解散を命じる裁判

六 第五十六条又は第六十条の規定による除名

七 社員の欠亡

（民法の準用等）

第三十条の二十七 民法（明治二十九年法律第十九号）第五十条、第五十五条、第八十一条及び第八十二条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十

一条、第三百二十六条第一項、第三百三十五条ノ八、第三百三十五条ノ二、第三百三十七条、第三百三十八条及び第三百三十八条ノ三の規定は、弁護士法人の合併について準用する。

（清算）

第三十条の二十五 弁護士法人の清算人は、弁護士でなければならない。

2 清算人は、清算が終了したときは、清算結果の登記後やかに、登記簿の謄本を添えて、そ

の旨を当該弁護士法人の所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。

（民法の準用等）

第三十条の二十 第二十条第一項及び第二項、第

二十一条、第二十二条、第二十三条の二、第二

十四条並びに第二十七条から第二十九条までの規定は、弁護士法人の合併について準用する。

（法定脱退）

第三十条の二十一 弁護士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

四条ノ二から第三百三十六条まで、第三百三十八条並びに第三百四十三条から第三百四十五条までの規定は、弁護士法人の清算について準用する。この場合において、同法第三百十七条第二項及び第一百二十二条中「第九十四条第四号又ハ第六号」とあるのは「弁護士法第三十条の二十二第一項第五号乃至第七号」と、商法第四百四十五条第一項中「第八十条」とあるのは「弁護士法第三十条の十五」と読み替えるものとする。	8 破産法(大正十一年法律第七十一号)第三百二十七条の規定の適用については、弁護士法人は、合名会社とみなす。	9 第三十一条第一項中「弁護士の」を「弁護士及び弁護士法人の」に、「弁護士事務」を「弁護士及び弁護士法人の事務」に改める。	10 第三十一条第一項中「弁護士の」を「弁護士及び弁護士法人の入会及び退会」	11 第三十六条の二 弁護士法人は、その成立の時に、主たる法律事務所の所在する地域の弁護士会(一個以上の弁護士会があるときは、当該弁護士法人が定款に記載した弁護士会)の会員となる。	12 弁護士法人は、所属弁護士会の地域外に法律事務所を設け、又は移転したときは、法律事務所の新所在地においてその旨の登記をした時に、当該法律事務所の所在する地域の弁護士会(一個以上の弁護士会があるときは、当該弁護士法人が定款に記載した弁護士会)の会員となる。	13 弁護士法人は、所属弁護士会の地城内に法律事務所を設け、又は移転したときは、旧所在地においてその旨の登記をした時に、当該弁護士会を退会するものとする。	14 弁護士法人は、同一の地域にある複数の弁護士法人は、同一の地域に対する懲戒は、次の四種とする。(懲戒の種類)
第五十五条第一項中「弁護士の」を「弁護士及び弁護士法人の」に、「弁護士事務」を「弁護士及び弁護士法人の事務」に改め、同条第二項中「弁護士の」を「弁護士又は弁護士法人の」に改め、同条第三項中「弁護士を」を「弁護士又は弁護士法人を」に改める。	第六十条中「みずから」を「自ら」に、「弁護士を」を「弁護士又は弁護士法人を」に、「基き」を「基づき」に改める。	7 弁護士法人は、第三項又は第四項の規定により、所属弁護士会を退会したときは、退会の日から二週間以内に、その旨を当該弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。	8 写しを添えて、その旨を当該弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。	9 第四十二条第二項中「弁護士事務」を「弁護士及び弁護士法人の事務」に改める。	10 第四十三条第二項中「明治三十二年法律第四十八号」及び「明治二十九年法律第八十九号」を削り、「乃至第七十六条」を「から第七十六条まで」に改め、同条第三項中「弁護士は」を「弁護士又は弁護士法人は」に改め、同条第四項中「場合に」の下に「弁護士について」を加える。	11 第四十五条第一項中「弁護士の」を「弁護士及び弁護士法人の」に、「弁護士事務」を「弁護士及び弁護士法人の事務」に、「弁護士及び」を「弁護士、弁護士法人及び」に改める。	12 第五十五条第一項中「弁護士の」を「弁護士及び弁護士法人の」に、「弁護士事務」を「弁護士及び弁護士法人の事務」に、「弁護士及び」を「弁護士、弁護士法人及び」に改める。
第五十六条第一項中「弁護士は」を「弁護士及び弁護士法人は」に改め、同条第二項中「弁護士の」を「基いて」を「基づいて」に改め、同条三次の「一項を加える。	第六十三条に次の四項を加える。	13 二年以内の弁護士法人の業務の停止又はその法律事務所の業務の停止	14 二年以内の業務の停止	15 二年以内の業務の停止	16 二年以内の業務の停止	17 二年以内の業務の停止	18 二年以内の業務の停止
第五十七条第一項中「弁護士の」を「弁護士及び弁護士法人の」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二項中「弁護士の」を「基いて」に改め、同条三次の「一項を加える。	第六十四条に次の二項を加える。	19 退会命令	20 退会命令	21 退会命令	22 退会命令	23 退会命令	24 退会命令
第五十八条第一項中「弁護士に」を「弁護士又は弁護士法人に」に改め、同条中「弁護士」の下に「又は弁護士法人」を加	25 退会命令	26 退会命令	27 退会命令	28 退会命令	29 退会命令	30 退会命令	31 退会命令

え、「但し」を「ただし」に改める。

第七十四条中「弁護士でない」を「弁護士又は弁護士法人でない」に改め、同条に次の二項を加える。

3 弁護士法人でない者は、その名称中に弁護士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。

第七十六条中「第二十六条」の下に「又は第三十条の十九を加える。

第七十七条を次のように改める。

(非弁護士との提携等の罪)

第七十七条 次の各号のいづれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第二十七条(第三十条の二十において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第二十八条第三十条の二十において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

三 第七十二条の規定に違反した者

四 第七十三条の規定に違反した者

五 第七十七条の次に次の一条を加える。

(虚偽標示等の罪)

第七十七条の二 第七十四条の規定に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第七十八条及び第七十九条を次のように改める。

(両罰規定)

第七十八条 弁護士法の社員等が、その弁護士法人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その弁護士法人に対して当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第七十六条第三十条の十九に係る部分に限る。) 三百万円以下の罰金刑

二 第七十七条第一号(第三十条の二十において準用する第二十七条に係る部分に限る。)又は第七十七条第二号(第三十条の二十において準用する第二十八条に係る部分に限る。)

第七十七条の罰金刑

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

務に関して第七十七条第三号若しくは第四号又是前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第七十九条 次の各号のいづれかに該当する場合においては、弁護士法人の社員又は清算人は、三十万円以下の過料に処する。

一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

二 第三十条の二十七第七第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産の宣告の請求を怠つたとき。

三 定款又は第三十条の二十七第二項において準用する商法第三十二条第一項の会計帳簿若しくは貸借対照表に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

四 第三十条の二十七第六項において準用する商法第一百条第一項又は第三項(同法第一百七十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して合併し、又は財産を処分したとき。

五 第三十条の二十七第七項において準用する商法第三十二条第一項又は第三項(同法第一百七十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して合併し、又は財産を処分したとき。

六 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四号)第七十五条第一項及び第九十三条第一項

七 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第三十四条の十七第二項第八号ロ

八 保険業法(平成七年法律第百五号)第二十八条第五号及び第九十五条第二項第十号ロ

九 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第六十一条第三項及び第七十五条第二項

十 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第一百五号)第六十一条第三項、第七十五条第一項及び第一百三十五条第三号

十一 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第百二十六号)第二条第二項、第十

八条第八項及び第十九条第一項

第一百七十三条第三項、第一百七十三条ノ二第一項、第一百八十二条第三項及び第一百四十六条第一項

三項中「弁護士」の下に「又ハ弁護士法人」を加える。

「若ハ弁護士法人」を加える。

(地方自治法等の一部改正)

第二百六十八条ノ二第一項中「弁護士」の下に「又ハ弁護士法人」を加える。

(新事業創出促進法(平成十年法律第百五号)第一号)第十二条の二第一項

二 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)

二 地方自治法(昭和二十二年法律第二百九十二号)

二 地方自治法(昭和二十三年法律第二百五十五号)

二 証券取引法(昭和二十三年法律第二百二十八号)第十九条第一項

二 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第十九条第一項

二 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五条)第八十条第四号、第八十二条第二号及び第九十五条第二号

三 第一百条の十四第二項第八号ロ

三 第一百四十二条の二第一項

法律等の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「弁護士」の下に「弁護士法人」を加える。

一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第五十

二 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)第

二 条第二項

三 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)第二十三条の二第一項

三 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)第二十二条第一項

三 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)第二十一条第一項

三 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)第二十条第一項

三 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)第二十九条第一項

三 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)第二十八条第一項

三 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)第二十七条第一項

三 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)第二十六条第一項

三 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)第二十五条第一項

三 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)第二十四条第一項

三 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)第二十三条第一項

三 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)第二十二条第一項

三 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)第二十一条第一項

三 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)第二十条第一項

三 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)第十九条第一項

三 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)第十八条第一項

三 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)第十七条第一項

三 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)第十六条第一項

三 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)第十五条第一項

三 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)第十四条第一項

三 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)第十三条第一項

三 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)第十二条第一項

三 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)第十一条第一項

三 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)第十一条第一項

三 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)第十条第一項

第五条 次に掲げる法律の規定中「弁護士」の下に「弁護士法人」を加える。

一 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(一部改正)

一 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

三

弁護士法人の」に改める。

第四十九条第二項中「弁護士と」を「弁護士若しくは弁護士法人と」に、「弁護士が」を「弁護士若しくは弁護士法人が」に改める。

第六十三条及び第六十六条の中「百万円」を「三百万円」に改める。

第六十八条中「二十万円」を「百万円」に改めることとする。

(民事法律扶助法の一部改正)

第九条 民事法律扶助法(平成十二年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「弁護士に」を「弁護士又は弁護士法人に」に改め、同条第二項中「弁護士」の下に「及び弁護士法人」を加える。

理由

弁護士業務の基盤を拡大強化することにより、複雑多様化する法律事務に的確に対応し、国民の便利性の一層の向上を図るため、弁護士業務を行うことを目的とする法人を設立することを可能にする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第五節 解散(第八十一条 第八十四条)	第六節 清算(第八十五条 第九十二条)
第三章 無限責任中間法人	第一節 設立(第九十三条 第九十五条)
第四節 定款の変更(第一百七条)	第二節 社員(第九十六条 第百一条)
第五節 解散(第一百八条 第百十一条)	第三節 管理(第一百二条 第百六条)
第六節 清算(第一百十二条 第百二十二条)	第四章 合併
第五条	第一節 通則(第一百二十二条 第百二十五条)
第三節 無限責任中間法人と無限責任中間法 人の合併(第一百三十六条 第百四十九条)	第二節 有限責任中間法人と有限責任中間法 人の合併(第一百二十六条 第百三十一条)
第四節 有限責任中間法人と無限責任中間法 人の合併(第一百四十二条 第百四十九条)	第五节
第五章 雜則(第一百五十五条 第百五十六条)	第六章 罰則(第一百五十七条 第百六十三条)
第六章 附則	

章第一節の規定により設立されたものをい

う。

四 基金 第二章第一節又は第四節第二款の規定により有限責任中間法人に拠出された金銭

その他の財産であつて、当該有限責任中間法人が拠出者に対してこの法律及び当該有限責任中間法人と当該拠出者との間の合意の定め

任中間法人に従い返還義務(金銭以外の財産についても、拠出時の当該財産の価格に相当する金銭の返還義務)を負うものをいう。

五 代替基金 第六十七条第一項の規定により積み立てられた金額をいう。

六 理事であつて有限責任中間法人を代表しない者があるときは、当該有限責任中間法人を

代表すべきことを定めたときは、当該定め

無限責任中間法人の登記においては、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を登記しなければならない。

七 数人の理事が共同して有限責任中間法人を

代表すべきことを定めたときは、当該定め

無限責任中間法人の登記においては、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 社員(解散後においては、清算人を含む。)の氏名及び住所

二 社員(解散後においては、清算人。以下この号及び次号において同じ。)であつて無限責任中間法人を代表しない者があるときは、当該無限責任中間法人を代表すべき社員の氏名

三 數人の社員が共同して無限責任中間法人を代表すべきことを定めたときは、当該定め

前二項に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

四 中間法人の理事、監事、清算人若しくは社員であつて登記された者の職務の執行を停止し、若しくは当該職務を代行する者を選任する仮処分命令又は当該仮処分命令の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所の所在地及び從たる事務所の所在地において、その旨の登記をしなければならない。

五 中間法人の理事、監事、清算人若しくは社員

でありて登記された者の職務の執行を停止し、若しくは当該職務を代行する者を選任する仮処分命令又は当該仮処分命令の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所の所在地及び從たる事務所の所在地において、その旨の登記をしなければならない。

六 商法(明治三十一年法律第四十八号)第十二条から第十四条まで、第六十一条、第六十五条及び第六十六条の規定は、中間法人の登記について準用する。この場合において、同法第六十一条中「本編」とあるのは「中間法人法又は同法二

於テ準用スル本編」と、同法第六十五条第一項中「前条第一項」とあり、及び同法第六十六条第一項中「第六十四条第一項」とあるのは「中間法

第一節 総則(第一条 第九条)	第二節 設立(第十一条 第二十二条)
第二節 設立(第十一条 第二十二条)	第三節 管理
第三節 管理	第一章 総則
第一款 社員総会(第二十八条 第三十八条)	第二款 有責中間法人
第二款 理事(第三十九条 第五十条)	第三款 監事(第五十一条 第五十八条)
第三款 計算等(第五十九条 第七十一条)	第四款 定款の変更
第一款 定款の変更の方法(第七十二条)	第二款 基金增加(第七十二条 第八十条)
第二款 基金增加(第七十二条 第八十条)	第三款 無限責任中間法人 中間法人のうち、第三
第三款 無限責任中間法人 中間法人のうち、第三	三 無限責任中間法人 中間法人のうち、第三

三 無限責任中間法人 中間法人のうち、第三

二 基金の返還の手続

第一款 定款の変更の方法(第七十二条)

第二款 基金增加(第七十二条 第八十条)

一 基金(代替基金を含む。)の総額

二 基金の拠出者の権利に関する規定

人法第七条第一項乃至第三項」と読み替えるものとする。

第八条 中間法人は、その種類に従い、その名称中に有限責任中間法人又は無限責任中間法人といふ文字を用いなければならない。

2 中間法人でない者は、その名称中に、中間法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(民法等の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十三条及び第四十四条の規定は、中間法人について準用する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める場合について準用する。

一 商法第十九条、第三十条及び第三十一条

中間法人の名称が登記されている場合

二 商法第二十条 不正の競争の目的で中間法

人の名称と同一又は類似の商号又は名称が使

用される場合

三 商法第二十一条 他の中間法人の事業であ

ると誤認させるべき商号又は名称が使用され

る場合

四 商法第二十三条 中間法人が自己の名称を

使用して営業又は事業をすることを他人に許

諾した場合

五 商法第二十四条 中間法人の名称を譲渡す

る場合

六 商法第二十五条から第二十九条まで 中間

法人が事業を譲渡し、又は営業若しくは事業

を譲り受けた場合

商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七

十三条)第五条の規定は、次に掲げる規定に規定する市について準用する。

一 前項第一号において準用する商法第十九条

二 前項第二号において準用する商法第二十条 第二項

三 前項第六号において準用する商法第二十五

条第一項

4 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める事項について準用する。

一 商法第三十二条及び第三十六条 中間法人部分に限る。) 中間法人が作成すべき会計帳簿及び貸借対照表

二 商法第三十四条(会社について適用される部分に限る。) 中間法人が作成すべき会計帳

簿(会社について適用される部分に限る。) 中間法人が作成すべき会計帳

四節第二款において同じ。)をする者(以下この節及び第四節第二款において「現物拠出者」という。)の氏名又は名称、当該財産(以下この節及び第四節第二款において「現物拠出財産」という。)及びその価格

2 有限責任中間法人の成立後に譲り受けることを約した財産、その価格及び譲渡人の氏名又は名称

3 有限責任中間法人の負担に帰すべき設立費用(定款の認証の手数料及び基金の払込み費取扱いについて銀行又は信託会社に支払うべき報酬を除く。)

4 払込みを取り扱う銀行又は信託会社

5 理事は、前項の申込用紙を交付する際に、同項第二号に掲げる銀行又は信託会社の払込みの取扱いの場所を記載した書面を併せて交付しなければならない。ただし、同項の申込用紙にこれを記載したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合には、同項第一号に掲げる事項(以下この節及び第四節第二款において「現物拠出事項」という。)は、同項の規定により定款に記載するほか、現物拠出者が、次に掲げる事項を記載した用紙に、現物拠出事項を承認する旨を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならない。

1 定款の認証の年月日及び当該認証をした公證人の氏名

2 前項各号及び前項各号に掲げる事項

3 定款において解散の事由を定めたときは、当該事由

4 第一項の募集に応じて基金の拠出の申込みをしようとする者は、第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならない。

1 定款の認証の年月日及び当該認証をした公證人の氏名

2 前項各号及び前項各号に掲げる事項

3 民法第九十三条ただし書の規定は、前項に規定する場合における現物拠出者の現物拠出に係る意思表示には、適用しない。

4 第一項の募集に応じて基金の拠出の申込みをしようとする者は、第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならない。

1 民法第九十三条ただし書の規定は、前項の規定による基金の拠出の申込みの意思表示には、適用しない。

2 前項各号及び前項各号に掲げる事項

3 民法第九十三条ただし書の規定は、第一項に規定する場合における現物拠出者の現物拠出に係る意思表示には、適用しない。

4 第一項の募集に応じて基金の拠出の申込みをしようとする者は、第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならない。

1 民法第九十三条ただし書の規定は、前項の規定による基金の拠出の申込みの意思表示には、適用しない。

2 前項各号及び前項各号に掲げる事項

3 第一項の規定は、現物拠出者に現物拠出財産があるときは、定款に記載された現物拠出財産の価格を控除した額)を募集しなければならない。

2 理事は、次に掲げる事項を記載した申込用紙を作成し、これを前項の募集に応じて基金の拠出の申込みをしようとする者に交付しなければならない。

1 第十一項各号に掲げる事項

2 払込みを取り扱う銀行又は信託会社

3 理事は、前項の申込用紙を交付する際に、同項第二号に掲げる銀行又は信託会社の払込みの取扱いの場所を記載した書面を併せて交付しなければならない。ただし、同項の申込用紙にこれを記載したときは、この限りでない。

1 第二項の申込用紙にその拠出を記載したとき

2 第二項の申込用紙にその拠出を記載したとき

3 第二項の申込用紙にその拠出を記載したとき

4 第二項の申込用紙にその拠出を記載したとき

5 第二項の申込用紙にその拠出を記載したとき

6 第二項の申込用紙にその拠出を記載したとき

7 第二項の申込用紙にその拠出を記載したとき

8 第二項の申込用紙にその拠出を記載したとき

9 第二項の申込用紙にその拠出を記載したとき

10 第二項の申込用紙にその拠出を記載したとき

11 第二項の申込用紙にその拠出を記載したとき

12 第二項の申込用紙にその拠出を記載したとき

13 第二項の申込用紙にその拠出を記載したとき

14 第二項の申込用紙にその拠出を記載したとき

15 第二項の申込用紙にその拠出を記載したとき

16 第二項の申込用紙にその拠出を記載したとき

17 第二項の申込用紙にその拠出を記載したとき

18 第二項の申込用紙にその拠出を記載したとき

19 第二項の申込用紙にその拠出を記載したとき

20 第二項の申込用紙にその拠出を記載したとき

21 第二項の申込用紙にその拠出を記載したとき

22 第二項の申込用紙にその拠出を記載したとき

23 第二項の申込用紙にその拠出を記載したとき

24 第二項の申込用紙にその拠出を記載したとき

25 第二項の申込用紙にその拠出を記載したとき

り、有限責任中間法人に対し、経費を支払う義務を負う。

(任意退社)

第二十四条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、定款において、その定める期間

前に有限責任中間法人に対して退社の予告をする

ことを要する旨を定めることを妨げない。

2 前項ただし書の予告期間は、一年を超えてはならない。

3 第一項ただし書の定款の定めがある場合であっても、やむを得ない事由があるときは、社員は、いつでも退社することができる。

(法定退社) 第二十五条 前条の場合のほか、社員は、次に掲げる事由によって退社する。

一 定款に定めた事由の発生

二 総社員の同意

三 死亡又は解散

四 除名

(除名) 第二十六条 社員の除名は、正当な事由があると

きに限り、社員総会の決議によつてすることができます。この場合において、有限責任中間法人は、当該社員総会の日から一週間前までに当該

社員に対しその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えるなければならない。

2 前項前段の決議をするには、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の四分の三以上の議決権を有する者の賛成がなければならない。

3 除名は、除名した社員にその旨を通知しなければ、これをもつて当該社員に対抗することができない。

(社員名簿の記載事項等)

第二十七条 有限責任中間法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿(以下「社員名簿」という。)を作成しなければならない。

2 商法第二百二十四条第一項及び第二項並びに第二百二十四条ノ二第一項及び第二項の規定は、有限責任中間法人の社員、基金の拠出の申

込みをした者又は基金の拠出者に対する通知又は報告について準用する。

(第三節 管理)

第一款 社員総会

第三十条 社員総会は、この法律又は定款に定めた事項に限り、決議をすることができる。

(権限) 第二十九条 社員総会は、この法律に別段の定めがある場合を除き、理事が招集する。

2 社員総会の招集は、理事が数人あるときは、その過半数で決する。

3 理事は、毎年一回、一定の時期に、定期社員総会を招集しなければならない。

(社員による招集請求) 第三十条 総社員の議決権の十分の一以上を有する社員は、社員総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して、社員総会の招集を請求することができる。

2 前項の規定は、定款で別段の定めをすることを妨げない。

3 第一項の請求があつた後遅滞なく招集の手続

が行われないときは、当該請求をした社員は、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。当該請求があつた日から六週間以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集の通知が発せられないときも、同様とする。

4 第一項又は前項の規定による社員総会においては、有限責任中間法人の業務及び財産の状況を調査させるため、検査役を選任することができる。

(招集通知)

第三十一条 社員総会を招集するには、当該社員

総会の日から一週間前までに、各社員に対してその通知を発しなければならない。ただし、定期でこの期間を短縮することができる。

(総社員の同意による招集手続の省略)

第三十二条 社員総会は、総社員の同意があると

る。

(議決権)

第三十三条 社員は、各一個の議決権を有する。

ただし、定款で別段の定めをすることを妨げない。

第三十四条 社員総会の議事は、この法律又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数で決する。

2 社員は、代理人によつてその議決権を行使することができる。この場合においては、当該代理人は、代理権を証明する書面を有限責任中間法人に提出しなければならない。

3 前項前段の代理権の授与は、社員総会とともにしなければならない。

(議事録)

第三十五条 社員総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事は、これに署名しなければならない。

(事業譲渡)

第三十六条 有限責任中間法人が事業の全部の譲渡をするには、社員総会の決議によらなければならぬ。

2 前項の決議は、第二十六条第二項に定めるところにより行わなければならない。

3 第一項の決議をするには、第三十一条本文の通知において、同項の事業の全部の譲渡に関する議案の要領を示さなければならない。

(法人設立後二年以内の事業用財産の取得)

第三十七条 前条第一項及び第二項の規定は、有限責任中間法人がその成立後二年以内に、その成立前から存在する財産であつてその事業のために継続して使用するものを基金(代替基金を含む。)の総額の二十分の一以上に当たる対価をもつて取得する契約をする場合について準用する。

(定数)

第二款 理事

2 理事は、前項の契約に関する調査をさせたために、検査役の選任を裁判所に請求しなければならない。

第三十八条 商法第二百三十五条、第二百三十七条ノ三から第二百三十八条まで及び第二百四十四条第二百四十七条第一項、第二百四十八条第二百五十条並びに第二百五十二条の規定は、社員総会について準用する。この場合において、同法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、「中間法人法第三十二条」と読み替えるものとする。

(商法及び有限会社法の準用)

第三十九条 第十七条第六項の規定は前項の規定の適用について、商法第八十一条第三項及び第一百八十二条の規定は、社員総会の決議をするべき場合について準用する。

4 第二項の規定は、有限責任中間法人が前二項に規定する訴えを提起した社員に對して相当の担保を立てるべきことを請求する場合について準用する。

5 有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第四十二条の規定は、社員総会の決議をするべき場合について準用する。

(第二款 理事)

第三十九条 有限責任中間法人には、一人又は數人の理事を置かなければならない。

(選任)

第四十条 理事は、社員総会において選任する。

(法人の代表)

第四十五条 理事は、有限責任中間法人を代表する。

(任期)

第四十一条 理事の任期は、二年とする。ただし、最初の理事の任期は、一年とする。

2 前項の規定は、定款により、同項の任期を短縮し、又は同項の任期中に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会が終結するまで伸長することを妨げない。

(解任)

第四十二条 理事は、社員総会の決議によつて解任することができる。ただし、正当な事由がないのに任期の満了前に理事を解任したときは、当該理事は、有限責任中間法人に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

2 理事の職務遂行に関して不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該理事を解任する旨の議案が社員総会において否決されたときは、総社員の議決権の十分の一以上を有する社員は、当該社員総会の日から三十日以内に、当該理事の解任を裁判所に請求することができる。

3 商法第八十八条の規定は、前項の場合について準用する。

(有限責任中間法人との関係)

第四十三条 有限責任中間法人と理事との関係は、委任に関する規定に従う。

2 理事が受けける報酬は、定款にその額を定めなかつたときは、社員総会の決議によつて定めること。

(業務の執行)

第四十四条 理事は、有限責任中間法人の業務を執行する。

2 業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、その過半数の意見により決定したところに従う。

3 有限責任中間法人の從たる事務所の設置、移

(有限責任中間法人に対する責任)

第四十七条 理事が第六十五条第二項又は第三項の規定に違反する基金の返還に関する議案を社員総会に提出したときは、当該理事は、有限責任中間法人に対し、連帯して、当該議案を承認する決議に基づき違法に返還された額を弁済する責めに任ずる。

2 理事が法令又は定款に違反する行為をしたときは、当該理事は、有限責任中間法人に対し、連帯して、当該行為により当該有限責任中間法人が受けた損害額を賠償する責めに任ずる。

3 第一項の議案の提出又は前項の行為をすることに同意した理事は、当該提出又は当該行為をしたものとみなす。

4 第一項又は第二項の理事の責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

(第三者に対する責任)

第四十八条 理事がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該理事は、連帯して、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責めに任ずる。

2 理事が第十四条第二項若しくは第七十四条第二項の申込用紙若しくは第五十九条第一項の書類に記載すべき重要な事項について虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該理事が当該記載、当該登記又は当該公告をするについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

3 前条第三項の規定は、前二項の場合について準用する。

(商法の準用)

第五十条 商法第七十条ノ二の規定は、仮処分命令により理事の職務を代行する者が選任された場合について準用する。

2 商法第二百五十四条ノ二、第二百五十八条及び第二百七十四条ノ二の規定は、理事について準用する。

(第三款 監査)

第四十九条 社員は、有限責任中間法人に対し、書面によつて、理事の責任を追及する訴えの提起を請求することができる。この場合においては、監事が、当該有限責任中間法人を代表して当該請求を受けるものとする。

2 有限責任中間法人が前項前段の訴えを提起しないときは、同項前段の社員は、有限責任中間法人のために、当該訴えを提起することができる。

3 前項に規定する期間の経過により有限責任中間法人に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、前二項の規定にかかるず、社員は、直ちに前項の訴えを提起することができます。

4 前二項の訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。

5 社員が第二項又は第三項の訴えを提起したときは、裁判所は、被告の請求により、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。

6 被告が前項の請求をするには、第二項又は第三項の訴えの提起が悪意によるものであることを疏明しなければならない。

7 商法第二百六十八条から第二百六十八条ノ三までの規定は、理事の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十八条第三項中「前条第二項」とあるのは「中間法人法第四十九条第二項」と、同法第二百六十八条ノ二第一項中「第二百六十七条规定第二項」とあるのは「中間法人法第四十九条第二項又ハ第三項」と読み替えるものとする。

3 前項に規定する期間の経過により有限責任中間法人の債務を保証し、その他理事以外の者との間において有限責任中間法人と理事との利益が相反する取引をする場合についても、同様とする。

4 民法第八条の規定は、第一項前段の承認を得た同項前段の取引については、適用しない。三十日以内に同項前段の訴えを提起しないときは、同項前段の社員は、有限責任中間法人のため、当該訴えを提起することができる。

5 第五十一条 有限責任中間法人には、一人又は数人の監事を置かなければならない。

6 第五十二条 監査は、社員総会において選任す

る。

となることができない。

(任期)

第五十三条 監事の任期は、就任後三年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 最初の監事の任期は、前項の規定にかかわらず、就任後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 前二項の規定は、定款により、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期を退任した監事の任期の満了すべき時までとすることを妨げない。

(有限責任中間法人との関係)

第五十四条 有限責任中間法人と監事との関係は、委任に関する規定に従う。

2 監事が受ける報酬は、定款にその額を定めなかつたときは、社員総会の決議によつて定める。(職務及び権限)

3 監事が数人ある場合において、各監事の受ける報酬の額について定款の定め又は社員総会の決議がないときは、当該額は、前項の報酬の範囲内において、監事の協議によつて定める。

第五十五条 監事は、有限責任中間法人の業務を監査する。

2 監事は、理事及び有限責任中間法人の使用者に対して事業の遂行の状況について報告を求める、又は有限責任中間法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案及び書類を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、社員総会において、調査の結果を報告しなければならない。

4 監事は、社員総会において、監事の選任若しくは解任又は監事の報酬について意見を述べることができる。

5 監事は、理事が有限責任中間法人の目的的範

団外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、社員総会において、その旨を報告しなければならない。この場合において、当該報告をするため必要があるときは、当該監事は、社員総会を招集することができる。

6 該監事は、理事が前項に規定する行為をし、又は当該行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて当該有限責任中間法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

7 社員は、前項に規定する場合において、当該行為によつて当該有限責任中間法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該有限責任中間法人のため、当該理事に対する対し、当該行為をやめることを請求することができる。

8 有限責任中間法人が理事に対し、又は理事が該監事は、有限責任中間法人に対し、連帯して、これによつて生じた損害を賠償する責めに任する。

第五十六条 監事がその任務を怠つたときは、当該監事は、有限責任中間法人を代表する。

(有限責任中間法人に対する責任)

第五十七条 監事がその任務を怠つたときは、当該監事は、有限責任中間法人に対し、連帯して、これによつて生じた損害を賠償する責めに任する。

2 前項の監事の責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

(第三者に対する責任)

第五十八条 第四十二条並びに商法第二百五十四条ノ二、第二百五十八条及び第二百七十九条ノ二の規定は、監事について準用する。

2 商法第二百七十八条の規定は、監事が損害賠償の責めに任する場合について準用する。

3 第四十九条第一項前段及び第二項から第六項まで並びに商法第二百六十八条から第二百六十八条ノ三までの規定は、監事の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十八条第三項中「前条第二項」とあるのは「中間法人法第五十八条第三項前段ニ於テ準用スル同法第四十九条第二項」と、同法第二百六十八条ノ二第一項中「二百六十七条规定又ハ第三項」とあるのは「中間法人法第五十八条第三項前段ニ於テ準用スル同法第四十九条第二項又ハ第三項」と読み替えるものとする。

第四款 計算等

(計算書類の作成及び承認)

第五十九条 理事は、毎事業年度、次に掲げる書類及びこれらの書類の記載を補足する重要な事実を記載した書類(以下「附属明細書」という。)を作成しなければならない。

(貸借対照表)

第二 損益計算書

三 事業報告書

四 剰余金の処分又は損失の処理に関する議案

(計算書類の監査)

第五十条 理事は、定時社員総会前に、前条第一項の書類について監査を受けなければならない。

2 監事が監査報告書に記載すべき重要な事項について虚偽の記載をしたときは、前項と同様とする。

3 理事は、定時社員総会の日から五週間前までに前条第一項各号に掲げる書類を、三週間前までに附属明細書を監事に提出しなければならぬ。

(準用規定)

第五十八条 第四十二条並びに商法第二百五十四条ノ二、第二百五十八条及び第二百七十九条ノ二の規定は、監事について準用する。

2 商法第二百七十八条の規定は、監事が損害賠償の責めに任する場合について準用する。

3 第四十九条第一項前段及び第二項から第六項まで並びに商法第二百六十八条から第二百六十八条ノ三までの規定は、監事の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十八条第三項中「前条第二項」とあるのは「中間法人法第五十八条第三項前段ニ於テ準用スル同法第四十九条第二項」と読み替えるものとする。

2 社員及び有限責任中間法人の債権者は、当該有限責任中間法人が業務を行うべき時間に限り、当該有限責任中間法人に対し、前項に規定する書類の閲覧又は当該書類の謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。この場合において、謄本又は抄本の交付を請求するには、当該有限責任中間法人の定めた費用を支払わなければならない。

3 監事は、前項の書類(附属明細書を除く。)を受領した日から四週間以内に、監査報告書を理事に提出しなければならない。

(計算書類等の公示)

第六十一条 有限責任中間法人は、第五十九条第一項の書類及び監査報告書を定時社員総会の日の一週間前から五年間主たる事務所に、これら

の書類の謄本を定時社員総会の日の一週間前から三年間從たる事務所に、それぞれ備え置かなければならぬ。

2 社員及び有限責任中間法人の債権者は、当該有限責任中間法人が業務を行うべき時間に限り、当該有限責任中間法人に対し、前項に規定する書類の閲覧又は当該書類の謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。この場合において、謄本又は抄本の交付を請求するには、当該有限責任中間法人の定めた費用を支払わなければならない。

(基金の返還に係る債権の取得の禁止)

第六十二条 有限責任中間法人は、次に掲げる場合を除くほか、自己を債務者とする基金の返還に係る債権を取得することができない。

一 合併又は他の法人の営業若しくは事業の全

部の譲受けによる場合

二 有限責任中間法人の権利の実行に当たり、その目的を達成するために必要な場合

三 同項の債権を取得したときは、民法第五百二十条本文の規定にかかわらず、当該債権は消滅しない。この場合においては、有限責任中間法人は、当該債権を相当の時期に他に譲渡しなければならない。

(貸借対照表における基金等の取扱い)

第六十三条 基金の総額及び代替基金は、貸借対照表の資本の部に計上しなければならない。

2 基金の返還に係る債務の額は、貸借対照表の負債の部に計上することができない。

3 監事は、前項の書類(附属明細書を除く。)を受領した日から四週間以内に、監査報告書を理事に提出しなければならない。

(貸借対照表における基金等の取扱い)

第六十三条 基金の総額及び代替基金は、貸借対照表の資本の部に計上しなければならない。

2 基金の返還に係る債務の額は、貸借対照表の負債の部に計上することができない。

(貸借対照表における基金等の取扱い)

第六十四条 有限責任中間法人は、貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える事業年度においては、当該事業年度に係る第五十九条第一項第四号に規定する議案(以下「剩余金処分案」という。)を承認する旨の定時社員総会における決議に基づき、当該超過額の二十分の一以上を積み立てなければならない。ただし、この項の規定により積み立てた金額(以下「損失てん補準備金」という。)が既に基金(代替基金を含む。)の総額に達しているときは、この限りでない。

一 基金(代替基金を含む。)の総額
二 既に積み立てた損失てん補準備金
三 資産につき時価を付するものとした場合(時価が取得価額又は製作価額よりも高いときは時価を付することができない場合を除く。)において、その付した時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を付したことにより増加した貸借対照表上の純資産額は時価を付することができない場合を除くほか、取り崩すことができない。

(基金の返還)
第六十五条 基金の返還は、定時社員総会における剩余金処分案を承認する旨の決議に基づいて行わなければならない。
有限責任中間法人は、ある事業年度の貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超えない場合においては、当該事業年度の次の事業年度に関する定時社員総会の日の前日までの間は、基金の返還をすることができない。
一 前条第一項第一号から第三号までに掲げる金額
二 当該事業年度において損失てん補準備金として積み立てなければならない額
3 有限責任中間法人は、ある事業年度の貸借対照表上の純資産額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合は、当該事業年度の次の事業年度に関する定時社員総会の日の前日

までに限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

4 前二項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、有限責任中間法人の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を当該有限責任中間法人に対して返還することを請求することができる。

(基金利息の禁止)

第六十六条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

(代替基金)

第六十七条 基金が返還される場合には、返還される基金に相当する金額が積み立てられるものとする。

2 前項の規定により積み立てられた金額は、取り崩すことができない。

(定款等の公示)

第六十八条 有限責任中間法人は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定める場所に備え置かなければならぬ。

一 定款 主たる事務所及び従たる事務所
二 社員名簿 主たる事務所
三 社員総会の議事録(当該社員総会の日から十年間を経過していないものに限る。)主たる事務所
四 社員総会の議事録(当該社員総会の日から五年間を経過していないものに限る。)従たる事務所

(商法の準用)

第七十一条 商法第二百八十五条、第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ七まで及び第二百八十七条ノ二の規定は、有限責任中間法人の計算について準用する。この場合において、同法第二百八十五条中「第三十四条第二号」とあるのは、「中間法人法第九条第四項第三号ニ於テ準用スル第三十四条第二号」と読み替えるものとする。

2 有限責任中間法人が業務を行うべき時間内に限り、当該有限責任中間法人に対し、前項各号に掲げる書類の閲覧又は謄写を請求することができない。

3 有り、当該有限責任中間法人に対する債権について准用する。

4 第四節 定款の変更
第一款 定款の変更の方法
2 第六十九条 総社員の議決権の十分の一以上を有する社員は、有限責任中間法人に対し、会計帳簿及び会計の書類の閲覧又は謄写を請求するこ

とができる。

2 前項の請求は、当該請求の理由を記載した書面によって行わなければならない。

3 商法第二百九十三条ノ七の規定は、第一項の請求があつた場合について準用する。

(検査役による調査)

第七十条 有限責任中間法人の事業の遂行に關し不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があると疑うに足りる事由があるときは、総社員の議決権の十分の一以上を有する社員は、当該有限責任中間法人の業務及び財産の状況を調査させるため、検査役の選任を裁判所に請求することができる。

2 前項の検査役は、調査の結果を裁判所に報告しなければならない。

3 裁判所は、前項の報告があつた場合において、必要があると認めるときは、理事に対しても請求することができる。

4 商法第二百八十二条第三項及び第二百八十四条第二項の規定は、前項の場合における第一項の検査役の報告書について準用する。

(現物抛出の決議)

第七十二条 商法第二百八十五条、第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ七まで及び第二百八十七条ノ二の規定は、有限責任中間法人の計算について準用する。この場合において、同法第二百八十五条中「第三十四条第二号」とあるのは、「中間法人法第九条第四項第三号ニ於テ準用スル第三十四条第二号」と読み替えるものとする。

2 商法第二百九十五条の規定は、有限責任中間法人とその使用者との間の雇用関係に基づいて生じた当該有限責任中間法人に対する債権について準用する。

3 第十一条第二項各号に掲げる事項

2 基金増加の定款変更決議において定められた増加すべき基金の額及び当該基金の抛出者の権利に関する規定

3 現物抛出事項

4 定款において解散の事由を定めたときは、当該事由

5 第十一条第三項の規定は、基金増加について準用する。

(基金の募集)

第七十四条 社員総会において基金増加の定款変更決議があつたときは、理事は、増加すべき基金の額(現物抛出の決議があるときは、現物抛出財産の価格を控除した額)を募集しなければならない。

2 理事は、前項の場合において、次に掲げる事

項を記載した基金の拠出の申込用紙を作成し、これを同項の募集に応じて基金の拠出の申込みをしようとする者は、前項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならない。

4 第十四条第三項及び第五項、第十五条並びに第十六条の規定は、基金増加について準用する。

(現物拠出の調査)

第七十五条 理事は、現物拠出の決議があるときは、当該現物拠出の決議において定められた現物拠出事項を調査させるため、検査役の選任を裁判所に請求しなければならない。ただし、当該現物拠出の決議において定められた現物拠出財産の価格の総額が基金(代替基金を含む)の総額の十分の一を超えるとき、又は当該現金の額の五分の一を超えないとき、又は当該現物拠出財産の価格が五百円を超えないときは、この限りでない。

2 第十七条第二項から第五項まで並びに第六項第二号及び第三号の規定は、前項本文の場合について準用する。この場合において、同条第三項後段中「社員、理事」とあるのは「理事」と、同条第五項本文中「定款」とあるのは「基金増加の定款変更決議」と読み替えるものとする。

(登記)

第七十六条 有限责任中間法人は、第七十四条第四項において準用する第十六条の規定による払込み及び現物拠出財産の給付が完了した日(前条の手続を経るべき場合には、当該手続も終了した日)から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、基金増加による変更の登記をしなければならない。

(効力発生の時期)

3 第一項の募集に応じて基金の拠出の申込みをしようとする者は、前項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならない。

4 第十四条第三項及び第五項、第十五条並びに第十六条の規定は、基金増加について準用する。

(現物拠出の調査)

第七十七条 基金増加は、主たる事務所の所在地において前条の登記をすることによって、その効力を生ずる。基金増加の定款変更決議による定款の変更についても、同様とする。

(基金の拠出に関する担保責任)

第七十八条 基金増加の効力発生時において、増加すべき基金の額のうち拠出者が確定している部分について基金の拠出者となつたものとみなす。基金増加の効力発生後に基金の拠出者の基金の拠出に係る意思表示が取り消されたときも、同様とする。

2 基金増加の効力発生時において、第七十四条第四項において準用する第十六条の規定による払込み又は現物拠出財産の給付がされていないものががあるときは、理事は、連帯して、当該払込みがされていない額又は当該給付がされていない現物拠出財産の価額を弁済する責めに任ずる。

3 基金増加の効力発生時における現物拠出財産の価格が現物拠出の決議において定められた価格に著しく不足するときは、当該現物拠出の決議に賛成した社員は、有限责任中間法人に対し、連帯して、当該不足額を弁済する責めに任ずる。

4 前項の場合において、現物拠出の決議に関する議案を社員総会に提出した理事は、当該議案における現物拠出財産の価格と基金増加の効力額を限度として、有限责任中間法人に対し、連帯して、同項の不足額を弁済する責めに任ずる。

5 現物拠出の決議において定められた現物拠出事項について検査役の調査を経たときは、理事及び社員(現物拠出者を除く)は、前二項の規定を準用する。

2 前項の訴えは、社員、理事又は監事に限り、提起することができる。

3 第七十九条 基金増加の無効は、その効力発生日から六月以内に、訴えをもつてのみ主張することができる。

2 前項の訴えは、社員、理事又は監事に限り、提起することができる。

3 第八十二条 商法第八十九条、第一百五十五条第二項から第四項まで、第一百九条、第二百三十七条、第二百八十条ノ十七第一項及び第二百八十一条ノ十八第一項の規定は、第一項の訴えについて準用する。この場合において、同法第二百八十一条ノ十八第一項中「新株ノ株主」とあるのは、「基金ノ拠出者」と読み替えるものとする。

4 商法第一百六条第二項及び第二百四十九条第一項の規定は、有限责任中間法人が第一項の訴えを提起した社員に対して相当の担保を立てるべきことを請求する場合について準用する。

(商法の準用)

第八十条 商法第一百七十八条、第一百七十九条、第二百八十九条、第二百九十二条前段及び第二百九十八条の規定は、基金増加の場合について準用する。この場合において、同法第一百七十八条中「前条第一項」とあるのは「中間法人法第七十四条第二項ニ於テ準用スル同法第十六条第一項」と、同法第一百七十九条第一項中「株式引受け人」とあるのは「基金ノ拠出者」と、「第二百七十七条」とあるのは「中間法人法第七十四条第一項ニ於テ準用スル同法第十六条第一項」と、「発起人」とあるのは「基金ノ拠出者」と、「第二百七十七条」とあるのは「基金ノ拠出者」と、「株式引受け人」とあり、及び「株主」とあるのは「基金ノ拠出者」と、「株式」であるのは「基金ノ額」と、同条第二項中「発起人」とあるのは「理事」と、「株式引受け人」とあるのは「理事」と、「株式引受け人」とあるのは「基金ノ額」と、同法第一百八十九条第一項中「発起人又ハ取締役」とあるのは「理事」と、同法第一百九十二条前段中「株式ヲ引受けケタル者」とあるのは「基金ノ拠出者」と、同法第一百九十二条第三項中「発起人」とあるのは「基金ノ拠出者」と、同法第一百九十二条第三項ノ書面又ハ同法第七十七条第二項ノ申込用紙と、同法第一百九十八条中「発起人」とあ

(基金増加無効の訴え)

第七十九条 基金増加の無効は、その効力発生日から六月以内に、訴えをもつてのみ主張するものは「中間法人法第七十四条第二項ノ申込用紙、基金募集ノ広告其ノ他基金募集ニ関スル文書」とある。

2 前項の訴えは、社員、理事又は監事に限り、提起することができる。

3 第八十三条 有限责任中間法人は、次に掲げる事由によって解散する。

1 定款に定めた事由の発生

2 合併(合併により当該有限责任中間法人が消滅する場合の当該合併に限る。)

3 前項第二号の決議は、第二十六条第二項に定めるところにより行わなければならない。

(解散法人の継続)

4 社員が一人となつたこと。

5 破産

6 解散を命ずる裁判

2 前項の決議は、第二十六条第二項に定めるところにより行わなければならない。

(解散法人の継続)

第八十二条 前条第一項第一号又は第二号の場合においては社員総会の決議により、同項第四号の場合においては新たに社員を加入させて、有限责任中間法人を継続することができる。

2 前項の決議は、第二十六条第二項に定めるところにより行わなければならない。

(解散を求める訴え)

第八十三条 総社員の議決権の十分の一以上を有する社員は、有限责任中間法人の解散を求める訴えを提起することができる。

2 前項の場合において、裁判所は、次に掲げる事情があり、かつ、やむを得ない事由があるときにより行わなければならない。

1 有限責任中間法人がその事業の遂行において著しく困難な状況に至り、当該有限责任中間法人に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

2 处分が著しく失当で、当該有限责任中間法人

の存立を危うくするとき。

- 3 商法第八十八条及び第一百九条第二項の規定は、第一項の訴えについて準用する。
(商法の準用)

第八十四条 商法第九十六条、第九十七条及び第一百六条ノ三の規定は、有限責任中間法人について準用する。この場合において、同法第九十七条中「第九十五条」とあるのは「中間法人法第二百四十三条」と、同法第四百六条ノ三第三項中「第三百四十三条」とあるのは「中間法人法第二百四十二条」と読み替えるものとする。

第六節 清算

(清算すべき場合)

- 第八十五条 有限責任中間法人が解散した場合には、第八十一条第一項第三号又は第五号に掲げる事由により解散したときを除き、この節の規定に従つて清算をしなければならない。この場合においては、当該有限責任中間法人は、清算合における目的の範囲内において、清算が結了するまで、存続するものとみなす。

(残余財産の帰属)

第八十六条 債務を完済した解散後の有限責任中間法人に残存する財産(以下この節において「残余財産」という。)の帰属は、定款の定めるところによる。

2 前項の規定により残余財産の帰属が定まらないときは、その帰属は、社員総会の決議により定まる。

3 前二項の規定により帰属が定まらない残余財産は、国庫に帰属する。

(清算人の就任)

第八十七条 有限责任中間法人が第八十一条第一項第一号又は第二号に掲げる事由により解散した場合には、次に掲げる者が清算人となる。一 理事(定款又は第八十一条第一項第二号に規定する決議において別段の定めがあるときは、免除する。)二 定款に定める者

三 社員総会において選任された者

分配スル」とあるのは「ヲ引渡ス」と、同法第百三十四条中「前条」とあるのは「中間法人法第九十一条第一項前段ニ於テ準用スル第四百二十七条第一項」と、同法第四百二十条第四項中「第二百八十二条第二項ノ規定ハ前項ニ掲タル書類ニ、同条第三項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲タル書類(子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第七十五条第一項ニ於テ準用スル前項ニ掲タル書類)ニ」とあるのは「中間法人法第六十一条第二項ノ規定ハ前項ニ掲タル書類ニ」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する場合において、同項の規定により清算人となる者がいるときは、裁判所は、利害関係人の請求により清算人を選任する。

3 商法第二百二十二条の規定は、有限责任中間法人が第八十一条第一項第四号又は第六号に掲げる事由により解散した場合について準用する。

- 2 裁判所は、重要な事由があるときは、利害関係人の請求により清算人を選任する。
- 3 利害関係人の請求により清算人を選任する。

(清算人の解任)

第八十八条 清算人は、裁判所によって選任されたものを除き、社員総会の決議によつて解任することができる。

2 裁判所は、重要な事由があるときは、利害関係人の請求により清算人を選任する。

(清算人の職務)

第八十九条 清算人は、次に掲げる職務を行う。

2 清算人が数人あるときは、有限责任中間法人の業務は、その過半数の意見により決定したところに従う。

3 残余財産の引渡し

2 清算人が数人あるときは、有限责任中間法人の業務は、その過半数の意見により決定したところに従う。

(債務の弁済の順序)

第九十条 基金の返還に係る債務の弁済は、その余の有限责任中間法人の債務の弁済がされた後でなければ、することができない。

(準用規定)

第九十一条 民法第八十一条並びに商法第二百二十三条第一項及び第二項、第二百二十五条、第二百二十九条第三項、第二百三十二条、第二百三十四条、第二百四十九条第一項、第二百二十条から第二百四十条まで、第二百二十二条第一項、第二百二十三条第一項、第二百二十九条第一項、第二百二十五条、第二百二十九条第三項、第二百三十二条、第二百三十四条、第二百四十九条第一項、第二百二十条から第二百四十条まで及び商法第二百五十四条ノ二、第二百五十八条及び第二百七十四条ノ二の規定は、有限责任中間法人の清算人(第四十五条第二項ただし書き及び第三項前段の規定については、裁判所により選任されたものを除く。)について準用する。

2 第四十九条第一項から第六項まで及び商法第二百六十八条から第二百六十八条ノ三までの規定は、有限责任中間法人の清算人の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において選任されたものを除く。)について準用する。

3 第四十九条第一項から第六項まで及び商法第二百六十八条から第二百六十八条ノ三までの規定は、有限责任中間法人の清算人の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において選任されたものを除く。)について準用する。

第二項、第三十七条规定第二項、同条第三項において準用する商法第二百八十四条第二項、第三百三十七条第一項前段において準用する同法第二百三十七条第一項、三及び第二百三十八条、第三百三十七条第一項において準用する同法第二百四十八条第二項において準用する同法第二百四十九条第一項

二 第五百十二条第二項、第五十五条第二項、第三百三十七条第一項から第八項まで並びに第五百三十三条及び第五项から第八項まで並びに第五百三十七条第一項並びに第三百八条第四項において準用する同法第二百四十九条第一項

三 第五百十二条第二項、第五十五条第二項、第三百三十七条第一項において準用する商法第二百七十一条第一項並びに第三百八条第四項において準用する同法第二百四十九条第一項

二 第五百十二条第二項、第五十五条第二項、第三百三十七条第一項において準用する同法第二百七十一条第一項並びに第三百八条第四項において準用する同法第二百四十九条第一項

三 第五百十二条第二項、第五十五条第二項、第三百三十七条第一項において準用する同法第二百七十一条第一項並びに第三百八条第四項において準用する同法第二百四十九条第一項

(設立無効の訴え及び設立取消しの訴え)

第九十五条 無限責任中間法人の設立の無効又は

取消しは、その成立の日から二年以内に、訴えをもってのみ主張することができる。

2 無限責任中間法人の設立の無効の訴えは、当該無限責任中間法人の社員に限り、提起することができる。

3 商法第八十八条、第一百五十三条第三項及び第四項、第一百九条、第二百十条、第二百三十七条並びに第二百三十八条の規定は、第一項の訴えについて準用する。この場合において、同法第一百十条中「合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立シタル会社」とあるのは、「無限責任中間法人」と読み替えるものとする。

第二節 社員

(社員の資格)

第九十六条 法人は、無限責任中間法人の社員となることができない。

(社員の責任等)

第九十七条 無限責任中間法人の財産をもつてその債務を完済することができないときは、社員は、連帯してその弁済の責めに任ずる。

2 無限責任中間法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかったときも、前項と同様とす

る。

3 前項の規定は、社員が、無限責任中間法人に資力があり、かつ、強制執行が容易であること

を証明したときは、適用しない。

4 商法第八十一条及び第八十二条の規定は無限

責任中間法人の社員について、同法第八十三条

の規定は無限責任中間法人の社員でない者に自

己を無限責任中間法人の社員であると誤認させ

るべき行為があったときについて、同法第九十

三条第一項及び第二項の規定は無限責任中間法

人を退社した者について、それぞれ準用する。

(任意退社)

第九十八条 社員は、定款に別段の定めがある場

合を除き、いつでも退社することができる。

2 前項の規定にかかるわらず、やむを得ない事由があるときは、社員は、いつでも退社することができる。

(法定退社)	
第九十九条 前条の場合のほか、社員は、次に掲げる事由によって退社する。	
一 第二十五条第一号、第二号及び第四号に掲げる事項	
二 死亡	
三 破産	
四 後見開始の審判を受けたこと。	
(除名)	
第一百条 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、他の社員の一一致によってすることができる。ただし、除名した社員にその旨を通知しなければ、これをもって当該社員に対抗することができない。	

(法人の代表)	
第一百三条 社員(前条第三項に規定する場合においては、同項に規定する社員に限る。)は、無限責任中間法人を代表する。	
2 前項の規定により無限責任中間法人を代表する社員が数人あるときは、各自当該無限責任中間法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によつて、当該社員の中から特に当該無限責任中間法人を代表すべき者を定めることができる。	
3 第四十五条第三項から第五項までの規定は、無限責任中間法人を代表すべき社員について準用する。この場合において、同条第三項中「社員総会の決議」とあるのは、「総社員の同意」と読み替えるものとする。	
4 商法第七十九条の規定は、無限責任中間法人について準用する。	

(事業譲渡)	
第一百四条 無限責任中間法人が事業の全部の譲渡をするには、総社員の同意によらなければならぬ。	
2 定款によつて無限責任中間法人の業務を行つべき社員を定めた場合においては、当該社員が當該無限責任中間法人の業務を執行する。	
3 定款によつて無限責任中間法人の業務を行つところに従う。	
4 前項の社員が数人あるときは、定款に別段の定めがある場合を除き、無限責任中間法人の業務は、当該社員の過半数の意見により決定したところに従う。	
5 第二項又は前項の規定にかかるわらず、無限責任中間法人の常務は、各社員(第三項に規定する場合においては、同項に規定する社員に限る。以下この条において同じ。)が行うことができる。	
6 民法第六百四十四条から第六百五十条までの規定は無限責任中間法人と社員との関係について	

て、同法第六百七十二条の規定は第三項に規定する場合について、それぞれ準用する。

7 商法第七十条ノ二の規定は、仮処分命令により社員の職務を代行する者が選任された場合について準用する。

第百六条 商法第七十五条第一項の規定は無限責任中間法人と社員との取引について、同条第二項の規定は無限責任中間法人と社員以外の者との取引について、それぞれ準用する。

第四節 定款の変更

第百七条 定款を変更するには、総社員の同意によらなければならない。

2 第百四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第五節 解散

第百八条 無限責任中間法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 定款に定めた事由の発生

二 総社員の同意

三 合併(合併により当該無限責任中間法人が消滅する場合の当該合併に限る。)

四 社員が一人となつたこと。

五 破産

六 解散を命ずる裁判

(解散法人の継続)

第百九条 前条第一号又は第二号の場合においては総社員の同意により、同条第四号の場合においては新たに社員を加入させて、無限責任中間法人を継続することができる。

第百十条 社員は、無限責任中間法人の解散を求める訴えを提起することができる。

2 前項の場合において、裁判所は、やむを得ない事由があるときに限り、無限責任中間法人の解散を命ずることができる。

3 商法第八十八条及び第一百九条第二項の規定は、第一項の訴えについて準用する。

(商法の準用)

第百十一条 商法第九十六条及び第九十七条の規定は、無限責任中間法人について準用する。この場合において、同法第九十七条中「第九十五」

条」とあるのは、「中間法人法第一百九条」と読み替えるものとする。

第六節 清算

(清算をすべき場合)
第一百十二条 無限責任中間法人が解散した場合は、委任に関する規定に従う。

は、第二百八条第三号又は第五号に掲げる事由により解散したときを除き、この節の規定に従つて清算をしなければならない。この場合においては、当該無限責任中間法人は、清算の目的の範囲内において、清算が結了するまで、存続するものとみなす。

(残余財産の帰属)
第一百十三条 債務を完済した解散後の無限責任中間法人に残存する財産(以下この節において「残余財産」という。)の帰属は、定款の定めるところによる。

2 前項の規定により残余財産の帰属が定まらないときは、その帰属は、総社員の同意により定まる。

3 前項の規定により帰属が定まらない残余財産は、国庫に帰属する。

(清算人の就任)
第一百四条 無限責任中間法人が第二百八条第一号又は第二号に掲げる事由により解散した場合は、次に掲げる者が清算人となる。

一 社員(第二百二条第三項に規定する場合においては、同項に規定する社員に限る)。ただし、定款又は第二百八条第二号に規定する同意において別段の定めがあるときを除く。

二 定款に定める者

三 社員の過半数の意見によって選任された者が第二百二十二条の規定は、無限責任中間法人が第二百八条第四号又は第六号に掲げる事由により解散した場合について準用する。

(清算人の解任)
第一百五条 清算人は、裁判所によつて選任されたものを除き、社員の過半数の意見によつて解任することができる。

2 第八十八条第二項の規定は、無限責任中間法人の清算人の解任について準用する。

(法人と清算人との関係)

第一百六条 無限責任中間法人と清算人との関係は、委任に関する規定に従う。

(清算人の職務)
第一百十七条 第八十九条の規定は、無限責任中間法人の清算人について準用する。

2 第百十八条 清算人は、無限責任中間法人を代表する。

(法人の代表)
第一百八条 清算人が數人ある場合には、各自無限責任中間法人を代表する。

2 清算人が數人ある場合には、各自無限責任中間法人を代表する。

3 前項に規定する場合においては、同項の規定にかかわらず、社員の過半数の意見によって、次の事項を定めることができる。

一 部の清算人のみが無限責任中間法人を代表すべきこと。
二 数人の清算人が共同して無限責任中間法人を代表すべきこと。

4 商法第二百二十九条第三項の規定は、第二百四条第二項に規定する場合について準用する。この場合においては、前項の規定は適用しない。

5 第四十五条第三項後段の規定は、數人の清算人が共同して無限責任中間法人を代表すべき場合について、同条第四項及び第五項の規定は無限責任中間法人の清算人について準用する。

2 前項の規定にかかる債務を清算する場合においては、同条第四項及び第五項の規定は無限責任中間法人の清算人について、それぞれ準用する。

(事業譲渡)
第一百十九条 第一百四条の規定にかかわらず、清算人が無限責任中間法人の事業の全部を譲渡するには、社員の過半数の賛成があれば足りる。

(民法及び商法の準用)
第一百二十一条 民法第八十一条及び商法第二十条第一項及び第二項、第二百二十五条、第二百三十一条並びに第二百三十三条から第二百三十四条までの規定は、無限責任中間法人の清算について準用する。この場合においては、第二百十三条から第二百十九条までの規定に限り、この条の規定及び当該財産の処分の方針に従い、清算をすることができる。この場合においては、第二百十三条から第二百十九条までの規定は、適用しない。

2 前項前段の無限責任中間法人は、同項前段に規定する財産の処分の方法を定めた日又は当該無限責任中間法人の解散の日から二週間に以内に、当該無限責任中間法人の債権者に対し、当該財産の処分の方法に異議がある場合には一定の期間内にこれを述べるべき旨を官報に掲載して公告し、かつ、知っている債権者には各別にこれを催告しなければならない。この場合において、当該期間は、一月を下回ってはならない。

3 債権者が前項前段の期間内に異議を述べたときは、第一項前段の財産の処分の方法

十三条ノ規定ニ依リ同条第一項ニ規定スル残余財産ノ帰属スペキ者ニ引渡ス」と、「ヲ分配スル」とあるのは「ヲ引渡ス」と読み替えるものとする。

2 商法第七十条ノ二の規定は、仮処分命令により清算人の職務を代行する者が選任された場合について準用する。

3 商法第七十五条第一項の規定は、無限責任中間法人と清算人との取引について、同条第二項の規定は無限責任中間法人と清算人以外の者との取引について、それぞれ準用する。

4 商法第二百二十九条第三項後段、第二百十八条及び第二百二十九条ノ二の規定は、第一項前段の場合における無限責任中間法人の清算について準用する。この場合において、同法第二百八条第一項中「前条第三項」とあるのは「中間法人法第二百二十九条第三項」、同法第二百九条ノ二中「第二百二十九条第一項」、同法第二百二十九条第一項中「第二百二十九条第一項」、同法第二百二十九条第一項中「第二百二十九条第一項」とあるのは「中間法人法第二百二十九条第一項」と読み替えるものとする。

(任意清算)
第一百二十二条 無限責任中間法人は、定款又は総社員の同意によって、解散の場合における当該無限責任中間法人の財産の処分の方法を定めたときは、当該無限責任中間法人が第二百八条第一号又は第二号に掲げる事由により解散した場合に限り、この条の規定及び当該財産の処分の方針に従い、清算をすることができる。この場合においては、第二百十三条から第二百十九条までの規定は、適用しない。

2 前項の規定にかかる債務を清算する場合には、社員の過半数の賛成があれば足りる。

(中間法人と中間法人との合併)
第一百二十二条 中間法人は、他の中間法人と合併することができる。

2 合併後存続する中間法人又は合併により設立される中間法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める種類の中間法人でなければならない。

一 有限責任中間法人と無限責任中間法人とが合併する場合
二 無限責任中間法人と無限責任中間法人とが合併する場合
三 合併により中間法人を設立する場合における当該中間法人の定款には、第十条第一項又は第九十三条第一項に規定する者に代えて、合併を

する各中間法人を代表すべき理事又は社員が署名しなければならない。

(解散後の中間法人の合併)

を承認したものとみなす。

4 債権者が異議を述べたときは、無限責任中間法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、第一項前段の財産の処分の方法が当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

2 債権者が異議を述べたときは、無限責任中間法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、第一項前段の財産の処分の方法が当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

3 債権者が前項前段の期間内に異議を述べたときは、第一項前段の財産の処分の方法

第一百二十三条 解散後の中間法人は、存立中の中間法人を合併後存続する中間法人とする場合に限り、合併することができる。
(合併の効果)

第一百二十四条 合併後存続する有限責任中間法人又は合併により設立された有限責任中間法人は、合併により消滅した有限責任中間法人の基金の拠出者に対する第二条第四号に規定する返還義務を承継する。

2 合併後存続する有限責任中間法人又は合併により設立された有限責任中間法人は、前項に定めるもののか、合併により消滅した中間法人の権利義務を承継する。

3 合併後存続する無限責任中間法人又は合併により設立された無限責任中間法人は、合併により消滅した無限責任中間法人の権利義務を承継する。

(合併無効の訴え)

第一百二十五条 中間法人の合併の無効は、合併の日から六月以内に、訴えをもつてのみ主張することができる。

2 前項の訴えは、次に掲げる者に限り、提起することができる。

一 合併をする各中間法人の社員、清算人、破産管財人又は合併を承認しない債権者

二 前号の中間法人が有限責任中間法人であるときは、当該有限責任中間法人の理事又は監事

三 商法第八十八条、第一百五条第二項から第四項まで、第一百六条及び第一百八条から第一百十一条までの規定は、第一項の訴えについて準用する。この場合において、同法第百十一条中「其ノ社員及」とあるのは、「其ノ社員、理事及監事並ニ」と読み替えるものとする。

4 商法第一百六条第二項及び第二百四十九条第一項の規定は、有限責任中間法人が第一項の訴えを提起した有限責任中間法人の社員に対して相当の担保を立てるべきことを請求する場合について準用する。

3 前二項の有限責任中間法人の社員及び債権者は、当該有限責任中間法人が業務を行うべき時間内に限り、当該有限責任中間法人に対し、第

2 前項の場合は、次に掲げる者に限り、提起することができる。

一 合併契約書

二 前条第二項の社員総会の日の前六月以内の日を作成した合併をする各有限責任中間法人の貸借対照表

三 前号の貸借対照表が最終の貸借対照表でないときは、最終の貸借対照表

四 合併をする各有限責任中間法人の最終の貸借対照表とともに作成した損益計算書

五 前号の損益計算書のほか、第二号の貸借対照表とともに損益計算書を作成したときは、当該損益計算書

2 前項の場合において、合併により有限責任中間法人の

（代替基金等の積立て）

3 第百三十条 合併後存続する有限責任中間法人又は合併により設立される有限責任中間法人は、合併に際し、代替基金又は損失てん補準備金を積み立てることができる。

2 前項の規定により積み立てた額の総額は、合

第二節 有限責任中間法人と有限責任中間法人との合併

(合併契約書の作成と社員総会の承認)

第一百二十六条 有限責任中間法人が他の有限責任中間法人と合併するには、合併をする各有限責任中間法人は、合併契約書を作成しなければならない。

2 前項の合併契約書については、合併をする各有限責任中間法人において社員総会の承認を得なければならない。

3 前項の承認の決議は、第二十六条第二項に定めるところにより行わなければならない。

4 前項の決議をするには、第三十一条本文の通知において、第一項の合併契約書の要領を示さなければならぬ。

(合併契約書等の公示)

第一百二十七条 合併をする各有限責任中間法人は、前条第二項の社員総会の日の二週間前から合併の日後六月を経過する日まで、次に掲げる書類を主たる事務所に備え置かなければならぬ。

2 前項の決議をするには、第一号に掲げる方法により行わなければならない。

3 各有限責任中間法人において第二十六条第二項の決議をする社員総会の期日

4 合併をする時期

5 合併後存続する有限責任中間法人につき合併に際して就任すべき理事又は監事を定めたときは、当該定め

(新設合併の合併契約書の記載事項)

第一百二十九条 前条に規定する場合において、合併により有限責任中間法人を設立するときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 合併により設立される有限責任中間法人の定款の規定

2 合併により設立される有限責任中間法人の基金、代替基金及び準備金に関する事項

3 基金の返還に係る債権については、前二項の規定は、適用しない。

(登記)

第一百三十条 有限責任中間法人がこの節の規定により合併したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する有限責任中間法人については当該合併による変更の登記、合併により消滅する有限責任中間法人については解散の登記、合併により設立される有限責任中間法人については第十九条第一項及び第三項に規定する登記をしなければならない。

(効力発生の時期)

第一百三十二条 この節の規定による合併は、次に

第一百二十三条 解散後の中間法人は、存立中の中間法人を合併後存続する中間法人とする場合に限り、合併することができる。

(合併の効果)

第一百二十四条 合併後存続する有限責任中間法人又は合併により設立された有限責任中間法人は、合併により消滅した有限責任中間法人の基金の拠出者に対する第二条第四号に規定する返還義務を承継する。

2 合併後存続する有限責任中間法人又は合併により設立された有限責任中間法人は、前項に定めるもののか、合併により消滅した中間法人の権利義務を承継する。

3 合併後存続する無限責任中間法人又は合併により設立された無限責任中間法人は、合併により消滅した無限責任中間法人の権利義務を承継する。

(合併無効の訴え)

第一百二十五条 中間法人の合併の無効は、合併の日から六月以内に、訴えをもつてのみ主張することができる。

2 前項の訴えは、次に掲げる者に限り、提起することができる。

一 合併をする各中間法人の社員、清算人、破産管財人又は合併を承認しない債権者

二 前号の中間法人が有限責任中間法人であるときは、当該有限責任中間法人の理事又は監事

三 商法第八十八条、第一百五条第二項から第四項まで、第一百六条及び第一百八条から第一百十一条までの規定は、第一項の訴えについて準用する。この場合において、同法第百十一条中「其ノ社員及」とあるのは、「其ノ社員、理事及監事並ニ」と読み替えるものとする。

4 商法第一百六条第二項及び第二百四十九条第一項の規定は、有限責任中間法人が第一項の訴えを提起した有限責任中間法人の社員に対して相当の担保を立てるべきことを請求する場合について準用する。

3 前二項の有限責任中間法人の社員及び債権者は、当該有限責任中間法人が業務を行うべき時間内に限り、当該有限責任中間法人に対し、第

2 前項の場合において、合併により有限責任中間法人の

（代替基金等の積立て）

3 第百三十条 合併後存続する有限責任中間法人又は合併により設立される有限責任中間法人は、合併に際し、代替基金又は損失てん補準備金を積み立てることができる。

2 前項の規定により積み立てた額の総額は、合

掲げる登記をすることによって、その効力を生ずる。

一 合併後存続する有限責任中間法人がその主たる事務所の所在地においてする当該合併による変更の登記

二 合併により設立された有限責任中間法人がその主たる事務所の所在地においてする第十

九条第一項に規定する登記

(合併に関する事項を記載した書面の公示)

第一百三十四条 合併後存続する有限責任中間法人又は合併により設立された有限責任中間法人は、第一百三十一条に規定する手続の経過、合併の日、合併により消滅した有限責任中間法人から承継した財産の価額及び債務の額その他の合併に関する事項を記載した書面を、合併の日から六月間、主たる事務所に備え置かなければならぬ。

2 第百二十七条第三項の規定は、前項の書面について準用する。

(合併前に就任した理事及び監事の任期)

第一百三十五条 合併後存続する有限責任中間法人の理事及び監事で合併前に就任したものは、合併契約書に別段の定めがあるときを除き、合併最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時に退任する。

第三節 無限責任中間法人と無限責任中間法人との合併

(合併契約書の作成と総社員の同意)

第一百三十六条 無限責任中間法人が他の無限責任中間法人と合併するには、合併をする各無限責任中間法人は、合併契約書を作成しなければならない。

2 前項の合併契約書については、合併をする各無限責任中間法人において総社員の同意を得なければならない。

(吸收合併の合併契約書の記載事項)

第一百三十七条 無限責任中間法人が他の無限責任中間法人と合併する場合において、合併をする無限責任中間法人の一方が合併後存続するとき

は、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 合併後存続する無限責任中間法人が合併により定款を変更するときは、その規定

二 合併をする時期

(新設合併の合併契約書の記載事項)

第一百三十八条 前条に規定する場合において、合併により無限責任中間法人を設立するときは、

合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 合併により設立される無限責任中間法人の定款の規定

二 合併をする時期

(合併契約書の記載事項)

第一百三十九条 合併をする各無限責任中間法人は、当該各無限責任中間法人において合併契約書について総社員の同意を得た日から二週間以内に、当該各無限責任中間法人の債権者に対する合併に異議がある場合には一定の期間内にこれを述べるべき旨を官報に掲載して公告し、かつ、知れている債権者には各別にこれを催告しなければならない。この場合において、当該期間は、一月を下回ってはならない。

2 第百二十二条第三項及び第四項の規定は、前項前段の場合について準用する。

(登記)

第一百四十条 無限責任中間法人がこの節の規定により合併したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する無限責任中間法人については当該合併による変更の登記、合併により消滅する無限責任中間法人については解散の登記、合併により設立された無限責任中間法人については、合併により消滅する無限責任中間法人については第九十四条第一項及び第三項に規定する登記をしなければならない。

(効力発生の時期)

第一百四十二条 この節の規定による合併は、次に掲げる登記をすることによって、その効力を生ずる。

一 合併後存続する無限責任中間法人がその主たる事務所の所在地においてする当該合併による変更の登記

二 合併により設立された無限責任中間法人がその主たる事務所の所在地においてする第九

十四条第一項に規定する登記

(有限責任中間法人と無限責任中間法人との合併)

二 合併をする時期

(合併契約書の作成等)

第一百四十二条 有限責任中間法人と無限責任中間法人が合併するには、当該有限責任中間法人及び当該無限責任中間法人(以下この節において「合併をする各法人」という)は、合併契約書を作成しなければならない。

2 前項の合併契約書については、同項の有限責任中間法人においては社員総会の承認を、同項の無限責任中間法人においては総社員の同意を得なければならない。

3 第百二十二条第三項及び第四項の規定は、前項の承認の決議について準用する。

(合併契約書等の公示)

第一百四十三条 合併をする各法人は、前条第二項の社員総会の日の二週間前から合併の日の後六月を経過する日まで、次に掲げる書類を主たる事務所に備え置かなければならない。

一 合併契約書

二 前条第二項の社員総会の日の前六月以内の日を作成した合併をする各法人の貸借対照表

三 前号の貸借対照表が最終の貸借対照表でないときは、最終の貸借対照表

四 合併をする有限責任中間法人の最終の貸借対照表とともに作成した損益計算書

五 前号の損益計算書のほか、合併をする各法人が第二号の貸借対照表とともに損益計算書を作成したときは、当該損益計算書

3 間法人についても、同項と同様とする。

中間法人が業務を行うべき時間内に限り、当該中間法人に対し、第一項各号に掲げる書類の閲覧又は当該書類の謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。ただし、謄本又は抄本の交付を請求するには、当該中間法人の定めた費用を支払わなければならない。

(吸収合併の合併契約書の記載事項)

第一百四十四条 有限責任中間法人と無限責任中間法人が合併する場合において、当該有限責任中間法人が合併後存続するときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該有限責任中間法人が合併により定款を変更するときは、その規定

二 当該有限責任中間法人の準備金に関する事項

三 当該有限責任中間法人について第百四十二条第二項の決議をする社員総会の期日

四 合併をする時期

(新設合併の合併契約書の記載事項)

第一百四十五条 前条に規定する場合において、合併により有限責任中間法人を設立するときは、当該定款の規定

二 合併により設立される有限責任中間法人の基盤、代替基盤及び準備金に関する事項

三 合併により消滅する有限責任中間法人において第百四十二条第二項の決議をする社員総会の期日

四 合併をする時期

(合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない)

一 合併により設立される有限責任中間法人の定款

二 合併により設立される有限責任中間法人の基盤、代替基盤及び準備金に関する事項

三 合併により消滅する有限責任中間法人において第百四十二条第二項の決議をする社員総会の期日

四 合併をする時期

(損失てん補準備金等の積立て)

合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(署名に代わる記名押印)

第一百五十三条 この法律又はこの法律において準用する商法の規定により署名すべき場合には、記名押印をもって、署名に代えることができるとする。

(破産法の適用の特例)

第一百五十四条 有限責任中間法人が破産宣告を受けた場合には、基金の返還に係る債権は、破産法(大正十一年法律第七十一号)第四十一条各号に掲げる請求権に後れる。

第一百五十五条 次の各号に掲げる金融機関は、当該各号に規定する業務を行う場合には、第十一條第一項第三号、第十四条第二項第二号、同条第三項本文第七十四条第四項において準用する場合においては、銀行とみなす。

(銀行とみなす場合)

第一百五十五条 次の各号に掲げる金融機関は、當該各号に規定する業務を行う場合には、第十一

條第一項第三号、第十四条第二項第二号、同条第三項本文第七十四条第四項において準用する場合においては、銀行とみなす。

(銀行とみなす場合)

項第六号、第九十三条第二項第六号又は第九

十七条第二項第六号に掲げる業務

同法第九条の八第二項第十三号又は第九条の九

十九条第五項第一号(同法第九条の八第二項第十

三号に係る部分に限る。)に掲げる業務

五 信用金庫又は信用金庫連合会 信用金庫法

(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十三

条第三項第八号又は第五十四条第四項第八号

に掲げる業務

六 労働金庫又は労働金庫連合会 労働金庫法

(昭和二十八年法律第二百二十七号)第五十八

条第二項第十四号又は第五十八条の二第一項

に掲げる業務

第七章 制則

(消費税法等の適用の特例)

第一百五十六条 中間法人は、消費税法(昭和六十

三年法律第二百八号)その他消費税に関する法令

の規定の適用については、同法別表第三に掲げ

る法人とみなす。

第六章 制則

(理事等の特別背任罪)

第一百五十七条 有限責任中間法人の理事、監事、

監査役により選任されたこれらの者の職務

の適用については、銀行とみなす。

二 法令又は定款の規定に違反して、基金の返

還をしたとき。

三 有限責任中間法人の目的の範囲外におい

て、投機取引のために有限責任中間法人の財

産を処分したとき。

(虚偽文書行使罪)

第一百五十九条 第百五十七条第一項に掲げる者又

は基金の募集の委託を受けた者(法人であると

きは、その取締役その他業務を執行する役員又

は支配人が、基金の募集に当たり、重要な事

項において虚偽の記載のある第十四条第二項若

しくは第七十四条第二項に規定する申込用紙又

は基金の募集の広告その他基金の募集に関する

文書を使用したときは、三年以下の懲役又は百

万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(預合の罪)

該有限責任中間法人に財産上の損害を加えたと

きは、五年以下の懲役又は二百万円以下の罰金

に処し、又はこれを併科する。

二 有限責任中間法人の清算人、仮処分命令によ

り選任された清算人の職務を行つた者は、自己若しくは第三者

の利益を図り又は当該有限責任中間法人に損害

の委任を受けた使用者が、自己若しくは第三者

を加える目的で、その任務に背く行為をし、當

該有限責任中間法人に財産上の損害を加えたと

きは、五年以下の懲役又は二百万円以下の罰金

に処し、又はこれを併科する。預合

一百六十条 第百五十七条第一項に掲げる者が、

基金の拠出に係る払込みを仮装するため預合

を行つたときは、三年以下の懲役又は百万円以

下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(理事等の汚職の罪)

き者が、前項に掲げる行為をし、当該有限責任中間法人に財産上の損害を加えたときも、同項と同様とする。

二 前項の未遂は、罰する。

(法人財産を危うくする罪)

三百以下の懲役又は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三 前項の未遂は、罰する。

(過料に処すべき場合)

二百六十一条 理事、監事、清算人、無限責任中間法人の社員(第二百二条第三項に規定する場合においては、同項に規定する社員に限る)、仮処分命令により選任されたこれらの者の職務を代行する者、第五十条第二項、第五十八条第一項若しくは第九十二条第二項において準用する商法第二百五十八条第二項前段に規定する一時職務を行つた場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すに処する。ただし、その行為について刑を科すに処する。ただし、その行為について刑を科すに処する。

二 前項の利益を供与し、又は申込み若しくは約束をした者も、同様とする。

三 第一項の場合において、收受した財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その額を追徴する。

(過料に処すべき場合)

二百六十二条 理事、監事、清算人、無限責任中間法人の社員(第二百二条第三項に規定する場合においては、同項に規定する社員に限る)、仮

処分命令により選任されたこれらの者の職務を代行する者、第五十条第二項、第五十八条第一項若しくは第九十二条第二項において準用する商法第二百五十八条第二項前段に規定する一時職務を行つた場合には、百万円以下の過料に処する。

二 前項の利益を供与し、又は申込み若しくは約束をした者も、同様とする。

(過料に処すべき場合)

二百六十三条 理事、監事、清算人、無限責任中間法人の社員(第二百二条第三項に規定する場合においては、同項に規定する社員に限る)、仮

処分命令により選任されたこれらの者の職務を代行する者、第五十条第二項、第五十八条第一項若しくは第九十二条第二項において準用する商法第二百五十八条第二項前段に規定する一時職務を行つた場合には、百万円以下の過料に処する。

二 前項の利益を供与し、又は申込み若しくは約束をした者も、同様とする。

(過料に処すべき場合)

二百六十四条 理事、監事、清算人、無限責任中間法人の社員(第二百二条第三項に規定する場合においては、同項に規定する社員に限る)、仮

処分命令により選任されたこれらの者の職務を代行する者、第五十条第二項、第五十八条第一項若しくは第九十二条第二項において準用する商法第二百五十八条第二項前段に規定する一時職務を行つた場合には、百万円以下の過料に処する。

二 前項の利益を供与し、又は申込み若しくは約束をした者も、同様とする。

(過料に処すべき場合)

二百六十五条 理事、監事、清算人、無限責任中間法人の社員(第二百二条第三項に規定する場合においては、同項に規定する社員に限る)、仮

処分命令により選任されたこれらの者の職務を代行する者、第五十条第二項、第五十八条第一項若しくは第九十二条第二項において準用する商法第二百五十八条第二項前段に規定する一時職務を行つた場合には、百万円以下の過料に処する。

二 前項の利益を供与し、又は申込み若しくは約束をした者も、同様とする。

(過料に処すべき場合)

二百六十六条 理事、監事、清算人、無限責任中間法人の社員(第二百二条第三項に規定する場合においては、同項に規定する社員に限る)、仮

処分命令により選任されたこれらの者の職務を代行する者、第五十条第二項、第五十八条第一項若しくは第九十二条第二項において準用する商法第二百五十八条第二項前段に規定する一時職務を行つた場合には、百万円以下の過料に処する。

二 前項の利益を供与し、又は申込み若しくは約束をした者も、同様とする。

(過料に処すべき場合)

二百六十七条 理事、監事、清算人、無限責任中間法人の社員(第二百二条第三項に規定する場合においては、同項に規定する社員に限る)、仮

処分命令により選任されたこれらの者の職務を代行する者、第五十条第二項、第五十八条第一項若しくは第九十二条第二項において準用する商法第二百五十八条第二項前段に規定する一時職務を行つた場合には、百万円以下の過料に処する。

二 前項の利益を供与し、又は申込み若しくは約束をした者も、同様とする。

(過料に処すべき場合)

二百六十八条 理事、監事、清算人、無限責任中間法人の社員(第二百二条第三項に規定する場合においては、同項に規定する社員に限る)、仮

処分命令により選任されたこれらの者の職務を代行する者、第五十条第二項、第五十八条第一項若しくは第九十二条第二項において準用する商法第二百五十八条第二項前段に規定する一時職務を行つた場合には、百万円以下の過料に処する。

二 前項の利益を供与し、又は申込み若しくは約束をした者も、同様とする。

(過料に処すべき場合)

二百六十九条 理事、監事、清算人、無限責任中間法人の社員(第二百二条第三項に規定する場合においては、同項に規定する社員に限る)、仮

処分命令により選任されたこれらの者の職務を代行する者、第五十条第二項、第五十八条第一項若しくは第九十二条第二項において準用する商法第二百五十八条第二項前段に規定する一時職務を行つた場合には、百万円以下の過料に処する。

二 前項の利益を供与し、又は申込み若しくは約束をした者も、同様とする。

(過料に処すべき場合)

二百七十条 理事、監事、清算人、無限責任中間法人の社員(第二百二条第三項に規定する場合においては、同項に規定する社員に限る)、仮

処分命令により選任されたこれらの者の職務を代行する者、第五十条第二項、第五十八条第一項若しくは第九十二条第二項において準用する商法第二百五十八条第二項前段に規定する一時職務を行つた場合には、百万円以下の過料に処する。

二 前項の利益を供与し、又は申込み若しくは約束をした者も、同様とする。

(過料に処すべき場合)

二 不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

三 第一項の場合において、收受した財産上の利益は、没収する。

四 その要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

五 この法律又はこの法律において準用する商法に定める事項について、官庁又は社員総会に対し、虚偽の申述をし、又は事実を隠ぺいしたとき。

六 第十四条第二項又は第七十四条第一項の規定に違反して、申込用紙を作成せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
七 第十四条第三項(第七十四条第四項において準用する場合を含む)の規定に違反して、書面を交付せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
八 第二十九条第三項の規定又は第七十条第三項の規定による裁判所の命令に違反して、社員総会を招集しなかつたとき。
九 第三十八条第一項前段において準用する商法第二百三十七条ノ三の規定(当該規定が第九十二条第一号の規定により清算人に適用があるものとされる場合を含む)に違反して、社員が求めた事項について説明をしなかつたとき。
十 第四十六条第二項(第九十一条第二項において準用する場合を含む)の規定に違反して、社員総会において、重要な事実を開示せず、又は虚偽の事実を開示したとき。
十一 法律又は定款に定めた理事又は監事の員数を欠くこととなつた場合において、その選任手続をすることを怠つたとき。
十二 定款、社員名簿、議事録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、剰余金の処分若しくは損失の処理に関する議案、監査報告書、会計帳簿、第五十九条第一項若しくは第九十条第一項前段において準用する商法第四百一項、第一百二十条第一項若しくは第一百三十条第一項の附属明細書、第九十一条第一項前段において準用する同法第四百十九条第一項、第一百二十条第一項前段において準用する同法第一百三十九条第一項、第一百三十条第一項若しくは第一百二十一条第五項前段において準用する同法第一百十七条第一項後段の財産目録、第九十一条第一項前段において準用する同法第四百二十九条第一項第一項前段において準用する同法第四百二十七条第一項の決算報告書又は第一百三十四条第一項若しくは第

百四十八条第一項の書面に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
十三 第六十一条第一項、第六十八条第一項、第一百二十七条第一項若しくは第二項、第三百三十三条第一項若しくは第三百四十四条第一項の規定に違反して、基
十四 第六十二条第一項の規定に違反して、基金の返還に係る債権を取得したとき。
十五 第六十二条第二項後段の規定に違反して、基金の返還に係る債権を相当の時期に他人に譲渡しなかつたとき。
十六 第六十四条又は第六十七条の規定に違反して、損失へん補準備金又は代替基金を積み立てず、又はこれを取り崩したとき。
十七 裁判所の選任した清算人に事務の引渡しをしないとき。
十八 第九十五条第一項前段又は第一百二十条第一項前段において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をする
十九 第九十五条第一項前段又は第一百二十条第一項前段において準用する商法第三百三十二条第一項第一項「又は合資会社」を「若しくは有限会社又は中間法人」とする。(商法の一一部改正)
二十 清算の結了を遅延させる目的で、第九十条第一項前段において準用する商法第四百二十二条第一項の期間を不適に定めたとき。
二十一 第九十五条第一項前段において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。
二十二 第百二十二条第一項から第四項までの規定に違反して、無限責任中間法人の財産を処分したとき。
二十三 第百三十三条第一項、第三百三十九条又は第三百四十七条の規定に違反して、合併したとき。

四十八条第一項の書面に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
十三 第六十一条第一項、第六十八条第一項、第一百二十七条第一項若しくは第二項、第三百三十三条第一項若しくは第三百四十四条第一項の規定に違反して、基
十四 第六十二条第一項の規定に違反して、基金の返還に係る債権を取得したとき。
十五 第六十二条第二項後段の規定に違反して、基金の返還に係る債権を相当の時期に他人に譲渡しなかつたとき。
十六 第六十四条又は第六十七条の規定に違反して、損失へん補準備金又は代替基金を積み立てず、又はこれを取り崩したとき。
十七 裁判所の選任した清算人に事務の引渡しをしないとき。
十八 第九十五条第一項前段又は第一百二十条第一項前段において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をする
十九 第九十五条第一項前段又は第一百二十条第一項前段において準用する商法第三百三十二条第一項第一項「又は合資会社」を「若しくは有限会社又は中間法人」とする。(商法の一一部改正)
二十 清算の結了を遅延させる目的で、第九十条第一項前段において準用する商法第四百二十二条第一項の期間を不適に定めたとき。
二十一 第九十五条第一項前段において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。
二十二 第百二十二条第一項から第四項までの規定に違反して、無限責任中間法人の財産を処分したとき。
二十三 第百三十三条第一項、第三百三十九条又は第三百四十七条の規定に違反して、合併したとき。

四十八条第一項の書面に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
十三 第六十一条第一項、第六十八条第一項、第一百二十七条第一項若しくは第二項、第三百三十三条第一項若しくは第三百四十四条第一項の規定に違反して、基
十四 第六十二条第一項の規定に違反して、基金の返還に係る債権を取得したとき。
十五 第六十二条第二項後段の規定に違反して、基金の返還に係る債権を相当の時期に他人に譲渡しなかつたとき。
十六 第六十四条又は第六十七条の規定に違反して、損失へん補準備金又は代替基金を積み立てず、又はこれを取り崩したとき。
十七 裁判所の選任した清算人に事務の引渡しをしないとき。
十八 第九十五条第一項前段又は第一百二十条第一項前段において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をする
十九 第九十五条第一項前段又は第一百二十条第一項前段において準用する商法第三百三十二条第一項第一項「又は合資会社」を「若しくは有限会社又は中間法人」とする。(商法の一一部改正)
二十 清算の結了を遅延させる目的で、第九十条第一項前段において準用する商法第四百二十二条第一項の期間を不適に定めたとき。
二十一 第九十五条第一項前段において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。
二十二 第百二十二条第一項から第四項までの規定に違反して、無限責任中間法人の財産を処分したとき。
二十三 第百三十三条第一項、第三百三十九条又は第三百四十七条の規定に違反して、合併したとき。

「中間法人」を加え、同号(イ)中「金額」の下に「又は基金の総額を、「会社」の下に「又は中間法人」を加え、同号(四)中「又は相互会社」の下に「若しくは中間法人」を加える。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一一部改正)

第八条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

六十二 中間法人法(平成十三年法律第
号)第百五十七条(理事等の特別責任)の
罪

理由

公益も営利も目的としない団体の社会経済活動が我が国において重要な地位を占めていることとかんがみ、これらの団体の準則主義による法人格の取得を可能とする制度を新たに創設し、法人格取得の要件及び法人格取得後の当該法人の組織及び運営についての規律を内容とする一般法を新たに定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。